

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

# 各種特約(医療・ガン) (特約中途付加用)

## ▶ ご契約のしおり・約款

## ▶ 注意喚起情報

お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた  
「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。

## はじめに

いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
この冊子には特約中途付加にともなう大切な事項が記載されています。

ぜひご一読され、内容を十分にご確認のうえ、特約中途付加をお申込みいただくようお願ひいたします。

お申込みいただきましたら、保険証券とともに保管され、ご利用ください。

もし、わかりにくい点がございましたら、代理店・社員、当社の課支社または本社までお問い合わせください。

内容は、次の三つの部分に分かれています。

### 注意喚起情報

特約中途付加のお申込みに際して、特にご注意していただきたい事項を記載しています。

### ご契約のしおり

特約中途付加のお申込みに際して、知っていただきたい事項を記載しています。

### 約款

ご契約についてのとりきめを記載しています。

なお、特約条項に記載のない事項については、普通保険約款の規定が適用されますので、あわせてお読みください。

- この**注意喚起情報**は、ご契約のお申込みや特約の中途付加に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に**契約概要**とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この**注意喚起情報**のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、  
「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので必ずご確認ください。

## 健康状態等の告知

### 1 健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

#### 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。  
※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。
- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

#### 告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
  - ・社員
  - ・代理店
  - ・三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

#### お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
  - ・保険金等のご請求の際
  - ・保険料のお払込みの免除をご請求の際

## 傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

■ 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできることや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

## 告知の内容が事実と相違する場合について

■ 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 保険金等をお支払いする事由が発生していても、保険金・給付金等をお支払いできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらない場合は、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により保険金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合<sup>注</sup>には、ご契約または特約を解除することがあります。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

■ 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかつた場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお戻しません。

※生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めしたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

## 保障の開始（責任開始期）

### 2 保障は第1回保険料相当額を受け取った時 (告知前に受け取った時は告知の時)から開始します。

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、中途付加する特約の第1回保険料相当額を三井住友海上あいおい生命が受け取った時（告知前に受け取った時は告知の時）から保険契約上の保障を開始します。
- この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



- 三井住友海上あいおい生命的保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命的保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

## 保険料のお払込み等

### 3 保険料は、期間内にお払込みください。

#### 保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

#### 保険契約の失効・復活等について

- 保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付（お立替え）ができない場合、**ご契約は失効します。**

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で三井住友海上あいおい生命が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる自動振替貸付（お立替え）のお取扱いがあります。

この場合、自動振替貸付金（お立替金）について三井住友海上あいおい生命所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

※利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。

※保険種類によっては、保険料の自動振替貸付（お立替え）のお取扱いができない場合があります。

- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から1年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとつていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

この場合、告知（ご契約によっては診査）と、復活に必要な保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

## 保険金・給付金等をお支払いできない場合

4

### 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

#### ■ お支払事由に該当しない場合

- 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
- 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等

#### ■ 保険金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
- 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等

#### ■ 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

#### ■ 保険契約のお申込みや復活等の際に、保険金・給付金等を不法に取得する目的があってご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

#### ■ 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

#### ■ 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

## 解約と解約返戻金

5

### 解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

#### ■ お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、解約返戻金があつても多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

#### ■ 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

#### ■ 新医療保険α・新医療保険・新ガン保険α・新ガン保険に付加する各特約（終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）を除く）は保険期間を通じて、解約返戻金が低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっています。

#### ■ 次の特約は保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 先進医療特約（無解約返戻金型）
- ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）
- 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）
- 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）
- 新保険料払込免除特約
- 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）
- ガン診断給付特約（無解約返戻金型）
- ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）
- 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）
- ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）
- 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）
- 終身介護保障特約（無解約返戻金型）（18）
- 入院時手術給付特約（無解約返戻金型）
- 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）
- ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）
- ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）

## 保険会社が経営破綻した場合等

### 6 保険会社の業務または財産の状況の変化、または 経営破綻により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

## 新たな保険契約へのお申込み

### 7 現在ご契約の保険契約を解約・減額等をすることを前提に、 新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。  
告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかつたためにご契約が解除・取消となることもあります。  
※ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の「告知の内容が事実と相違する場合について」をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。  
また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

## 保険金・給付金等のご請求

### 8 保険金・給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

- ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、  
 「ご契約のしおり・約款」・「三井住友海上あいおい生命ホームページ」(<http://www.msa-life.co.jp>)  
に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。  
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により特約保険料相当額および被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、保険金・給付金等をお支払いします。  
ただし、この書面の「**保険金・給付金等をお支払いできない場合**」に記載している約款の定めにより保険金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。
- 次の場合、保険金・給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金・給付金等や保険料の払込免除を請求できることがあります。
  - 被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一で、受取人が保険金・給付金等を請求できない特別な事情があるとき
  - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

※代理請求できる保険金等の範囲については、「**ご契約のしおり・約款**」でご確認ください。

9

## お問い合わせ先

### 保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。

#### お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <http://www.seijo.or.jp/>

## 個人情報の取扱い

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入<sup>注</sup>にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1.三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
- 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2.三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下、「委託先」といいます。）に委託しております。

3.三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することができます。  
※医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4.三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することができます。

5.三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、所定の個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を同協会に登録し、利用することができます。

6.三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため、個人情報を共同して利用することができます。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ（<http://www.msa-life.co.jp>）**をご覧ください。

注 情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# ご契約のしおり



# 主な保険用語のご説明

か	<b>解約返戻金</b> かい やく へん れい きん	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
	<b>ガン給付責任開始期(日)</b> きゅう ふ せき にん かい し き (ひ)	ガン診断給付金等のガンに関する保障が開始される時期をガン給付責任開始期といい、そのガン給付責任開始期の属する日をガン給付責任開始日といいます。
き	<b>給付金</b> きゅう ふ きん	入院されたときや手術されたとき、お亡くなりになられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	<b>給付金受取人</b> きゅう ふ きん うけとり にん	給付金を受け取る人のことをいいます。
け	<b>契約応当日</b> けい やく おう とう び	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	<b>契約者(保険契約者)</b> けい やく しゃ ほ けん けい やく しゃ	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	<b>契約年齢</b> けい やく ねん れい	ご契約における被保険者の年齢(満年齢)です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	<b>契約日</b> けい やく び	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により契約日と責任開始日が異なる場合があります。
こ	<b>告知義務と告知義務違反</b> こくちぎむ こくちぎむ いはん	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	<b>失効</b> しつ こう	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	<b>指定代理請求人</b> していだいり せいきゅうにん	保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	<b>支払事由</b> しはらいじゆう	約款に定める保険金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、保険金等をお受取りいただけます。

	<b>主契約と特約</b>	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させる目的や、保険料払込方法等主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	<b>診査</b>	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。
<b>せ</b>	<b>責任開始期(日)</b>	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	<b>責任準備金(積立金)</b>	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
<b>と</b>	<b>特約条項</b>	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
<b>は</b>	<b>払込期月</b>	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
<b>ひ</b>	<b>被保険者</b>	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
<b>ふ</b>	<b>普通保険約款</b>	主契約の約款のことをいいます。
	<b>復活</b>	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となります、健康状態等によっては復活できないこともあります。
<b>ほ</b>	<b>保険期間満了日</b>	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	<b>保険金</b>	被保険者が死亡または高度障害状態になられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
	<b>保険金受取人</b>	保険金を受け取る人のことをいいます。
	<b>保険証券</b>	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。

# 主な保険用語のご説明

	<b>保険年度</b> ほけんねんど	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	<b>保険料</b> ほけんりょう	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	<b>保険料払込期間</b> ほけんりょうはらいこみきかん <b>満了日</b> まんりょうび	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	<b>約款</b> やくかん	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

## M E M O



# お願いとお知らせ

## 個人情報の取扱いについて

●当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

●当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下「委託先」といいます。)に委託しております。

●当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

●当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することができます。

●当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため、個人情報を共同して利用することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ(<http://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

## 保険契約等に関する情報の共同利用について

●当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

## 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

### 「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

※ガン保険、新ガン保険、新ガン保険αおよびガン保険(無解約返戻金型) (18)は本制度の対象外です。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

●なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。(巻末をご参照ください。)

#### 【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

## 「支払査定時照会制度」について

### 「保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手續に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

#### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

## 取引時確認(本人確認)について

●当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

●お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

- ・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時
- ・現金等による200万円を超える取引時
- ・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

●取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

## 特約中途付加のお申込みについて

### 「申込書・告知書は、ご自身で正確に記入してください」(※)

●特約中途付加の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。

記入内容を十分お確かめのうえ、自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)をお願いします。

※情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

## 保険料のお払込みに際して

### 「領収証は必ずお受取りください」

●保険料を社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。

●領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。



# お願いとお知らせ

## お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 社員または当社の委託した確認担当者が、特約中途付加のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容や告知内容等について確認させていただく場合があります。
- 保険金・給付金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、保険金・給付金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。

## 受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

## 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

## 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

### 当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

- ・ご契約の復活
- ・特約の中途付加 等

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関する確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。(巻末をご参照ください。)

## 被保険者によるご契約者への解除請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または保険金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②保険金・給付金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または保険金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

# 約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

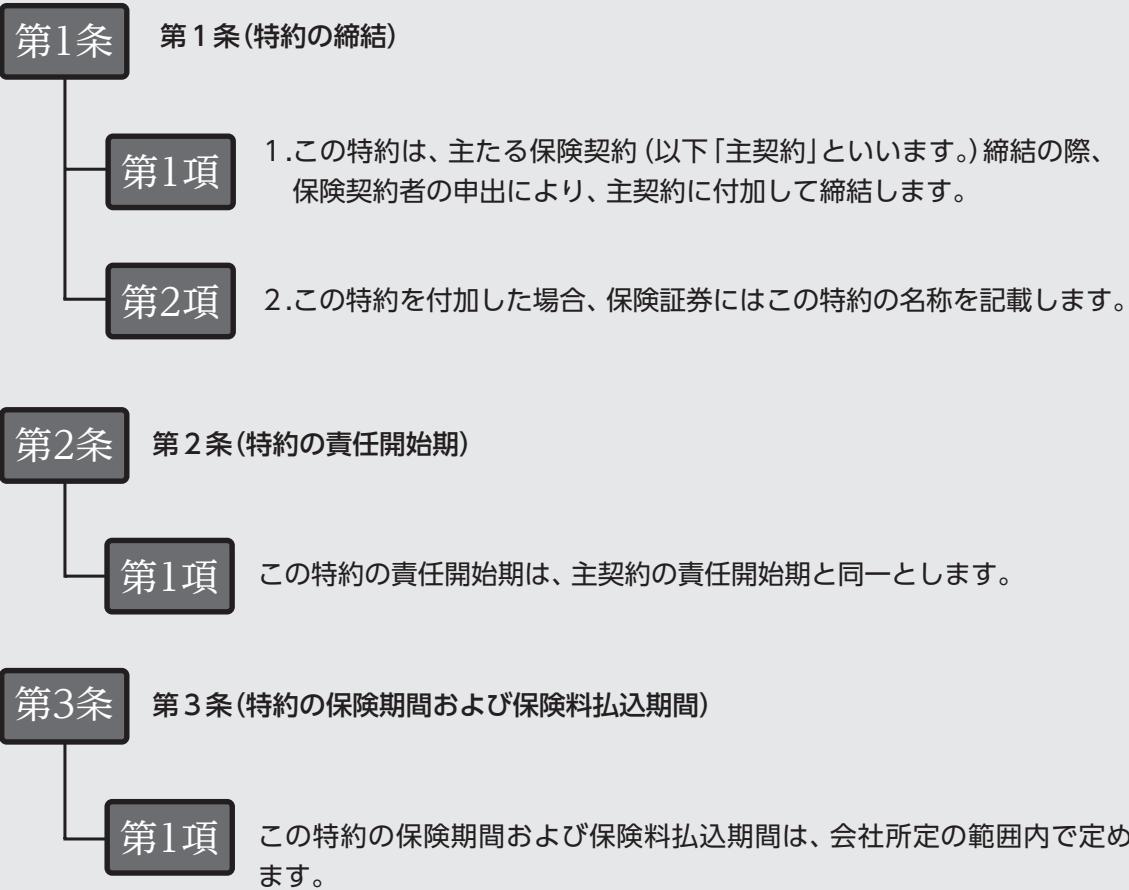
条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

## 【例】総則 第1条(特約の締結)の規定の場合



# もくじ

約款の  
ページ

●先進医療特約(無解約返戻金型) .....	1
●三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	9
●ガン診断給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	19
●ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型) .....	29
●抗ガン剤治療給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	39
●女性疾病給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	53
●通院給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	71
●終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18) .....	81
●新保険料払込免除特約 .....	97
●入院時手術給付特約(無解約返戻金型) .....	105
●三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型) .....	113
●女性疾病給付特約(無解約返戻金型) .....	123
●ガン診断給付特約(無解約返戻金型) .....	139
●先進医療特約 $\alpha$ .....	149
●三大疾病給付特約 $\alpha$ .....	161
●女性疾病給付特約 $\alpha$ .....	175
●ガン診断給付特約 $\alpha$ .....	193
●室料差額給付特約 $\alpha$ .....	205
●脳卒中治療支援特約 $\alpha$ .....	217
●新退院給付特約 .....	229
●先進医療特約 .....	241
●新三大疾病入院給付特約 .....	253
●新女性疾病入院給付特約 .....	265
●新介護保障特約 .....	283
●新ガン診断給付特約 .....	295
●ガン退院療養給付特約(無解約返戻金型)(18) .....	309
●ガン先進医療特約(無解約返戻金型)(18) .....	317
●ガン死亡保障特約(無解約返戻金型)(18) .....	325
●在宅療養給付特約 $\alpha$ .....	335
●ガン先進医療特約 $\alpha$ .....	345
●ガン室料差額給付特約 $\alpha$ .....	357
●ガン死亡保障特約 $\alpha$ .....	369
●新在宅療養給付特約 .....	381
●ガン先進医療特約 .....	393
●新ガン死亡保障特約 .....	405
●災害入院給付特約 .....	417
●入院一時金特約 .....	431
●手術給付特約 .....	443
●退院給付特約 .....	455
●三大疾病入院給付特約 .....	465
●女性疾病入院給付特約 .....	475
●介護保障特約 .....	489
●ガン診断給付特約 .....	499
●ガン手術給付特約 .....	509
●在宅療養給付特約 .....	519
●ガン死亡保障特約 .....	529
●死亡保障特約 .....	541
●保険料払込免除特約 .....	553
●代理請求特約 .....	581
●特別条件特約 .....	587
●保険料口座振替特約 .....	595
●クレジットカード扱特約 .....	599
●団体扱特約 .....	601
●準団体扱特約 .....	605
●集団扱特約 .....	609
●保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約 .....	611

## MEMO

## 先進医療特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	2	別表2 療養	8
第1条（特約の締結）	2	別表3 先進医療	8
第2条（特約の責任開始期）	2	別表4 公的医療保険制度	8
第3条（特約の保険料払込期間）	2	別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	8
2. 先進医療給付金の支払	2		
第4条（先進医療給付金の支払）	2		
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	3		
第6条（先進医療給付金の支払限度）	3		
3. 特約保険料の払込免除	3		
第7条（特約保険料の払込免除）	3		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	3		
第8条（告知義務）	3		
第9条（告知義務違反による解除）	3		
第10条（特約を解除できない場合）	3		
5. 重大事由による解除	4		
第11条（重大事由による解除）	4		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	4		
第12条（特約保険料の払込）	4		
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	5		
第14条（特約保険料の自動振替貸付）	5		
第15条（特約の失効および消滅）	5		
7. 特約の復活	5		
第16条（特約の復活）	5		
8. 特約の解約および解約返戻金	5		
第17条（特約の解約）	5		
第18条（解約返戻金）	5		
9. 先進医療給付金の受取人による特約の存続	5		
第19条（先進医療給付金の受取人による特約の存続）	5		
10. 契約者配当	6		
第20条（契約者配当）	6		
11. 請求手続	6		
第21条（請求手続）	6		
12. 先進医療給付金等の支払の時期・場所等	6		
第22条（先進医療給付金等の支払の時期・場所等）	6		
13. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	6		
第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	6		
14. 主約款の準用	6		
第24条（主約款の準用）	6		
15. 中途付加の場合の取扱	6		
第25条（中途付加の場合の取扱）	6		
16. 特別条件特約を付加した場合の取扱	7		
第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	7		
17. 特別取扱	7		
第27条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の場合の取扱）	7		
別表1 請求書類	8		

## 先進医療特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. 先進医療給付金の支払

#### 第4条（先進医療給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、先進医療給付金を支払います。

名 称	先進医療給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合
先進医療給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>① 疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表8に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 別表3に定める先進医療による療養であること</p>	<p>被保険者が負担した次の各号の費用の額</p> <p>(1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。）</p> <p>(2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額</p> <p>(3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）</p>	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより療養を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に療養を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養であるとき
  - 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
  - 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- この特約の先進医療給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

**第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）**

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの事由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

**第6条（先進医療給付金の支払限度）**

この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

**3. 特約保険料の払込免除****第7条（特約保険料の払込免除）**

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

**4. 告知義務および告知義務違反による解除****第8条（告知義務）**

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

**第9条（告知義務違反による解除）**

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、先進医療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、先進医療給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に先進医療給付金を支払っていたときは、先進医療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、先進医療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、先進医療給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

**第10条（特約を解除できない場合）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により先進医療給付

金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより先進医療給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の先進医療給付金を詐取する目的または他人にこの特約の先進医療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の先進医療給付金の請求に関し、先進医療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、先進医療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に先進医療給付金を支払っていたときは、先進医療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないままで、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を先進医療給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、先進医療給付金を

支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

#### 第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を先進医療給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

#### 第14条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### 第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
3. この特約の先進医療給付金の支払額が通算して第6条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### 7. 特約の復活

#### 第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### 8. 特約の解約および解約返戻金

#### 第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第18条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

### 9. 先進医療給付金の受取人による特約の存続

#### 第19条（先進医療給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における先進医療給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 10. 契約者配当

### 第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 11. 請求手続

### 第21条（請求手続）

- 先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または先進医療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の先進医療給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 12. 先進医療給付金等の支払の時期・場所等

### 第22条（先進医療給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による先進医療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 13. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度（別表4に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 14. 主約款の準用

### 第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 15. 中途付加の場合の取扱

### 第25条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 16. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に受けた療養で、会社指定の部位に生じた傷害（この特約の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

## 17. 特別取扱

### 第27条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）に付加されている場合には、第4条（先進医療給付金の支払）第1項の適用に際しては、「主約款の備考3」を「主約款の備考2」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第4条
先進医療給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

## 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	10	第28条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場合の取扱）	16
第1条（特約の締結）	10	別表1 請求書類	17
第2条（特約の責任開始期）	10	備考 治療を目的とした入院	17
第3条（特約のガン給付責任開始期）	10		
第4条（特約の保険料払込期間）	10		
2. 三大疾病の定義およびガンの診断確定	10		
第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）	10		
3. 三大疾病入院一時給付金の支払	11		
第6条（三大疾病入院一時給付金の支払）	11		
4. 特約保険料の払込免除	11		
第7条（特約保険料の払込免除）	11		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	11		
第8条（告知義務）	11		
第9条（告知義務違反による解除）	12		
第10条（特約を解除できない場合）	12		
6. ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱	12		
第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）	12		
7. 重大事由による解除	13		
第12条（重大事由による解除）	13		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	13		
第13条（特約保険料の払込）	13		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	14		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	14		
第16条（特約の失効および消滅）	14		
9. 特約の復活	14		
第17条（特約の復活）	14		
10. 特約内容の変更	14		
第18条（三大疾病入院一時給付金額の減額）	14		
11. 特約の解約および解約返戻金	14		
第19条（特約の解約）	14		
第20条（解約返戻金）	14		
12. 三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続	14		
第21条（三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続）	14		
13. 契約者配当	15		
第22条（契約者配当）	15		
14. 請求手続	15		
第23条（請求手続）	15		
15. 三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等	15		
第24条（三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等）	15		
16. 主約款の準用	15		
第25条（主約款の準用）	15		
17. 中途付加の場合の取扱	15		
第26条（中途付加の場合の取扱）	15		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	16		
第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	16		
19. 特別取扱	16		

## 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 三大疾病入院一時給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン（第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）第1項に定めるところによります。）による三大疾病入院一時給付金の支払については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. 三大疾病の定義およびガンの診断確定

#### 第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）

1. この特約において「三大疾病」「ガン」「心疾患」および「脳血管疾患」とは、それぞれ主約款の別表7に定める三大疾病、ガン、心疾患および脳血管疾患をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 三大疾病入院一時給付金の支払

#### 第6条（三大疾病入院一時給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、三大疾病入院一時給付金を支払います。

名称	三大疾病入院一時給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
三大疾病入院一時給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 次のいずれかの入院であること</p> <p>① 次の条件をすべて満たす入院</p> <p>ア. この特約のガン給付責任開始期以後にガンと診断確定されたこと</p> <p>イ. 前アのガンと診断確定された日以後の入院（診断確定された日を含んで入院している場合を含みます。）であること</p> <p>ウ. 前アで診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>② この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院</p> <p>(2) 三大疾病の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p>	三大疾病入院一時給付金額	主契約の入院手術給付金受取人

- 被保険者が三大疾病以外の疾病または傷害による入院中に三大疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日からその三大疾病的治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
- 被保険者が三大疾病入院一時給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第4項の規定により三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて1年以内に三大疾病入院一時給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかるわらず、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
- 被保険者が三大疾病入院一時給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病入院一時給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、三大疾病入院一時給付金を支払います。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
  - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- この特約の三大疾病入院一時給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、三大疾病入院一時給付金額の減額の取扱は行いません。

### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に三大疾病入院一時給付金を支払っていたときは、三大疾病入院一時給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱

### 第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本項において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、この特約のガンによる三大疾病入院一時給付金の支払はないものとします。
2. 前項の場合で、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）を保険契約者に払い戻します。
3. 第9条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の取扱は行いません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の三大疾病入院一時給付金を詐取する目的または他人にこの特約の三大疾病入院一時給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の三大疾病入院一時給付金の請求に関し、三大疾病入院一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院一時給付金を支払っていたときは、三大疾病入院一時給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を三大疾病入院一時給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の三大疾病入院一時給付金額が減額されたとき

#### **第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を三大疾病入院一時給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。

#### **第15条（特約保険料の自動振替貸付）**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第16条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

### **9. 特約の復活**

#### **第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガンによる三大疾病入院一時給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第18条（三大疾病入院一時給付金額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、三大疾病入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病入院一時給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、三大疾病入院一時給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、三大疾病入院一時給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、三大疾病入院一時給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、三大疾病入院一時給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### **11. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第19条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第20条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

### **12. 三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続**

#### **第21条（三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における三大疾病入院一時給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

1. 三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または三大疾病入院一時給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院一時給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による三大疾病入院一時給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、三大疾病入院一時給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた事実の有無」を加えます。

## 16. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガンによる三大疾病入院一時給付金の支払については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合には、前号の規定を適用せず、その満了日の翌日に入院を開始したものとみなします。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合には、第1号の規定を適用せず、その併発日に入院を開始したものとみなします。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 特別取扱

### 第28条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）第2項の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
三大疾病入院一時給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院一時給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による申出無効	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 会社所定の様式による医師の診断書	第11条
三大疾病入院一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 三大疾病入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考 治療を目的とした入院**

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



# ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	20	第29条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）	26
第1条（特約の締結）	20	別表1 請求書類	27
第2条（特約の責任開始期）	20	別表2 対象となるガン	27
第3条（特約のガン給付責任開始期）	20	備考 治療を目的とした入院	28
第4条（特約の保険料払込期間）	20		
2. ガンの定義および診断確定	20		
第5条（ガンの定義および診断確定）	20		
3. ガン診断給付金の支払	20		
第6条（ガン診断給付金の支払）	20		
4. 特約保険料の払込免除	21		
第7条（特約保険料の払込免除）	21		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	21		
第8条（告知義務）	21		
第9条（告知義務違反による解除）	21		
第10条（特約を解除できない場合）	21		
6. 特約の無効	22		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	22		
7. 重大事由による解除	22		
第12条（重大事由による解除）	22		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	23		
第13条（特約保険料の払込）	23		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	23		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	23		
第16条（特約の失効および消滅）	23		
9. 特約の復活	23		
第17条（特約の復活）	23		
10. 特約内容の変更	24		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	24		
11. 特約の解約および解約返戻金	24		
第19条（特約の解約）	24		
第20条（解約返戻金）	24		
12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続	24		
第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）	24		
13. 契約者配当	24		
第22条（契約者配当）	24		
14. 請求手続	24		
第23条（請求手続）	24		
15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等	24		
第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）	24		
16. 主約款の準用	24		
第25条（主約款の準用）	24		
17. 中途付加の場合の取扱	25		
第26条（中途付加の場合の取扱）	25		
18. 特別取扱	25		
第27条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場合の取扱）	25		
第28条（主契約が新ガソリンαの場合の取扱）	25		

## ガン診断給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) ガン診断給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. ガン診断給付金の支払

#### 第6条（ガン診断給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン診断給付金を支払います。

名称	ガン診断給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断給付金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主契約の入院手術給付金受取人

2. 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定したことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて1年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン

診断給付金を支払いません。

4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に第1項の支払事由の(2)に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
5. この特約のガン診断給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

#### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

##### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

##### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン診

断給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。) を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)

1. 被保険者が、告知(復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。)時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額(この特約に関する部分に限ります。)および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。)は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第13条(特約保険料の払込)第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条(告知義務違反による解除)および第12条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条(重大事由による解除)

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン診断給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン診断給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
  - (2) この特約のガン診断給付金の請求に関し、ガン診断給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン診断給付金の受取人(主約款に定める代理請求人を含みます。)に通知します。

4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン診断給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン診断給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## 9. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガン診断給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

## 12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン診断給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

1. ガン診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン診断給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、ガン診断給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

## 16. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期
 

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期
 

ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間
 

この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算
 

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 18. 特別取扱

### 第27条（主契約に新保険料払込免除特約を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

### 第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 第6条（ガン診断給付金の支払）第1項ならびに第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表6」と、「別表6」を「別表7」とそれぞれ読み替えます。
  - (2) 第13条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
    5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
      - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
      - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
      - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
      - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に

払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

- (3) 第15条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

- (4) 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

- (5) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。

- ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 第29条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（ガン診断給付金の支払）第1項ならびに第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表3」と、「別表6」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 保険料の払込免除に関する規定および第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
ガン診断給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となるガン**

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。  
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00～C 14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15～C 26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30～C 39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40～C 41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43～C 44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45～C 49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64～C 68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69～C 72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73～C 75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
上皮内新生物<腫瘍>	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類摘要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

#### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

# ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	30	第29条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の場合の取扱）	36
第1条（特約の締結）	30	第30条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）	36
第2条（特約の責任開始期）	30	別表1 請求書類	37
第3条（特約のガン給付責任開始期）	30	別表2 対象となるガン	37
第4条（特約の保険料払込期間）	30	別表3 通院	38
2. ガンの定義および診断確定	30	備考	38
第5条（ガンの定義および診断確定）	30		
3. ガン治療通院給付金の支払	30		
第6条（ガン治療通院給付金の支払）	30		
4. 特約保険料の払込免除	31		
第7条（特約保険料の払込免除）	31		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	31		
第8条（告知義務）	31		
第9条（告知義務違反による解除）	31		
第10条（特約を解除できない場合）	32		
6. 特約の無効	32		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	32		
7. 重大事由による解除	32		
第12条（重大事由による解除）	32		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	33		
第13条（特約保険料の払込）	33		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	33		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	34		
第16条（特約の失効および消滅）	34		
9. 特約の復活	34		
第17条（特約の復活）	34		
10. 特約の解約および解約返戻金	34		
第18条（特約の解約）	34		
第19条（解約返戻金）	34		
11. ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続	34		
第20条（ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続）	34		
12. 契約者配当	34		
第21条（契約者配当）	34		
13. 請求手続	34		
第22条（請求手続）	34		
14. ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等	34		
第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）	34		
15. 主約款の準用	35		
第24条（主約款の準用）	35		
16. 中途付加の場合の取扱	35		
第25条（中途付加の場合の取扱）	35		
17. 特別取扱	35		
第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）	35		
第27条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）	35		
第28条（主契約が新ガン保険 $\alpha$ の場合の取扱）	36		

## ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン治療通院給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. ガン治療通院給付金の支払

#### 第6条（ガン治療通院給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン治療通院給付金を支払います。

名称	支払額	受取人
ガン治療通院給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす通院をしたとき</p> <p>(1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表3に定める通院であること</p> <p>(2) ガンの治療を目的とした通院（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）における通院であること</p> <p>(4) 第2項に定める支払対象期間中の通院であること</p> <p><math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{主契約の} \\ \text{入院給付金額} \\ \times \\ \text{支払対象期間内の} \\ \text{通院日数} \end{array} \right)</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人

- 支払対象期間は次のとおりとします。

- 被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 被保険者が最終の支払対象期間満了日の翌日以後に、次のいずれかに該当した場合、該当した日からその日を含めて5年間
  - 既に診断確定されたガンを治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発したと診断確定されたとき
  - 既に診断確定されたガンが、他の臓器（同一の種類の臓器が複数ある場合、それらは同じ臓器とみなします。）に転移したと診断確定されたとき。ただし、当該転移の以前においてその臓器に既にガン

- が生じていた場合を除きます。
- ③ 既に診断確定されたガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
- ④ 次の条件をすべて満たす入院をしたとき(最終の支払対象期間満了日の翌日に次の条件をすべて満たす継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなします。)
- ア. この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
- イ. ガンの治療を目的とした入院(備考2に定めるところによります。以下同じ。)であること
- ウ. 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
3. 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
4. 次の場合、ガン治療通院給付金は重複して支払いません。
- (1) 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
- (2) 被保険者が2以上のガンの治療を目的とした1回の通院をしたとき
5. 被保険者が、主契約の入院給付金(この特約と同一の主契約に付加されている他の特約から支払われる入院給付金を含みます。)が支払われる期間中に第1項に定める通院をしたときは、ガン治療通院給付金は支払いません。
6. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、ガン治療通院給付金の支払額は各日現在の主契約の入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. この特約のガン治療通院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 4. 特約保険料の払込免除

### 第7条(特約保険料の払込免除)

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条(告知義務)

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結  
(2) 特約の復活

### 第9条(告知義務違反による解除)

- 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 会社は、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、ガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン治療通院給付金を支払っていたときは、ガン治療通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人(主約款に定める代理請求人を含みます。)が証明したときは、ガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人(主約款に定める代理請求人を含みます。)に通知します。
- 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン治療通院給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン治療通院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン治療通院給付金の請求に関し、ガン治療通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
- 2. 会社は、ガン治療通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン治療通院給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン治療通院給付金を支払っていたときは、ガン治療通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン治療通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
- 4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン治療通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン治療通院給付金から差し引きります。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン治療通院給付金を支払いません。
- 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 1. 猶予期間中にガン治療通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン治療通院給付金から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン治療通院給付金を支払いません。

## **第15条（特約保険料の自動振替貸付）**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

## **第16条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## **9. 特約の復活**

### **第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガン治療通院給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

## **10. 特約の解約および解約返戻金**

### **第18条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### **第19条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

## **11. ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続**

### **第20条（ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン治療通院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## **12. 契約者配当**

### **第21条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

## **13. 請求手続**

### **第22条（請求手続）**

1. ガン治療通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン治療通院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン治療通院給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## **14. ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等**

### **第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）**

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、ガン治療通院給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」

を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

## 15. 主約款の準用

### 第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン治療通院給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 17. 特別取扱

### 第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）

保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加した場合には、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

### 第27条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

## 第28条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 第6条（ガン治療通院給付金の支払）第1項、第2項および第6項ならびに別表3の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表6」と、「別表6」を「別表7」とそれぞれ読み替えます。
  - (2) 第13条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
    5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
      - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
      - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
      - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
      - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき
  - (3) 第15条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
  - (4) 第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。
  - (5) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。
    - ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
    - ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
    - ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 第29条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険（18）に付加されている場合には、第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）の規定は適用しません。

## 第30条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（ガン治療通院給付金の支払）第1項、第2項および第6項、第13条（特約保険料の払込）第5項ならびに別表3の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」と、「別表5」を「別表3」と、「別表6」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 保険料の払込免除に関する規定ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）および第26条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）の規定は適用しません。
- (3) 第23条（ガン治療通院給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約によるガン治療通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン治療通院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン治療通院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 通院したことを証する書類	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン治療通院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン治療通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となるガン**

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。  
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00～C 14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15～C 26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30～C 39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40～C 41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43～C 44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45～C 49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64～C 68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69～C 72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73～C 75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
上皮内新生物<腫瘍>	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2……上皮内癌	
上皮内	
非浸潤性	
非浸襲性	
／3……悪性、原発部位	
／6……悪性、転移部位	
悪性、続発部位	
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳	

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類摘要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

### 別表3 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、主約款の別表5に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。）

### 備考

#### 1. 治療を目的とした通院

「治療を目的とした通院」には、検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。また、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院は、「ガンの治療を目的とした通院」には該当しません。

#### 2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいたガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	40
第1条（特約の締結）	40
第2条（特約の責任開始期）	40
第3条（特約のガン給付責任開始期）	40
第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）	40
2. ガンの定義および診断確定	40
第5条（ガンの定義および診断確定）	40
3. 抗ガン剤治療給付金の支払	41
第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）	41
第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）	41
4. 特約保険料の払込免除	41
第8条（特約保険料の払込免除）	41
5. 告知義務および告知義務違反による解除	42
第9条（告知義務）	42
第10条（告知義務違反による解除）	42
第11条（特約を解除できない場合）	42
6. 特約の無効	42
第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	42
7. 重大事由による解除	43
第13条（重大事由による解除）	43
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	43
第14条（特約保険料の払込）	43
第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	44
第16条（特約保険料の自動振替貸付）	44
第17条（特約の失効および消滅）	44
9. 特約の復活	44
第18条（特約の復活）	44
10. 特約内容の変更	44
第19条（抗ガン剤治療給付金月額の減額）	44
11. 特約の解約および解約返戻金	45
第20条（特約の解約）	45
第21条（解約返戻金）	45
12. 抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続	45
第22条（抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続）	45
13. 契約者配当	45
第23条（契約者配当）	45
14. 請求手続	45
第24条（請求手続）	45
15. 抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等	45
第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）	45
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	45
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	45
17. 特約の更新	45
第27条（特約の更新）	45
18. 主約款の準用	46
第28条（主約款の準用）	46
19. 中途付加の場合の取扱	47
第29条（中途付加の場合の取扱）	47
20. 特別取扱	47
第30条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）	47
第31条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）	47
第32条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）	48
第33条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）	48
別表1 請求書類	49
別表2 対象となるガン	49
別表3 抗ガン剤治療	50
別表4 抗ガン剤	50
別表5 公的医療保険制度	50
別表6 医科診療報酬点数表	50
別表7 歯科診療報酬点数表	51
別表8 先進医療	51
別表9 療養	51
別表10 患者申出療養	51

## **抗ガン剤治療給付特約（無解約返戻金型）（18）条項**

### **1. 総則**

#### **第1条（特約の締結）**

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 抗ガン剤治療給付金月額

#### **第2条（特約の責任開始期）**

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### **第3条（特約のガン給付責任開始期）**

1. 抗ガン剤治療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### **第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）**

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### **2. ガンの定義および診断確定**

#### **第5条（ガンの定義および診断確定）**

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 抗ガン剤治療給付金の支払

#### 第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、抗ガン剤治療給付金を支払います。

名称	抗ガン剤治療給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
抗 ガン 剤 治 療 給 付 金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす抗ガン剤治療（別表3に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>(1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする抗ガン剤治療であること</p> <p>(2) ガンの治療を目的とした抗ガン剤治療であること</p> <p>(3) 次のいずれかを満たす抗ガン剤治療であること</p> <p>① 公的医療保険制度（別表5に定めるところによります。以下同じ。）における医科診療報酬点数表（別表6に定めるところによります。以下同じ。）または歯科診療報酬点数表（別表7に定めるところによります。以下同じ。）により、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること</p> <p>② 別表8に定める先進医療による療養（別表9に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>③ 別表10に定める患者申出療養による療養であること</p> <p>④ 前①、②および③のほか、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている別表4に定める抗ガン剤（厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたガンの治療に対する効能または効果が認められたものに限ります。）を用いたものであること</p>	支払事由に該当する月ごとに、支払事由に該当した日における抗ガン剤治療給付金月額	主契約の入院手術給付金受取人

2. 抗ガン剤治療については、次の各号に定める場合に応じて当該各号に定める日に、被保険者が抗ガン剤治療を受けたものとして取り扱います。
  - (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じ。）により行われた場合  
医師によりその抗ガン剤が投与された日
  - (2) 経口による投与が行われた場合  
医師が作成した処方せんにもとづくその抗ガン剤の投薬期間に属する日のうち、その抗ガン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）
  - (3) 前2号に該当しない場合  
医師がその抗ガン剤を処方した日
3. 抗ガン剤治療給付金が支払われる抗ガン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗ガン剤治療を受けた日に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じたものとみなします。
4. 抗ガン剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、別表4に定める抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。
5. 抗ガン剤治療給付金月額が変更された場合には、抗ガン剤治療給付金の支払額は支払事由に該当した日現在の抗ガン剤治療給付金月額にもとづいて計算します。
6. この特約の抗ガン剤治療給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）

この特約による抗ガン剤治療給付金の支払は、支払事由に該当する月を通算して120月をもって限度とします。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、抗ガン剤治療給付金月額の減額の取扱は行いません。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に抗ガン剤治療給付金を支払っていたときは、抗ガン剤治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた

金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の抗ガン剤治療給付金を詐取する目的または他人にこの特約の抗ガン剤治療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の抗ガン剤治療給付金の請求に関し、抗ガン剤治療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、抗ガン剤治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による抗ガン剤治療給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に抗ガン剤治療給付金を支払っていたときは、抗ガン剤治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または抗ガン剤治療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を抗ガン剤治療給付金から差し引きります。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、抗ガン剤治療給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料)を保険契約者(主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人)に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の抗ガン剤治療給付金月額が減額されたとき
  - (4) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)**

1. 猶予期間中に抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を抗ガン剤治療給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、抗ガン剤治療給付金を支払いません。

#### **第16条(特約保険料の自動振替貸付)**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第17条(特約の失効および消滅)**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
3. この特約の抗ガン剤治療給付金の支払が通算して第7条(抗ガン剤治療給付金の支払限度)に定める支払限度に達したときは、この特約は消滅します。

### **9. 特約の復活**

#### **第18条(特約の復活)**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、抗ガン剤治療給付金の支払については第3条(特約のガン給付責任開始期)第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第19条(抗ガン剤治療給付金月額の減額)**

1. 保険契約者は、将来に向かって、抗ガン剤治療給付金月額を減額することができます。ただし、減額後の抗ガン剤治療給付金月額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、抗ガン剤治療給付金月額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、抗ガン剤治療給付金月額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

## 12. 抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における抗ガン剤治療給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 抗ガン剤治療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または抗ガン剤治療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の抗ガン剤治療給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等

### 第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、抗ガン剤治療給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

## 16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の抗ガン剤治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 17. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

1. 保険契約者からこの特約の保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、この特約は更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

2. 更新後のこの特約については、次に定めるところによります。

(1) 保険期間

① 更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新後のこの特約の保険期間を次のとおり変更します。

ア. 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき  
更新日（更新前のこの特約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間

イ. 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき  
更新日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間

ウ. 更新日が主契約の保険料払込期間満了日の翌日のとき

10年

② 前①にかかわらず更新日における被保険者の契約上の年齢が90歳となるときは、更新後のこの特約の保険期間は終身とします。

③ 前①および②にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で保険期間を変更することがあります。

(2) 抗ガン剤治療給付金月額

更新前のこの特約の抗ガン剤治療給付金月額と同額とします。

(3) 保険料

更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。

(4) 保険期間の継続の取扱

第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）、第7条（抗ガン剤治療給付金の支払限度）、第8条（特約保険料の払込免除）、第11条（特約を解除できない場合）および第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。

(5) 告知義務違反による解除

更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後のこの特約を解除することができます。

(6) 保険料の払込

① 主契約の保険料払込期間中に更新されるとき

ア. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。

イ. 前ア. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないとときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

② 主契約の保険料払込期間経過後に更新されるとき

ア. 保険料払込方法（回数）は年払とします。この場合、会社の定める取扱範囲内で前納することができます。

イ. 更新後のこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路）は、主契約の保険料の払込方法（経路）と同一とします。

ウ. 更新後のこの特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

エ. 前ウ. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないとときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

オ. 前ウ. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第2回以後の保険料が払い込まれないとときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

(7) 適用する特約および保険料率

更新日における特約および保険料率を適用します。

(8) 保険証券

新たに保険証券を発行します。

3. 第1項ただし書きによりこの特約が更新されないときは、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に締結することができます。

## 18. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 19. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
抗ガン剤治療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 20. 特別取扱

### 第30条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

### 第31条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

1. この特約を新ガン保険αに付加する場合には、新ガン保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）第1項ならびに第19条（抗ガン剤治療給付金月額の減額）第2項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」とそれぞれ読み替えます。
  - (2) 第14条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
    5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は、主契約の死亡給付金受取人）に払いもどします。
      - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
      - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
      - (3) この特約の抗ガン剤治療給付金月額が減額されたとき
      - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に

払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

- (3) 第16条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

- (4) 第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

- (5) この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。

- ① この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。この場合、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。
- ③ 前①および②のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### **第32条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険の場合の取扱）**

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険に付加されている場合で、保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加したときは、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

### **第33条（主契約がガン保険（無解約返戻金型）（18）の場合の取扱）**

この特約がガン保険（無解約返戻金型）（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（抗ガン剤治療給付金の支払）第1項ならびに第19条（抗ガン剤治療給付金月額の減額）第2項の適用に際しては、「入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と、「入院手術給付金受取人」を「ガン給付金受取人」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 保険料の払込免除に関する規定および第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第25条（抗ガン剤治療給付金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

この特約による抗ガン剤治療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
抗ガン剤治療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 抗ガン剤治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条
抗ガン剤治療給付金月額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
抗ガン剤治療給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 抗ガン剤治療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となるガン**

- 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。  
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00～C 14
消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15～C 26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30～C 39
骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40～C 41
皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43～C 44
中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45～C 49
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64～C 68
眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69～C 72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73～C 75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
上皮内新生物<腫瘍>	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類摘要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

### 別表3 抗ガン剤治療

「抗ガン剤治療」とは、別表4に定める抗ガン剤を投与することにより、ガンを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法をいいます。（ホルモン療法を含みます。）

### 別表4 抗ガン剤

「抗ガン剤」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

### 別表5 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている医科診療報酬点数表をいいます。

**別表7 歯科診療報酬点数表**

「歯科診療報酬点数表」とは、抗ガン剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づいて定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

**別表8 先進医療**

「先進医療」とは、別表5の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在別表5の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。

**別表9 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表10 患者申出療養**

「患者申出療養」とは、別表5の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、抗ガン剤治療を受けた日現在別表5の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている抗ガン剤治療は除きます。



## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	54	第30条（主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合の取扱）	63
第1条（特約の締結）	54	20. 主契約に初期入院5日給付なし特則を付加した場合の取扱	63
第2条（特約の責任開始期）	54	第31条（主契約に初期入院5日給付なし特則を付加した場合の取扱）	63
第3条（特約の保険料払込期間）	54	21. 主契約に三大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱	64
第4条（女性疾病入院給付金日額）	54	第32条（主契約に三大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱）	64
2. 特約給付金の支払	54	22. 主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱	64
第5条（特約給付金の支払）	54	第33条（主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱）	64
第6条（支払限度の型）	57	別表1 請求書類	65
第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）	57	別表2 対象となる女性疾病	65
3. 特約保険料の払込免除	57	別表3 観血切除術	69
第8条（特約保険料の払込免除）	57	別表4 乳房再建術	69
4. 告知義務および告知義務違反による解除	58	別表5 子宮摘出術	69
第9条（告知義務）	58	別表6 卵巣摘出術	69
第10条（告知義務違反による解除）	58	備考	69
第11条（特約を解除できない場合）	58		
5. 重大事由による解除	58		
第12条（重大事由による解除）	58		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	59		
第13条（特約保険料の払込）	59		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	60		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	60		
第16条（特約の失効および消滅）	60		
7. 特約の復活	60		
第17条（特約の復活）	60		
8. 特約内容の変更	60		
第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）	60		
9. 特約の解約および解約返戻金	60		
第19条（特約の解約）	60		
第20条（解約返戻金）	60		
10. 給付金の受取人による特約の存続	60		
第21条（給付金の受取人による特約の存続）	60		
11. 契約者配当	61		
第22条（契約者配当）	61		
12. 請求手続	61		
第23条（請求手続）	61		
13. 特約給付金等の支払の時期・場所等	61		
第24条（特約給付金等の支払の時期・場所等）	61		
14. 契約内容の登録	61		
第25条（契約内容の登録）	61		
15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	61		
第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	61		
16. 主約款の準用	62		
第27条（主約款の準用）	62		
17. 中途付加の場合の取扱	62		
第28条（中途付加の場合の取扱）	62		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	62		
第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	62		
19. 主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合の取扱	63		

## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 女性疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした入院（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 入院日数が1日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上 5日以内の場合</p> <p>女性疾病入院 給付金日額の 5倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が6日以上 の場合</p> <p><math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \\ \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人

名称	支払事由	支払額	受取人						
女性疾病手術給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたとき。ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除きます。</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした手術（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。以下同じ。）であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(1) 入院中に受けた手術の場合  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 10</math> </p> <p>(2) 入院中以外に受けた手術の場合  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 5</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人						
女性特定手術給付金	<p>被保険者が次のいずれかの手術を受けたとき</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 乳房の観血切除術</td> <td>次の条件をすべて満たす乳房の観血切除術（別表3に定めるところによります。以下同じ。）であること</td> </tr> <tr> <td>(2) 乳房再建術</td> <td>前(1)の条件をすべて満たす乳房の観血切除術を受けた乳房について、主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた乳房再建術（別表4に定めるところによります。以下同じ。）であること</td> </tr> <tr> <td>(3) 子宮摘出術・卵巣摘出術</td> <td>次の条件をすべて満たす子宮摘出術（別表5に定めるところによります。以下同じ。）または卵巣摘出術（別表6に定めるところによります。以下同じ。）であること</td> </tr> </table> <p>① この特約の責任開始期以後に生じた乳房の悪性新生物（別表2中、基本分類コードがC50のものをいいます。以下同じ。）または乳房の上皮内癌（別表2中、基本分類コードがD05のものをいいます。以下同じ。）を直接の原因とする手術</p> <p>② 乳房の悪性新生物または乳房の上皮内癌の治療を目的とした手術</p> <p>③ 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術</p>	(1) 乳房の観血切除術	次の条件をすべて満たす乳房の観血切除術（別表3に定めるところによります。以下同じ。）であること	(2) 乳房再建術	前(1)の条件をすべて満たす乳房の観血切除術を受けた乳房について、主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた乳房再建術（別表4に定めるところによります。以下同じ。）であること	(3) 子宮摘出術・卵巣摘出術	次の条件をすべて満たす子宮摘出術（別表5に定めるところによります。以下同じ。）または卵巣摘出術（別表6に定めるところによります。以下同じ。）であること	<p>手術1回につき、</p> <p><math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 30</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人
(1) 乳房の観血切除術	次の条件をすべて満たす乳房の観血切除術（別表3に定めるところによります。以下同じ。）であること								
(2) 乳房再建術	前(1)の条件をすべて満たす乳房の観血切除術を受けた乳房について、主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた乳房再建術（別表4に定めるところによります。以下同じ。）であること								
(3) 子宮摘出術・卵巣摘出術	次の条件をすべて満たす子宮摘出術（別表5に定めるところによります。以下同じ。）または卵巣摘出術（別表6に定めるところによります。以下同じ。）であること								

名称	支払事由	支払額	受取人
女性疾病放射線治療給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする放射線治療であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした放射線治療であること</p> <p>(3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療（主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。）であること</p>	<p>放射線治療 1 回につき、</p> $\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10$	主契約の入院手術給付金受取人

2. 前項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上した場合には、継続した 1 回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
3. 第 1 項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなし、女性疾病入院給付金は重複して支払いません。
4. 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に女性疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を、女性疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その女性疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
5. 女性疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち女性疾病手術給付金の金額の高いいずれか 1 つの手術についてのみ女性疾病手術給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に受けた場合で、女性特定手術給付金が支払われるときは、その日に受けた手術に対しては女性疾病手術給付金を支払いません。
  - (3) 女性疾病的治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表（主約款の別表 10 に定めるところによります。）において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、女性疾病手術給付金の支払事由にかかわらず、当該手術に対して女性疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて 14 日以内に受けた手術に対しては、女性疾病手術給付金を支払いません。
6. 女性特定手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 女性特定手術給付金の支払限度は、この特約の保険期間を通じて次に定めるとおりとします。
    - ① 乳房の観血切除術による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき 1 回限りとします。
    - ② 乳房再建術による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき 1 回限りとします。
    - ③ 子宮摘出術による女性特定手術給付金の支払は、1 回限りとします。
    - ④ 卵巣摘出術による女性特定手術給付金の支払は、一卵巣につき 1 回限りとします。
  - (2) 被保険者が女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうちいずれか 1 つの手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。ただし、前号に定める支払限度は、それらの手術のすべてについて女性特定手術給付金が支払われたものとみなして適用します。
7. 女性疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか 1 つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、女性疾病放射線治療給付金の支払事由にかかわらず、女性疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直

- 前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院しましたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
    - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
    - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
    - (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
  9. 女性疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
    - (1) 入院中の各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
    - (2) 女性疾病手術給付金および女性特定手術給付金については、手術を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
    - (3) 女性疾病放射線治療給付金については、女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
  10. この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 14日型
  - (2) 30日型
  - (3) 60日型
  - (4) 120日型
  - (5) 365日型
2. 前項の支払限度の型は、変更することはできません。

## 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

1. 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。）をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の支払日数
14日型	14日
30日型	30日
60日型	60日
120日型	120日
365日型	365日

2. 通算支払日数の限度はありません。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

2. この特約の保険料の払込を免除した後は、女性疾病入院給付金日額の減額の取扱は行いません。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金もしくは女性疾病放射線治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金もしくは女性疾病放射線治療給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

#### **第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。

#### **第15条（特約保険料の自動振替貸付）**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第16条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

### **7. 特約の復活**

#### **第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、女性疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、女性疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第19条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第20条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

### **10. 給付金の受取人による特約の存続**

#### **第21条（給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第25条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - 入院給付金の種類
  - 女性疾病入院給付金日額
  - 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - 当会社名
- 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度（主約款の別表9に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認

可を得て、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 16. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（この特約の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、その満了日の翌日からの入院に対しては前号の規定を適用しません。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた女性疾病を併発した場合、その併発日以降の入院に対しては第1号の規定を適用しません。ただし、この取扱は、その併発した女性疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合の取扱

### 第30条（主契約に初期入院10日給付特則を付加した場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に初期入院10日給付特則が付加された場合には、第5条（特約給付金の支払）第1項の表の女性疾病入院給付金を次のとおり読み替えて適用します。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした入院（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 入院日数が1日以上であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上10日以内の場合</p> <p style="text-align: center;">女性疾病入院 給付金日額の 10倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が11日以上の場合</p> <p style="text-align: center;"><math display="block">\left[ \begin{array}{c} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人

2. 第5条（特約給付金の支払）第9項第1号の適用に際しては、「女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）」を「女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して10日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）」と読み替えます。
3. 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）第1項の適用に際しては、「支払日数（入院日数が6日以上のはその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。）」を「支払日数（入院日数が11日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上10日以内の場合は10日とします。）」と読み替えます。

## 20. 主契約に初期入院5日給付なし特則を付加した場合の取扱

### 第31条（主契約に初期入院5日給付なし特則を付加した場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に初期入院5日給付なし特則が付加された場合には、第5条（特約給付金の支払）第1項の表の女性疾病入院給付金を次のとおり読み替えて適用します。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした入院（備考1に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 入院日数が1日以上であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p style="text-align: center;"><math display="block">\left[ \begin{array}{c} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人

2. 第5条（特約給付金の支払）第9項第1号の適用に際しては、「女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）」を「女性疾病入院給付金日額」と読み替えます。
3. 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）第1項の適用に際しては、「支払日数（入院日数が6日以上の場合その入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。）」を「支払日数」と読み替えます。

## 21. 主契約に三大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱

### 第32条（主契約に三大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に三大疾病入院無制限給付特則が付加された場合には、第5条（特約給付金の支払）第3項を次のとおり読み替えて適用します。
3. 第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始時に併発していた異なる女性疾病または入院中に併発した異なる女性疾病がガン（別表2中、「悪性新生物」「上皮内新生物」「上皮内癌」として規定されるものをいい、以下「ガン」といいます。）、慢性リウマチ性心疾患（別表2中、基本分類コードがI05～I09のものをいい、以下「慢性リウマチ性心疾患」といいます。）またはくも膜下出血（別表2中、基本分類コードがI60のものをいい、以下「くも膜下出血」といいます。）の場合、第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）に定める1回の入院の支払日数の計算に際しては、そのガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（そのガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血のみによっても入院する必要があるものに限ります。）は、ガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血を直接の原因とする入院として取り扱います。
2. 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）第1項の規定にかかわらず、ガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血を直接の原因として女性疾病入院給付金を支払う場合、その女性疾病入院給付金の支払日数については、支払限度の型に応じた1回の入院の支払日数の限度には含めません。

## 22. 主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱

### 第33条（主契約に八大疾病入院無制限給付特則を付加した場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に八大疾病入院無制限給付特則が付加された場合には、第5条（特約給付金の支払）第3項を次のとおり読み替えて適用します。
3. 第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始時に併発していた異なる女性疾病または入院中に併発した異なる女性疾病がガン（別表2中、「悪性新生物」「上皮内新生物」「上皮内癌」として規定されるものをいい、以下「ガン」といいます。）、慢性リウマチ性心疾患（別表2中、基本分類コードがI05～I09のものをいい、以下「慢性リウマチ性心疾患」といいます。）、くも膜下出血（別表2中、基本分類コードがI60のものをいい、以下「くも膜下出血」といいます。）または腎疾患（別表2中、基本分類コードがN00～N19のものをいい、以下「腎疾患」といいます。）の場合、第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）に定める1回の入院の支払日数の計算に際しては、そのガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血または腎疾患の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（そのガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血または腎疾患のみによっても入院する必要があるものに限ります。）は、ガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血または腎疾患を直接の原因とする入院として取り扱います。
2. 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）第1項の規定にかかわらず、ガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血または腎疾患を直接の原因として女性疾病入院給付金を支払う場合、その女性疾病入院給付金の支払日数については、支払限度の型に応じた1回の入院の支払日数の限度には含めません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
女性疾病入院給付金 日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる女性疾病

1. この特約の対象となる女性疾病的範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。  
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

女性疾病的種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15～C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30～C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43～C 44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51～C 58
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64～C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69～C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97
	上皮内新生物<腫瘍>（D 00～D 09）中の ・口腔、食道及び胃の上皮内癌 ・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳及び呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D 07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・腟 ・その他及び部位不明の女性生殖器 ・その他及び部位不明の上皮内癌	D 00 D 01 D 02 D 03 D 04 D 05 D 06 D 07. 0 D 07. 1 D 07. 2 D 07. 3 D 09

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物<腫瘍> (D10~D36) 中の • 乳房の良性新生物<腫瘍> • 子宮平滑筋腫 • 子宮のその他の良性新生物<腫瘍> • 卵巣の良性新生物<腫瘍> • その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍> • 腎尿路の良性新生物<腫瘍> (D30) 中の • 腎 • 腎孟 • 尿管 • 膀胱 • 尿道 • その他の尿路 • 甲状腺の良性新生物<腫瘍> • その他及び部位不明の内分泌腺の良性新生物<腫瘍> (D35) 中の • 上皮小体<副甲状腺>	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34 D35.1
	性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> (D37~D48) 中の • 女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> • 腎尿路の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> • 内分泌腺の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> (D44) 中の • 甲状腺 • 上皮小体<副甲状腺> • 真正赤血球増加症<多血症> • 骨髄異形成症候群 • リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍> (D47) 中の • 慢性骨髄増殖性疾患 • 本態性(出血性)血小板血症 • その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> (D48) 中の • 乳房	D39 D41 D44.0 D44.2 D45 D46 D47.1 D47.3 D48.6
血液および造血器の疾患	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害 (D50~D89) 中の • 鉄欠乏性貧血 • ビタミンB <sub>12</sub> 欠乏性貧血 • 葉酸欠乏性貧血 • 他の栄養性貧血 • 後天性溶血性貧血 • 後天性赤芽球ろう<癆> [赤芽球減少症] • 他の無形成性貧血 • 急性出血後貧血 • 他に分類される慢性疾患における貧血 • 他の貧血 • 紫斑病及び他の出血性病態 (D69) 中の • アレルギー性紫斑病 • 血小板機能異常症 • 他の血小板非減少性紫斑病 • 特発性血小板減少性紫斑病 • 他の原発性血小板減少症 • 続発性血小板減少症 • 血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード	
内分泌腺、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E 00～E 07	
	その他の内分泌腺障害 (E 20～E 35) 中の		
	・副甲状腺<上皮小体>機能低下症	E 20	
	・副甲状腺<上皮小体>機能亢進症及びその他の副甲状腺<上皮小体>障害	E 21	
	・クッシング<Cushing>症候群	E 24	
	・卵巣機能障害	E 28	
	治療後内分泌及び代謝障害、他に分類されないもの (E 89) 中の		
	・治療後甲状腺機能低下症	E 89.0	
	・治療後卵巣機能不全 (症)	E 89.4	
	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09	
循環器系の疾患	脳血管疾患 (I 60～I 69) 中の		
	・くも膜下出血	I 60	
	静脈、リンパ管及びリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I 80～I 89) ならびに循環器系のその他及び詳細不明の障害 (I 95～I 99) 中の		
	・その他の部位の静脈瘤 (I 86) 中の		
	・外陰靜脈瘤	I 86.3	
	・低血圧 (症)	I 95	
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I 97) 中の		
	・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 97.2	
	消化器系の疾患	胆のう<囊>、胆管及び膵の障害 (K 80～K 87) 中の	
		・胆石症	K 80
・胆のう<囊>炎		K 81	
・胆のう<囊>のその他の疾患		K 82	
・胆道のその他の疾患		K 83	
消化器系の処置後障害、他に分類されないもの (K 91) 中の			
・胆のう<囊>摘出<除>後症候群		K 91.5	
筋骨格系および結合組織の疾患			
血清反応陽性関節リウマチ		M 05	
その他の関節リウマチ		M 06	
若年性関節炎	M 08		
他に分類される疾患における若年性関節炎	M 09		
その他の明示された関節障害 (M 12) 中の			
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー<Jaccoud>病]	M 12.0		
全身性結合組織障害	M 30～M 36		
腎尿路生殖器系の疾患	腎尿路生殖器系の疾患 (N 00～N 99) 中の		
	・急性腎炎症候群	N 00	
	・急速進行性腎炎症候群	N 01	
	・反復性及び持続性血尿	N 02	
	・慢性腎炎症候群	N 03	
	・ネフローゼ症候群	N 04	
	・詳細不明の腎炎症候群	N 05	
	・明示された形態学的の病変を伴う単独タンパク<蛋白>尿	N 06	
	・遺伝性腎症<ネフロパシー>、他に分類されないもの	N 07	
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N 08	
	・急性尿細管間質性腎炎	N 10	
	・慢性尿細管間質性腎炎	N 11	
	・尿細管間質性腎炎、急性又は慢性と明示されないもの	N 12	
	・閉塞性尿路疾患及び逆流性尿路疾患	N 13	
	・薬物及び重金属により誘発された尿細管間質及び尿細管の病態	N 14	

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	・その他の腎尿細管間質性疾患	N15
	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・急性腎不全	N17
	・慢性腎臓病	N18
	・詳細不明の腎不全	N19
	・腎結石及び尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害	N29
	・膀胱炎	N30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・その他の膀胱障害	N32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・尿道炎及び尿道症候群	N34
	・尿道狭窄	N35
	・尿道のその他の障害	N36
	・他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩および産じょく（褥）の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩及び産じょく（褥）における浮腫、タンパク（蛋白）尿及び高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩及び吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の	
	・多胎分娩、全児鉗子分娩及び吸引分娩	O84.1
	・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	・その他の多胎分娩	O84.8
	・多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく（褥）に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩及び産じょく（褥）に合併する母体の感染症及び寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩及び産じょく（褥）に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. で悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌に該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. で悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌に該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

#### 別表3 観血切除術

「観血切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

#### 別表4 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房の観血切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。

#### 別表5 子宮摘出術

「子宮摘出術」とは、子宮体部を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

#### 別表6 卵巣摘出術

「卵巣摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

#### 備考

1. 治療を目的とした入院
 

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 2. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

## 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	72
第1条（特約の締結）	72
第2条（特約の責任開始期）	72
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	72
2. 通院給付金の支払	72
第4条（通院給付金の支払）	72
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	73
3. 特約保険料の払込免除	73
第6条（特約保険料の払込免除）	73
4. 告知義務および告知義務違反による解除	74
第7条（告知義務）	74
第8条（告知義務違反による解除）	74
第9条（特約を解除できない場合）	74
5. 重大事由による解除	74
第10条（重大事由による解除）	74
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	75
第11条（特約保険料の払込）	75
第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	75
第13条（特約保険料の自動振替貸付）	76
第14条（特約の失効および消滅）	76
7. 特約の復活	76
第15条（特約の復活）	76
8. 特約の解約および解約返戻金	76
第16条（特約の解約）	76
第17条（解約返戻金）	76
9. 通院給付金の受取人による特約の存続	76
第18条（通院給付金の受取人による特約の存続）	76
10. 契約者配当	76
第19条（契約者配当）	76
11. 請求手続	76
第20条（請求手続）	76
12. 通院給付金等の支払の時期・場所等	77
第21条（通院給付金等の支払の時期・場所等）	77
13. 特約の更新	77
第22条（特約の更新）	77
14. 主約款の準用	78
第23条（主約款の準用）	78
15. 中途付加の場合の取扱	78
第24条（中途付加の場合の取扱）	78
16. 特別条件特約を付加した場合の取扱	78
第25条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	78
別表1 請求書類	80
別表2 通院	80
備考 治療を目的とした通院	80

## 通院給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### 2. 通院給付金の支払

#### 第4条（通院給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、通院給付金を支払います。

名称	通院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても通院給付金を支払わない場合
通院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす通院（別表2に定めるところによります。以下同じ。）をしたとき</p> <p>(1) 次の①および②とともに満たす入院（以下「入院」といいます。）の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（以下「支払対象期間」といいます。）中の通院であること</p> <p>① この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <p>ア. 疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表8に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>イ. 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>ウ. 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>② 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院</p> <p>(2) 前(1)に定める入院の直接の原因となった疾病または傷害の治療を目的とした通院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p>	$\left[ \begin{array}{l} \text{主契約の} \\ \text{入院給付金額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{支払対象期間内の、} \\ \text{支払事由に該当した日数} \\ \text{（以下「受療日数」といいます。）} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考2に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. この特約による通院給付金の支払は、それぞれ次に定める支払日数（通院給付金が支払われる日数をいいます。以下同じ。）をもって限度とします。
  - (1) 1回の入院（主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。以下同じ。）のその支払対象期間について 30日
  - (2) この特約の保険期間を通じて 1095日
3. 第1項の支払対象期間がこの特約の保険期間満了の時を含んでいる場合には、その支払対象期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
4. 被保険者が、この特約の保険期間中に第1項に定める入院を開始し、その入院が主契約の入院給付金の支払日数を通算して1095日に達したことによりこの特約が消滅した時を含んで継続している場合には、その入院の退院後の支払対象期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
5. 次の場合、通院給付金は重複して支払いません。
  - (1) 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
  - (2) 被保険者が2以上の疾病または傷害の治療を目的とした1回の通院をしたとき
6. 被保険者が、主契約の入院給付金（この特約と同一の主契約に付加されている他の特約から支払われる入院給付金を含みます。）が支払われる期間中に第1項に定める通院をしたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院給付金は支払いません。
7. 被保険者が第1項に定める入院を2回以上した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、次に定めるところによります。
  - (1) 2回以上の入院のうち最後の入院の退院日（1回の入院の入院給付金が支払われた日数が1回の入院における支払日数の限度をこえる場合は、その支払日数が支払日数の限度となる日を含んだ入院の退院日）を第1項に定める退院日として取り扱います。
  - (2) 前号の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に通院した場合は、入院の直接の原因の治療を目的とする通院については、支払対象期間中の通院とみなします。
8. 被保険者が異なる疾病または傷害を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる疾病または傷害を併発したとき（併発したそれぞれの疾病または傷害について入院の必要がある場合に限ります。）は次に定めるところによります。
  - (1) その入院の退院日の翌日を支払対象期間の起算日とします。
  - (2) 併発した疾病または傷害による入院の直接の原因の治療を目的とした通院について、本条を適用し、通院給付金を支払います。
  - (3) 支払日数の限度は、次に定めるとおりとします。
    - ① 入院と同一の原因の疾病的治療を目的とする通院につき、30日
    - ② 入院と同一の原因の傷害の治療を目的とする通院につき、30日
9. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
  - (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
10. 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、通院給付金の支払額は各日現在の主契約の入院給付金日額にもとづいて計算します。
11. この特約の通院給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

### 第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院した場合に、これらの事由により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、通院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第6条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用し

て、この特約の保険料の払込を免除します。

#### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

##### 第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、通院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に通院給付金を支払っていたときは、通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となつた事実によらないことを、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、通院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

##### 第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより通院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

#### 5. 重大事由による解除

##### 第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の通院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の通院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

- (2) この特約の通院給付金の請求に関し、通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、通院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による通院給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に通院給付金を支払っていたときは、通院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または通院給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を通院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、通院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき

### 第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に通院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を通院給付金か

ら差し引きます。

- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、通院給付金を支払いません。

#### 第13条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### 第14条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
- この特約の通院給付金の支払日数が通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。
- 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払日数がいずれも通算して1095日に達したときは、その1095日目の翌日からこの特約は消滅します。ただし、主契約に三大疾病入院無制限給付特則または八大疾病入院無制限給付特則が付加されている場合は、この限りではありません。
- 前2項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### 7. 特約の復活

#### 第15条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### 8. 特約の解約および解約返戻金

#### 第16条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第17条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

### 9. 通院給付金の受取人による特約の存続

#### 第18条（通院給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における通院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

### 10. 契約者配当

#### 第19条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

### 11. 請求手続

#### 第20条（請求手続）

- 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または通院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の通院給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 12. 通院給付金等の支払の時期・場所等

### 第21条（通院給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による通院給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 13. 特約の更新

### 第22条（特約の更新）

この特約の更新は、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 保険契約者からこの特約の保険期間満了日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、この特約は更新されます。
- (2) 前号にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、この特約は更新されません。
  - ① この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特別保険料領収方法が適用されているときに限りこの特約が更新されないものとし、特定部位不支払方法が適用されている場合で、この特約の保険期間満了日前までに会社指定の期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されないものとし、それ以外のときは、この特約の更新の際に特別条件特約も更新され、更新後のこの特約には更新前のこの特約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。
  - ② 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- (3) 更新後のこの特約については、次に定めるところによります。
  - ① 保険期間
    - ア. 更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次のいずれかに該当するときは、更新後のこの特約の保険期間を次のとおり変更します。
      - a. 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき  
更新日（更新前のこの特約の保険期間満了日の翌日をいいます。以下本条において同じ。）から被保険者の契約上の年齢が90歳となる日の前日までの期間
      - b. 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えるとき  
更新日から主契約の保険料払込期間満了日までの期間
      - c. 更新日が主契約の保険料払込期間満了日の翌日のとき  
10年
    - イ. 前ア. にかかわらず、更新日における被保険者の契約上の年齢が90歳となるときは、更新後のこの特約の保険期間は終身とします。
    - ウ. 前ア. およびイ. にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で保険期間を変更することができます。
  - ② 保険料  
更新日における被保険者の年齢によりあらためて計算します。
  - ③ 保険期間の継続の取扱  
第4条（通院給付金の支払）、第6条（特約保険料の払込免除）および第9条（特約を解除できない場合）の適用に際しては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとします。
  - ④ 告知義務違反による解除  
更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
  - ⑤ 保険料の払込
    - ア. 主契約の保険料払込期間中に更新されるとき
      - a. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。
      - b. 前a. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
    - イ. 主契約の保険料払込期間経過後に更新されるとき
      - a. 保険料払込方法（回数）は年払とします。この場合、会社の定める取扱範囲内で前納することができます。

- b. 更新後のこの特約の第1回保険料および第2回以後の保険料の払込方法（経路）は、主契約の保険料の払込方法（経路）と同一とします。
  - c. 更新後のこの特約の保険料の払込期月、払込期月中の保険事故等と保険料の取扱、保険料払込の猶予期間および猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。
  - d. 前c. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第1回保険料が払い込まれないときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は、更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
  - e. 前c. に定める猶予期間中に更新後のこの特約の第2回以後の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- ⑥ 適用する特約および保険料率  
更新日における特約および保険料率を適用します。
- ⑦ 保険証券  
新たに保険証券を発行します。
- (4) 第2号②によりこの特約が更新されないときは、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に締結することがあります。

## 14. 主約款の準用

### 第23条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 15. 中途付加の場合の取扱

### 第24条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 16. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第25条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
2. 特別条件特約第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院後の通院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（この特約の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約項別表1に定める特定感染症を除きます。）の治療を目的とした通院については、会社は、通院給付金を支払いません。
  - (2) 前号の通院であっても、支払対象期間が特定期間満了日を含んでいる場合、特定期間中の入院に対して

疾病入院給付金が支払われるときは、前号の規定にかかわらず、その満了日の翌日からの通院については、第4条（通院給付金の支払）の規定を適用し、通院給付金を支払います。

- (3) 主約款の規定により、特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合で、併発日以降の入院に対して疾病入院給付金が支払われるときは、その併発した疾病的治療を目的とした通院については、第1号の規定にかかわらず、会社は、第4条（通院給付金の支払）の規定を適用し、通院給付金を支払います。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
通院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 通院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 通院したことを証する書類	第4条
通院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第18条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 通院**

「通院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限ります。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、主約款の別表5に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療または柔道整復師による施術を受けることをいいます。（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。）

#### 備考 治療を目的とした通院

「治療を目的とした通院」には、美容上の処置による通院、異常分娩以外の分娩による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院などは該当しません。

# 終身介護保障特約(無解約返戻金型) (18) 条項

1. 総則	82
第1条 (特約の締結)	82
第2条 (特約の責任開始期)	82
第3条 (特約の保険料払込期間)	82
2. 介護障害年金等の支払	82
第4条 (介護障害年金の種類)	82
第5条 (介護障害一時金の型)	82
第6条 (介護障害年金等の支払)	83
第7条 (介護障害年金の分割支払)	85
第8条 (介護障害年金の一括支払)	85
第9条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	85
3. 特約保険料の払込免除	85
第10条 (特約保険料の払込免除)	85
4. 告知義務および告知義務違反による解除	85
第11条 (告知義務)	85
第12条 (告知義務違反による解除)	86
第13条 (特約を解除できない場合)	86
5. 重大事由による解除	86
第14条 (重大事由による解除)	86
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	87
第15条 (特約保険料の払込)	87
第16条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	88
第17条 (特約保険料の自動振替貸付)	88
第18条 (特約の失効および消滅)	88
7. 特約の復活	88
第19条 (特約の復活)	88
8. 特約内容の変更	88
第20条 (介護障害年金額の減額)	88
第21条 (特約の復旧)	88
9. 特約の解約および解約返戻金	88
第22条 (特約の解約)	88
第23条 (解約返戻金)	88
10. 介護障害年金等の受取人による特約の存続	89
第24条 (介護障害年金等の受取人による特約の存続)	89
11. 契約者配当	89
第25条 (契約者配当)	89
12. 請求手続	89
第26条 (請求手続)	89
13. 介護障害年金等の支払の時期・場所等	89
第27条 (介護障害年金等の支払の時期・場所等)	89
14. 公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更	89
第28条 (公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	89
15. 主約款の準用	90
第29条 (主約款の準用)	90
16. 中途付加の場合の取扱	90
第30条 (中途付加の場合の取扱)	90
17. 認知症一時金給付特則	90
第31条 (特則の付加)	90
第32条 (特則を付加した場合の取扱)	90
第33条 (特則の解約)	91
18. 特別取扱	91
第34条 (主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱)	91
第35条 (主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱)	91
第36条 (主契約が新医療保険αの場合の取扱)	91
第37条 (主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険等の場合の取扱)	92
第38条 (主契約が終身保険の場合の取扱)	93
第39条 (主契約が終身保険(低解約返戻金型)の場合の取扱)	93
別表1 請求書類	94
別表2 公的介護保険制度	94
別表3 要介護2以上の状態	94
別表4 生活介護状態	95
別表5 認知症介護状態	95
備考	95

## 終身介護保障特約(無解約返戻金型) (18) 条項

### 1. 総則

#### 第1条(特約の締結)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - 介護障害年金額
  - 介護障害年金の種類
  - 介護障害一時金の型

#### 第2条(特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条(特約の保険料払込期間)

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. 介護障害年金等の支払

#### 第4条(介護障害年金の種類)

- この特約の介護障害年金の種類は、介護障害年金の支払回数等に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

介護障害年金の種類	介護障害年金の支払回数等
終身年金	第6条(介護障害年金等の支払)の規定に該当する限り、終身にわたって介護障害年金を支払い、その支払回数に限度はありません。
5年確定年金	介護障害年金の支払は保険期間を通じて5回とし、すべての介護障害年金が支払われた場合、その支払後はこの特約からの支払金はありません。

- 前項により指定された介護障害年金の種類は、変更することはできません。

#### 第5条(介護障害一時金の型)

- この特約の介護障害一時金の型は、介護障害一時金額に応じて次表のいずれかとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

介護障害一時金の型	介護障害一時金額
一時金なし型	介護障害一時金の支払はありません。
一時金1倍型	介護障害年金額×1
一時金2倍型	介護障害年金額×2
一時金4倍型	介護障害年金額×4

- 前項により指定された介護障害一時金の型は、変更することはできません。
- 一時金なし型が指定された場合には、この特約条項を通じて、介護障害一時金にかかる規定は適用しません。

## 第6条（介護障害年金等の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の介護障害年金および介護障害一時金（以下「介護障害年金等」といいます。）を支払います。

名称	介護障害年金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
介護障害年金	<p>被保険者がこの特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病を原因として、次の各号のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公的介護保険制度（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に定める要介護2以上の状態（別表3に定めるところによります。以下同じ。）に該当していると認定されたとき</li> <li>(2) 満65歳未満の被保険者について、次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活介護状態（別表4に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと</li> <li>② 生活介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること</li> </ul> </li> <li>(3) 高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるところによります。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。</li> </ul>	主契約の高度障害保険金の受取人  介護障害年金額	
	<p>1. 介護障害年金の種類が終身年金の場合</p> <p>第1回介護障害年金が支払われる場合で、その第1回介護障害年金の支払事由に該当した日（以下「第1回介護障害年金支払日」といいます。）の年単位の応当日（以下「介護障害年金支払応当日」といいます。）において、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、次の各号のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき</li> <li>(2) 満65歳未満の被保険者について、その日を含めて180日以上前から継続して生活介護状態に該当していると医師によって診断確定されたとき</li> <li>(3) 高度障害状態に該当しているとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当しているときを含みます。</li> </ul> <p>2. 介護障害年金の種類が5年確定年金の場合</p> <p>第1回介護障害年金が支払われる場合で、介護障害年金支払応当日が到来したとき</p>		

名称	支払事由	支 払 額	受 取 人
介護障害一時金	第1回介護障害年金が支払われるとき	介護障害一時金額 前条に定める	高度障害保険金の受取人 主契約の

2. この特約において、支払事由に該当しても介護障害年金等を支払わない場合は、次のとおりとします。

(1) 被保険者が次のいずれかにより公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または生活介護状態に該当した場合には、第1回介護障害年金または介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の薬物依存（備考4に定めるところによります。）

(2) 被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、第1回介護障害年金または介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金を支払いません。

- ① 保険契約者の故意
- ② 被保険者の故意

3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、生活介護状態または高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。

(1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき

(2) 原因となった傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 介護障害年金の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて直前1年以内に支払った介護障害年金または支払うべき介護障害年金があるときは、会社は、その支払事由による介護障害年金を支払いません。

5. 会社は、第1回介護障害年金を支払う際に、年金証書を介護障害年金の受取人に交付します。

6. 第1回介護障害年金が支払われるときは、次の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約日の応当日の前日までに第1回介護障害年金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を要しません。

7. 介護障害年金の種類が終身年金の場合、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態または生活介護状態が中断したことにより介護障害年金が支払われなくなった後、被保険者が新たに第1回介護障害年金の支払事由に該当し、会社が介護障害年金を支払うべきときは、その支払事由に該当した日を新たな介護障害年金支払応当日とし、第2回以後の介護障害年金の支払事由の規定を適用します。

8. 生活介護状態により介護障害年金の支払事由に該当した場合、その状態が継続しているときには、第2回以後の介護障害年金の支払事由中、被保険者の年齢の条件を適用しません。

9. 第1回介護障害年金支払日以後、被保険者が死亡したときは、この特約は被保険者の死亡時に消滅します。この場合に介護障害年金の種類が5年確定年金であるときは、会社は、将来の介護障害年金の支払に代えて、未払いの介護障害年金の現価に相当する金額（以下「未払年金現価」といいます。）を、次に定める者に一括して支払います。

(1) 主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合

被保険者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で被保険者の死亡時に生存している者（2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。）

(2) 保険契約者が法人で、かつ、主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者となる場合

保険契約者

10. 介護障害一時金の支払は、保険期間を通じて1回のみとします。
11. この特約の介護障害年金等の受取人は、第1項（介護障害年金については第9項および第7条（介護障害年金の分割支払）第2項を含みます。）に定める者以外に変更することはできません。
12. 保険契約者が法人で、かつ、介護障害年金の受取人が保険契約者となるときは、保険契約者は、第1回介護障害年金支払日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
13. 前項の規定による変更が行われたときは、年金証書に表示します。

### 第7条（介護障害年金の分割支払）

1. 第1回介護障害年金支払日以後、介護障害年金の受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の介護障害年金額を等分して支払います。ただし、介護障害年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。
  - (1) 分割回数は、次のいずれかとします。
    - ① 年2回
    - ② 年4回
    - ③ 年6回
    - ④ 年12回
  - (2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。
2. この特約が消滅する場合、その消滅日の属する年度の介護障害年金に未支払分があるときは、これを一括して介護障害年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅する場合は、次に定める者に支払います。
  - (1) 主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が被保険者となる場合  
被保険者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で被保険者の死亡時に生存している者（2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。）
  - (2) 保険契約者が法人で、かつ、主約款の定めにより主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者となる場合  
保険契約者

### 第8条（介護障害年金の一括支払）

介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、第1回介護障害年金支払日以後、介護障害年金の受取人から請求があったときは、将来の介護障害年金の支払に代えて、未払年金現価を一括して支払います。この場合、この特約は消滅します。

### 第9条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱により公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、生活介護状態または高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態、生活介護状態または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社はその影響の程度に応じ、介護障害年金もしくは介護障害一時金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第10条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
  - (1) 介護障害年金額の減額
  - (2) 特約の復旧

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第11条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知し

てください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

#### 第12条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（復旧の場合には、その際の復旧部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、介護障害年金等の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に介護障害年金等を支払っていたときは、介護障害年金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事實によらないことを、保険契約者、被保険者または介護障害年金等の受取人が証明したときは、介護障害年金等の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または介護障害年金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

#### 第13条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事實を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知をしないように勧めたとき、または事實でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事實によりこの特約の介護障害年金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の介護障害年金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

### 5. 重大事由による解除

#### 第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の介護障害年金等を詐取する目的または他人にこの特約の介護障害年金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の介護障害年金等の請求に関し、介護障害年金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき

- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護障害年金もしくは介護障害一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護障害年金もしくは介護障害一時金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護障害年金または介護障害一時金を支払っていたときは、介護障害年金または介護障害一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または介護障害年金等の受取人に通知します。
  4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
    - (1) 第1回介護障害年金支払日前  
この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。
    - (2) 第1回介護障害年金支払日以後  
介護障害年金の種類が5年確定年金であるときは、未払年金現価を介護障害年金の受取人に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の主契約の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に介護障害年金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を介護障害年金等から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護障害年金等を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とします。）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したときまたは第1回介護障害年金が支払われるとき（いずれか1回のみとします。）。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

(3) この特約の介護障害年金額が減額されたとき

#### **第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に介護障害年金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を介護障害年金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護障害年金等を支払いません。

#### **第17条（特約保険料の自動振替貸付）**

第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第18条（特約の失效および消滅）**

1. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が消滅した場合には、第1回介護障害年金が支払われる場合を除いて、この特約は同時に消滅します。
3. 第1回介護障害年金支払日前に主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合には、この特約は同時に消滅します。

### **7. 特約の復活**

#### **第19条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第20条（介護障害年金額の減額）**

1. 保険契約者は、第1回介護障害年金支払日前に限り、将来に向かって、介護障害年金額を減額することができます。ただし、減額後の介護障害年金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護障害年金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護障害年金額の減額については、主約款の基本保険金額の減額に関する規定を準用します。

#### **第21条（特約の復旧）**

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。
3. この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第22条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、第1回介護障害年金支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第23条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

## 10. 介護障害年金等の受取人による特約の存続

### 第24条（介護障害年金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における介護障害年金等の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護障害年金等の支払事由が生じ、会社が介護障害年金等を支払うべきときは、その介護障害年金の額（介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、第1回介護障害年金の額と未払年金現価の合計額とします。）および介護障害一時金の額の合計額（以下本項において「介護障害年金等の額」といいます。）を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護障害年金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、介護障害年金等の受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第26条（請求手続）

1. 介護障害年金等の支払事由が生じたとき、または第1回介護障害年金支払日以後に被保険者が死亡したときは、保険契約者またはその介護障害年金等（未払年金現価を含みます。）の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、介護障害年金または介護障害一時金の受取人が介護障害年金または介護障害一時金を請求できないときは、主契約の死亡保険金受取人（介護障害年金または介護障害一時金の請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人に限ります。）が、介護障害年金または介護障害一時金の受取人の代理人として介護障害年金または介護障害一時金を請求することができます。ただし、介護障害年金または介護障害一時金の受取人が法人である場合を除きます。
4. 前項の規定により、主契約の死亡保険金受取人が介護障害年金または介護障害一時金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
5. 前2項の規定により、介護障害年金または介護障害一時金が主契約の死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に介護障害年金または介護障害一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 前各項のほか、この特約の介護障害年金等の請求手続については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 介護障害年金等の支払の時期・場所等

### 第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）

この特約による介護障害年金等の支払の時期および場所等については、主約款の保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第28条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の介護障害年金および介護障害一時金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によ

って2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 15. 主約款の準用

## 第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
  2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
    - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
      - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
      - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
    - (2) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
    - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 認知症一時金給付特則

### 第31条（特則の付加）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。

### 第32条（特則を付加した場合の取扱）

1. この特則が付加された場合、第6条（介護障害年金等の支払）第1項の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 表の介護障害一時金の次に次表の認知症一時金を加えます。

名称	介護障害年金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
認知症一時金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たすとき</p> <p>(1) 次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、認知症介護状態（別表5に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと</li> <li>② 認知症介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること</li> </ul> <p>(2) 次のいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1回介護障害年金が支払われるとき</li> <li>② 既に第1回介護障害年金が支払われているとき</li> </ul>	認知症一時金額	高度障害保険金の受取人 主契約の

- (2) 「介護障害年金および介護障害一時金」を「介護障害年金、介護障害一時金および認知症一時金」と読み替えます。

2. 第6条（介護障害年金等の支払）第2項第1号の適用に際しては、「要介護2以上の状態または生活介護状態」を「要介護2以上の状態、生活介護状態または認知症介護状態」と、「第1回介護障害年金または

- 介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金」を「第1回介護障害年金、介護障害年金の種類が終身年金の場合の第2回以後の介護障害年金または認知症一時金」とそれぞれ読み替えます。
3. 第6条（介護障害年金等の支払）第3項の適用に際しては、「生活介護状態または高度障害状態」を「生活介護状態、高度障害状態または認知症介護状態」と読み替えます。
  4. この特則が付加された場合、認知症一時金額を保険証券に記載します。
  5. 認知症一時金の支払は、保険期間を通じて1回のみとします。認知症一時金が支払われた場合、この特則は消滅します。
  6. 第1回介護障害年金支払日以後、主契約が効力を失った場合には、この特則も同時に効力を失います。
  7. 第1回介護障害年金支払日以後、主契約が消滅した場合には、この特則も同時に消滅します。
  8. 介護障害年金の種類が5年確定年金の場合、次に定めるところによります。
    - (1) 第4条（介護障害年金の種類）第1項の規定にかかわらず、すべての介護障害年金が支払われた場合でも、認知症一時金が支払われるときまたは主契約が消滅するときを除いて、この特則は消滅しません。
    - (2) 第8条（介護障害年金の一括支払）の規定にかかわらず、未払年金現価を一括して支払った場合でも、認知症一時金が支払われるときまたは主契約が消滅するときを除いて、この特則は消滅しません。
  9. 第9条（戦争その他の変乱の場合の特例）の適用に際しては、「生活介護状態または高度障害状態」を「生活介護状態、高度障害状態または認知症介護状態」と、「介護障害年金もしくは介護障害一時金」を「介護障害年金、介護障害一時金もしくは認知症一時金」とそれぞれ読み替えます。
  10. 第14条（重大事由による解除）第2項の適用に際しては、「介護障害年金もしくは介護障害一時金」を「介護障害年金、介護障害一時金もしくは認知症一時金」と、「介護障害年金または介護障害一時金」を「介護障害年金、介護障害一時金または認知症一時金」とそれぞれ読み替えます。
  11. 第24条（介護障害年金等の受取人による特約の存続）の適用に際しては、認知症一時金を支払うべきときは、介護障害年金等の額に認知症一時金の額を含みます。
  12. 第26条（請求手続）の適用に際しては、「介護障害年金または介護障害一時金」を「介護障害年金、介護障害一時金または認知症一時金」と読み替えます。

### 第33条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

## 18. 特別取扱

### 第34条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約または介護年金支払移行特約のいずれかが付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第1回介護障害年金支払日前に、主契約の全部を移行し、かつ、移行後の年金の種類が確定年金である場合、この特約は解約されたものとして取り扱います。この場合、この特約に責任準備金がある場合でも、この特約の責任準備金はないものとして取り扱い、主契約の積立金には充当しません。
- (2) この特約に認知症一時金給付特則が付加されており、第1回介護障害年金支払日以後に、主契約の全部を移行し、かつ、移行後の年金の種類が確定年金である場合、認知症一時金給付特則は消滅します。この場合、認知症一時金給付特則に責任準備金がある場合でも、認知症一時金給付特則の責任準備金はないものとして取り扱い、主契約の積立金には充当しません。
- (3) 前2号に該当しない場合は、この特約はそのまま継続します。この場合において、主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、第18条（特約の失効および消滅）ならびに第32条（特則を付加した場合の取扱）第6項および第7項の規定を準用します。

### 第35条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約が消滅するときは、この特約も同時に消滅します。この場合、リビング・ニーズ特約条項第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第1号の規定にかかわらず、第1回介護障害年金支払日以後に、この特約が消滅するときは、リビング・ニーズ保険金の請求日に被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したものとみなして、この特約条項の規定を適用します。

### 第36条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

1. この特約を新医療保険αに付加する場合には、新医療保険αの保険期間が終身であることを要します。
2. この特約が新医療保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 第6条（介護障害年金等の支払）第1項および第9項ならびに第7条（介護障害年金の分割支払）第2

項の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の入院手術給付金受取人」と読み替えます。

- (2) 第14条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「介護障害年金等の受取人」を「介護障害年金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、「保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とします。）に払いもどします。」を「保険契約者（主契約の死亡給付金が支払われるときは、主契約の死亡給付金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とします。）に払いもどします。」と読み替えます。
- (4) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (5) 第26条（請求手続）第3項から第5項までの規定は適用せず、第6項の適用に際しては、「前各項」を「第1項および第2項」と、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」と読み替えます。
- (7) 第29条（主約款の準用）の適用に際しては、「主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。」を「主約款の規定を準用します。」と読み替えます。
- (8) 第18条（特約の失効および消滅）第3項、第21条（特約の復旧）、第34条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）および第35条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）の規定ならびに特約の復旧に関する規定は適用しません。
- (9) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。
  - ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
  - ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
  - ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 第37条（主契約が低・無解約返戻金選択型医療保険等の場合の取扱）

この特約が低・無解約返戻金選択型医療保険または低・無解約返戻金選択型医療保険（18）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（介護障害年金等の支払）第1項および第9項ならびに第7条（介護障害年金の分割支払）第2項の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の入院手術給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第12条（告知義務違反による解除）第3項および第4項ならびに第14条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「介護障害年金等の受取人」を「介護障害年金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第15条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、「保険契約者（主契約の死亡保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とします。）に払いもどします。」を「保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人とし、第1回介護障害年金が支払われるときは、介護障害年金等の受取人とします。）に払いもどします。」と読み替えます。
- (4) 第17条（特約保険料の自動振替貸付）の適用に際しては、「第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、」を「主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、」と読み替えます。
- (5) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第26条（請求手続）第3項から第5項までの規定は適用せず、第6項の適用に際しては、「前各項」を「第1項および第2項」と、「主約款の保険金」を「主約款の給付金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第27条（介護障害年金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「主約款の保険金および解約返戻金」を「主約款の給付金」と読み替えます。
- (8) 第29条（主約款の準用）の適用に際しては、「主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。」を「主約款の規定を準用します。」と読み替えます。
- (9) 第18条（特約の失効および消滅）第3項、第21条（特約の復旧）、第34条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）および第35条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

の規定ならびに特約の復旧に関する規定は適用しません。

### 第38条（主契約が終身保険の場合の取扱）

この特約が終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「保険金額」と読み替えます。
- (2) 第29条（主約款の準用）の適用に際しては、「主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。」を「主約款の規定を準用します。」と読み替えます。
- (3) 第34条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。
- (4) この特約の保険料払込期間の変更については、次に定めるところによります。
  - ① この特約のみの保険料払込期間の変更は取り扱いません。
  - ② 主契約の保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。この場合、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金があるときでも、会社は、支払うべきこの特約の責任準備金の精算金はないものとして取り扱います。
  - ③ 前①および②のほか、この特約の保険料払込期間の変更については、主約款の保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 第39条（主契約が終身保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第12条（告知義務違反による解除）第3項および第4項ならびに第14条（重大事由による解除）第3項の適用に際しては、「介護障害年金等の受取人」を「介護障害年金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）」と読み替えます。
- (2) 第20条（介護障害年金額の減額）第2項の適用に際しては、「基本保険金額」を「保険金額」と読み替えます。
- (3) 第26条（請求手続）第3項から第5項までの規定は適用せず、第6項の適用に際しては、「前各項」を「第1項および第2項」と読み替えます。
- (4) 第29条（主約款の準用）の適用に際しては、「主約款の規定を準用します。ただし、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。」を「主約款の規定を準用します。」と読み替えます。
- (5) 第34条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）の適用に際しては、「積立金」を「責任準備金」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
第1回介護障害年金・介護障害一時金・認知症一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護障害年金、介護障害一時金または認知症一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条、第32条
第2回以後の介護障害年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 介護障害年金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
未払年金現価の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 未払年金現価の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本	第6条、第8条、第14条
保険契約者から被保険者への特約上の権利義務の承継	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条
介護障害年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
介護障害年金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する介護障害年金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
介護障害年金・介護障害一時金・認知症一時金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書および住民票 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 被保険者または主契約の死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第26条、第32条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 公的介護保険制度**

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

**別表3 要介護2以上の状態**

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの

状態をいいます。

#### 別表4 生活介護状態

「生活介護状態」とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の「日常生活動作表」の①～⑤のうち2項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

【日常生活動作表】

項目	全部介助	一部介助
①歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらって不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難
②衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難
③入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難
④食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。
⑤排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難

#### 別表5 認知症介護状態

「認知症介護状態」とは、器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

#### 備考

##### 1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
  - ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
  - ① 「器質性認知症」  
「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部

編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

## 2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

## 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

① 時間の見当識障害

：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

② 場所の見当識障害

：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

③ 人物の見当識障害

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

## 4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 11. 2
大麻類使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 12. 2
鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 13. 2
コカイン使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 14. 2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 15. 2
幻覚薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 16. 2
揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 18. 2
多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 19. 2

## 新保険料払込免除特約条項

1. 総則	98
第1条 (特約の締結)	98
第2条 (特約の責任開始期)	98
2. 保険料の払込免除	98
第3条 (保険料の払込免除)	98
3. 特約を付加した場合の保険料	98
第4条 (特約を付加した場合の保険料)	98
4. 告知義務および告知義務違反による解除	99
第5条 (告知義務)	99
第6条 (告知義務違反による解除)	99
第7条 (特約を解除できない場合)	99
5. 重大事由による解除	99
第8条 (重大事由による解除)	99
6. 特約の失効および消滅	99
第9条 (特約の失効および消滅)	99
7. 特約の復活	99
第10条 (特約の復活)	99
8. 特約の解約	100
第11条 (特約の解約)	100
9. 解約返戻金および特約の解約等に伴う保険料 の取扱	100
第12条 (解約返戻金)	100
第13条 (特約の解約等に伴う保険料の取扱)	100
10. 契約者配当	100
第14条 (契約者配当)	100
11. 請求手続	100
第15条 (請求手続)	100
12. 主約款の準用	100
第16条 (主約款の準用)	100
13. 中途付加の場合の取扱	100
第17条 (中途付加の場合の取扱)	100
14. 特別条件特約を付加した場合の取扱	101
第18条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	101
15. 特別取扱	101
第19条 (主契約が新収入保障保険 (払込期間中無解約 返戻金型) の場合の取扱)	101
別表1 請求書類	102
別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患	102
別表3 入院	103
別表4 病院または診療所	103
備考 治療を目的とした入院	103

特  
約

新保険料払込免除特約条項

## 新保険料払込免除特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

### 2. 保険料の払込免除

#### 第3条（保険料の払込免除）

- 被保険者が、次のいずれかに該当した場合（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに該当した場合には、その払込期月）以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
  - この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）
  - 次の条件をすべて満たす入院をしたとき
    - この特約の責任開始期以後に発病した心疾患（別表2に定めるところによります。以下同じ。）または脳血管疾患（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表3に定める入院であること
    - 心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること
    - 別表4に定める病院または診療所における入院であること
- 前項第1号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の1. 中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- 被保険者が心疾患および脳血管疾患以外の疾病または傷害による入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を受けたときは、その治療を開始した日からその心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして第1項第2号の規定を適用します。ただし、その心疾患または脳血管疾患のみによっても入院する必要があるときに限ります。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
  - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。

### 3. 特約を付加した場合の保険料

#### 第4条（特約を付加した場合の保険料）

この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第5条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第6条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（主約款に定める代理請求人を含みます。以下第4項において同じ。）または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

### 第7条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第8条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 6. 特約の失効および消滅

### 第9条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## 7. 特約の復活

### 第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたもの

とします。

2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約の解約

### 第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 9. 解約返戻金および特約の解約等に伴う保険料の取扱

### 第12条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約返戻金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

### 第13条（特約の解約等に伴う保険料の取扱）

保険料払込方法（回数）が年払の契約または半年払の契約について、この特約のみが解約または解除された場合には、会社は、次の第1号と第2号の差額を保険契約者に払いもどします。

- (1) その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する主契約および免除対象特約の保険料の額
- (2) 前号の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額

## 10. 契約者配当

### 第14条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 11. 請求手続

### 第15条（請求手続）

1. この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

## 12. 主約款の準用

### 第16条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 13. 中途付加の場合の取扱

### 第17条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合  
会社の定める金額を受け取った時
    - ② 会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

## (2) 保険料の計算

この特約を中途付加した場合の主契約および免除対象特約の保険料は、それぞれ会社の定めるところにより計算した保険料に改めます。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 14. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第18条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合には、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に、会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた悪性新生物を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第1号に定める保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は保険料の払込を免除しません。ただし、その後（特定部位に生じた悪性新生物については特定期間満了後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、新たに罹患した悪性新生物をこの特約の責任開始期前を含めて初めて罹患したものとみなして、保険料の払込を免除します。

## 15. 特別取扱

### 第19条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合、主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書	第3条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患**

1. 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。  
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15～C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30～C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C 43～C 44）中の ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64～C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69～C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、 原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特長付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除きます。）を指し、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているもので、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。  
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5

### 別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

### 別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



# 入院時手術給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	106
第1条（特約の締結）	106
第2条（特約の責任開始期）	106
第3条（特約の保険料払込期間）	106
2. 入院時手術給付金の支払	106
第4条（入院時手術給付金の支払）	106
3. 特約保険料の払込免除	107
第5条（特約保険料の払込免除）	107
4. 告知義務および告知義務違反による解除	107
第6条（告知義務）	107
第7条（告知義務違反による解除）	107
第8条（特約を解除できない場合）	107
5. 重大事由による解除	108
第9条（重大事由による解除）	108
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	108
第10条（特約保険料の払込）	108
第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	109
第12条（特約保険料の自動振替貸付）	109
第13条（特約の失効および消滅）	109
7. 特約の復活	109
第14条（特約の復活）	109
8. 特約の解約および解約返戻金	109
第15条（特約の解約）	109
第16条（解約返戻金）	109
9. 入院時手術給付金の受取人による特約の存続	109
第17条（入院時手術給付金の受取人による特約の存続）	109
10. 契約者配当	110
第18条（契約者配当）	110
11. 請求手続	110
第19条（請求手續）	110
12. 入院時手術給付金等の支払の時期・場所等	110
第20条（入院時手術給付金等の支払の時期・場所等）	110
13. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	110
第21条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	110
14. 主約款の準用	110
第22条（主約款の準用）	110
15. 中途付加の場合の取扱	110
第23条（中途付加の場合の取扱）	110
16. 特別条件特約を付加した場合の取扱	111
第24条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	111
別表1 請求書類	112

## 入院時手術給付特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. 入院時手術給付金の支払

#### 第4条（入院時手術給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、入院時手術給付金を支払います。

名称	入院時手術給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても入院時手術給付金を支払わない場合
入院時手術給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>① 疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表8に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。）のうち、入院（主約款の別表6に定めるとおりによります。）中に受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>〔 主契約の 入院給付金日額 × 10 〕</p>	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

- 被保険者が入院時手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうちいずれか1つの手術についてのみ入院時手術給付金を支払います。
- 医科診療報酬点数表（主約款の別表10に定めるところによります。）において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、入院時手術給付金の支払事由にかかるらず、当該手術に対して入院時手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、入院時手術給付金を支払いません。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術であるとき

- (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
- (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
5. 主契約の入院給付金日額が減額された場合の入院時手術給付金の支払額の計算は、手術を受けた日現在の主契約の入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の主契約の入院給付金日額）にもとづいて計算します。
6. この特約の入院時手術給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第5条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第6条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第7条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、入院時手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、入院時手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に入院時手術給付金を支払っていたときは、入院時手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、入院時手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または入院時手術給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、入院時手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または入院時手術給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

#### 第8条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この

特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により入院時手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより入院時手術給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第9条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の入院時手術給付金を詐取する目的または他人にこの特約の入院時手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の入院時手術給付金の請求に関し、入院時手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、入院時手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による入院時手術給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に入院時手術給付金を支払っていたときは、入院時手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または入院時手術給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第10条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に入院時手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を入院時手術給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院時手術給付金を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき

#### **第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に入院時手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を入院時手術給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院時手術給付金を支払いません。

#### **第12条（特約保険料の自動振替貸付）**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第13条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

### **7. 特約の復活**

#### **第14条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第15条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第16条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

### **9. 入院時手術給付金の受取人による特約の存続**

#### **第17条（入院時手術給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における入院時手術給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 10. 契約者配当

### 第18条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 11. 請求手続

### 第19条（請求手続）

1. 入院時手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または入院時手術給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の入院時手術給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 12. 入院時手術給付金等の支払の時期・場所等

### 第20条（入院時手術給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による入院時手術給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 13. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第21条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度（主約款の別表9に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の入院時手術給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項の入院時手術給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の入院時手術給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 14. 主約款の準用

### 第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 15. 中途付加の場合の取扱

### 第23条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 16. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第24条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に行った手術で、会社指定の部位に生じた傷害（この特約の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、入院時手術給付金を支払いません。

特  
約

入院時手術給付特約（無解約返戻金型）条項

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
入院時手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 入院時手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
入院時手術給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 入院時手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第17条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	114	19. 特別取扱	120
第1条（特約の締結）	114	第28条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）	120
第2条（特約の責任開始期）	114	第29条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）	120
第3条（特約のガン給付責任開始期）	114	別表1 請求書類	121
第4条（特約の保険料払込期間）	114	備考 治療を目的とした入院	121
2. 三大疾病の定義およびガンの診断確定	114		
第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）	114		
3. 三大疾病入院一時給付金の支払	115		
第6条（三大疾病入院一時給付金の支払）	115		
4. 特約保険料の払込免除	115		
第7条（特約保険料の払込免除）	115		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	115		
第8条（告知義務）	115		
第9条（告知義務違反による解除）	116		
第10条（特約を解除できない場合）	116		
6. ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱	116		
第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）	116		
7. 重大事由による解除	117		
第12条（重大事由による解除）	117		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	117		
第13条（特約保険料の払込）	117		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	118		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	118		
第16条（特約の失効および消滅）	118		
9. 特約の復活	118		
第17条（特約の復活）	118		
10. 特約内容の変更	118		
第18条（三大疾病入院一時給付金額の減額）	118		
11. 特約の解約および解約返戻金	118		
第19条（特約の解約）	118		
第20条（解約返戻金）	118		
12. 三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続	118		
第21条（三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続）	118		
13. 契約者配当	119		
第22条（契約者配当）	119		
14. 請求手続	119		
第23条（請求手続）	119		
15. 三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等	119		
第24条（三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等）	119		
16. 主約款の準用	119		
第25条（主約款の準用）	119		
17. 中途付加の場合の取扱	119		
第26条（中途付加の場合の取扱）	119		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	120		
第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	120		

## 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 三大疾病入院一時給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン（第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）第1項に定めるところによります。）による三大疾病入院一時給付金の支払については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. 三大疾病の定義およびガンの診断確定

#### 第5条（三大疾病の定義およびガンの診断確定）

1. この特約において「三大疾病」「ガン」「心疾患」および「脳血管疾患」とは、それぞれ主約款の別表7に定める三大疾病、ガン、心疾患および脳血管疾患をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 三大疾病入院一時給付金の支払

#### 第6条（三大疾病入院一時給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、三大疾病入院一時給付金を支払います。

名称	三大疾病入院一時給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
三大疾病入院一時給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) 次のいずれかの入院であること</p> <p>① 次の条件をすべて満たす入院</p> <p>ア. この特約のガン給付責任開始期以後にガンと診断確定されたこと</p> <p>イ. 前アのガンと診断確定された日以後の入院（診断確定された日を含んで入院している場合を含みます。）であること</p> <p>ウ. 前アで診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>② この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院</p> <p>(2) 三大疾病の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p>	三大疾病入院一時給付金額	主契約の入院手術給付金受取人

- 被保険者が三大疾病以外の疾病または傷害による入院中に三大疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日からその三大疾病的治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
- 被保険者が三大疾病入院一時給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第4項の規定により三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内に三大疾病入院一時給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかるわらず、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
- 被保険者が三大疾病入院一時給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に三大疾病入院一時給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、三大疾病入院一時給付金を支払います。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
  - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
  - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- この特約の三大疾病入院一時給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、三大疾病入院一時給付金額の減額の取扱は行いません。

### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に三大疾病入院一時給付金を支払っていたときは、三大疾病入院一時給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱

### 第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本項において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、この特約のガンによる三大疾病入院一時給付金の支払はないものとします。
2. 前項の場合で、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）を保険契約者に払い戻します。
3. 第9条（告知義務違反による解除）または第12条（重大事由による解除）の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の取扱は行いません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の三大疾病入院一時給付金を詐取する目的または他人にこの特約の三大疾病入院一時給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の三大疾病入院一時給付金の請求に関し、三大疾病入院一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院一時給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院一時給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院一時給付金を支払っていたときは、三大疾病入院一時給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または三大疾病入院一時給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を三大疾病入院一時給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の三大疾病入院一時給付金額が減額されたとき

#### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を三大疾病入院一時給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。

#### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

### 9. 特約の復活

#### 第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガンによる三大疾病入院一時給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

### 10. 特約内容の変更

#### 第18条（三大疾病入院一時給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、三大疾病入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病入院一時給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、三大疾病入院一時給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、三大疾病入院一時給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、三大疾病入院一時給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、三大疾病入院一時給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 11. 特約の解約および解約返戻金

#### 第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第20条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

### 12. 三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続

#### 第21条（三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における三大疾病入院一時給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

1. 三大疾病入院一時給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または三大疾病入院一時給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院一時給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（三大疾病入院一時給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による三大疾病入院一時給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、三大疾病入院一時給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた事実の有無」を加えます。

## 16. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガンによる三大疾病入院一時給付金の支払については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院一時給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合には、前号の規定を適用せず、その満了日の翌日に入院を開始したものとみなします。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合には、第1号の規定を適用せず、その併発日に入院を開始したものとみなします。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 特別取扱

### 第28条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）

保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加した場合には、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

### 第29条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱）第2項の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
三大疾病入院一時給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院一時給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による申出無効	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 会社所定の様式による医師の診断書	第11条
三大疾病入院一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
三大疾病入院一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 三大疾病入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考 治療を目的とした入院**

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	124	別表 4 乳房再建術	137
第1条 (特約の締結)	124	別表 5 子宮摘出術	137
第2条 (特約の責任開始期)	124	別表 6 卵巣摘出術	137
第3条 (特約の保険料払込期間)	124	備考	137
第4条 (女性疾病入院給付金日額)	124		
2. 特約給付金の支払	124		
第5条 (特約給付金の支払)	124		
第6条 (支払限度の型)	127		
第7条 (女性疾病入院給付金の支払限度)	127		
3. 特約保険料の払込免除	128		
第8条 (特約保険料の払込免除)	128		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	128		
第9条 (告知義務)	128		
第10条 (告知義務違反による解除)	128		
第11条 (特約を解除できない場合)	128		
5. 重大事由による解除	129		
第12条 (重大事由による解除)	129		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	129		
第13条 (特約保険料の払込)	129		
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	130		
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	130		
第16条 (特約の失効および消滅)	130		
7. 特約の復活	130		
第17条 (特約の復活)	130		
8. 特約内容の変更	130		
第18条 (女性疾病入院給付金日額の減額)	130		
9. 特約の解約および解約返戻金	130		
第19条 (特約の解約)	130		
第20条 (解約返戻金)	130		
10. 給付金の受取人による特約の存続	130		
第21条 (給付金の受取人による特約の存続)	130		
11. 契約者配当	131		
第22条 (契約者配当)	131		
12. 請求手続	131		
第23条 (請求手続)	131		
13. 特約給付金等の支払の時期・場所等	131		
第24条 (特約給付金等の支払の時期・場所等)	131		
14. 契約内容の登録	131		
第25条 (契約内容の登録)	131		
15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	132		
第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	132		
16. 主約款の準用	132		
第27条 (主約款の準用)	132		
17. 中途付加の場合の取扱	132		
第28条 (中途付加の場合の取扱)	132		
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	132		
第29条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	132		
別表 1 請求書類	133		
別表 2 対象となる女性疾病	133		
別表 3 観血切除術	137		

## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 女性疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(4) 入院日数が1日以上であること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上5日以内の場合</p> <p>女性疾病入院給付金日額の5倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が6日以上の場合</p> <p><math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人

名称	支払事由	支払額	受取人
女性疾病手術給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす手術を受けたとき。ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除きます。</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。以下同じ。）であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(1) 入院中に受けた手術の場合  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 10</math> </p> <p>(2) 入院中以外に受けた手術の場合  <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 5</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人
女性特定手術給付金	<p>被保険者が次のいずれかの手術を受けたとき</p> <p>(1) 乳房の観血切除術</p> <p>次の条件をすべて満たす乳房の観血切除術（別表3に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>① この特約の責任開始期以後に生じた乳房の悪性新生物（別表2中、基本分類コードがC50のものをいいます。以下同じ。）または乳房の上皮内癌（別表2中、基本分類コードがD05のものをいいます。以下同じ。）を直接の原因とする手術</p> <p>② 乳房の悪性新生物または乳房の上皮内癌の治療を目的とした手術</p> <p>③ 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術</p> <p>(2) 乳房再建術</p> <p>前(1)の条件をすべて満たす乳房の観血切除術を受けた乳房について、主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた乳房再建術（別表4に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 子宮摘出術・卵巣摘出術</p> <p>次の条件をすべて満たす子宮摘出術（別表5に定めるところによります。以下同じ。）または卵巣摘出術（別表6に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>① この特約の責任開始期以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術</p> <p>ア. 疾病（主約款の別表8に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>イ. 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>ウ. 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>② 主契約の手術給付金の支払事由に該当する（主約款に定める手術給付金の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当する場合を除きます。）手術</p>	<p>手術1回につき、</p> <p><math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 30</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人

名称	支払事由	支払額	受取人
女性疾病放射線治療給付金	<p>被保険者が次の条件をすべて満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする放射線治療であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした放射線治療であること</p> <p>(3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療 (主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。) であること</p>	<p>放射線治療 1回につき、</p> $\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10$	主契約の入院手術給付金受取人

2. 同一の女性疾病（この疾病と因果関係がある女性疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、前項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とみなします。
3. 第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始時に併発していた異なる女性疾病または入院中に併発した異なる女性疾病がガン（別表2中、「悪性新生物」「上皮内新生物」「上皮内癌」として規定されるものをいい、以下「ガン」といいます。）、慢性リウマチ性心疾患（別表2中、基本分類コードがI05～I09のものをいい、以下「慢性リウマチ性心疾患」といいます。）またはくも膜下出血（別表2中、基本分類コードがI60のものをいい、以下「くも膜下出血」といいます。）の場合、第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）に定める1回の入院の支払日数の計算に際しては、そのガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（そのガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血のみによっても入院する必要があるものに限ります。）は、ガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血を直接の原因とする入院として取り扱います。
4. 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に女性疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を、女性疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その女性疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
5. 女性疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
- (1) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち女性疾病手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術と女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に受けた場合で、女性特定手術給付金が支払われるときは、その日に受けた手術に対しては女性疾病手術給付金を支払いません。
  - (3) 女性疾病的治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表（主約款の別表10に定めるところによります。）において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、女性疾病手術給付金の支払事由にかかるわらず、当該手術に対して女性疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、女性疾病手術給付金を支払いません。
6. 女性特定手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
- (1) 女性特定手術給付金の支払限度は、この特約の保険期間を通じて次に定めるとおりとします。
    - ① 乳房の観血切除術による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき1回限りとします。
    - ② 乳房再建術による女性特定手術給付金の支払は、一乳房につき1回限りとします。
    - ③ 子宮摘出術による女性特定手術給付金の支払は、1回限りとします。
    - ④ 卵巣摘出術による女性特定手術給付金の支払は、一卵巣につき1回限りとします。
  - (2) 被保険者が女性特定手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金を支払います。ただし、前号に定める支払限度は、それらの手術のすべてについて女性特定手術給付金が支払われたものとみなして適用します。

7. 女性疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
- (1) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、女性疾病放射線治療給付金の支払事由にかかわらず、女性疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院しました手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
  - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
  - (3) 原因となった疾病または傷害について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病または傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
9. 女性疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
- (1) 入院中の各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (2) 女性疾病手術給付金および女性特定手術給付金については、手術を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (3) 女性疾病放射線治療給付金については、女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
10. この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 30日型
  - (2) 60日型
  - (3) 120日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

## 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

1. 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。）をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の支払日数
30日型	30日
60日型	60日
120日型	120日

2. 前項の規定にかかわらず、ガン、慢性リウマチ性心疾患またはくも膜下出血を直接の原因として女性疾病入院給付金を支払う場合、その女性疾病入院給付金の支払日数については、支払限度の型に応じた1回の入院の支払日数の限度には含めません。
3. 通算支払日数の限度はありません。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、女性疾病入院給付金日額の減額の取扱は行いません。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。  
ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

#### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金もしくは女性疾病放射線治療給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金もしくは女性疾病放射線治療給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

#### **第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金を支払いません。

#### **第15条（特約保険料の自動振替貸付）**

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

#### **第16条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

### **7. 特約の復活**

#### **第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、女性疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、女性疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第19条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第20条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

### **10. 給付金の受取人による特約の存続**

#### **第21条（給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求

の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第25条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - 入院給付金の種類
  - 女性疾病入院給付金日額
  - 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - 当会社名
- 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度（主約款の別表9に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 16. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

- 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金はありません。
- 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
  - 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（この特約の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性特定手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
  - 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、その満了日の翌日からの入院に対しては前号の規定を適用しません。
  - 特定部位以外の部位に生じた女性疾病を併発した場合、その併発日以降の入院に対しては第1号の規定を適用しません。ただし、この取扱は、その併発した女性疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
女性疾病入院給付金 日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる女性疾病**

1. この特約の対象となる女性疾病的範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。  
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

女性疾病的種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物（D00～D09）中の ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・腟 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・その他および部位不明の上皮内癌	D 00 D 01 D 02 D 03 D 04 D 05 D 06 D 07.0 D 07.1 D 07.2 D 07.3 D 09

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物（D10～D36）中の • 乳房の良性新生物 • 子宮平滑筋腫 • 子宮のその他の良性新生物 • 卵巣の良性新生物 • その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 • 腎尿路の良性新生物（D30）中の • 腎 • 腎孟 • 尿管 • 膀胱 • 尿道 • その他の尿路 • 甲状腺の良性新生物 • その他および部位不明の内分泌腺の良性新生物（D35）中の • 上皮小体（副甲状腺）	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34 D35.1
血液および造血器の疾患	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の • 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 • 腎尿路の性状不詳または不明の新生物 • 内分泌腺の性状不詳または不明の新生物（D44）中の • 甲状腺 • 上皮小体（副甲状腺） • 真正赤血球増加症（多血症） • 骨髄異形成症候群 • リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の • 慢性骨髄増殖性疾患 • 本態性（出血性）血小板血症 • その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の • 乳房	D39 D41 D44.0 D44.2 D45 D46 D47.1 D47.3 D48.6

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌腺、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E 00～E 07
	その他の内分泌腺障害 (E 20～E 35) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・副甲状腺 (上皮小体) 機能低下症</li> <li>・副甲状腺 (上皮小体) 機能亢進症およびその他の副甲状腺 (上皮小体) 障害</li> <li>・クッシング (Cushing) 症候群</li> <li>・卵巣機能障害</li> </ul>	E 20 E 21 E 24 E 28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E 89) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後甲状腺機能低下症</li> <li>・治療後卵巣機能不全 (症)</li> </ul>	E 89.0 E 89.4
	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	脳血管疾患 (I 60～I 69) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・くも膜下出血</li> </ul>	I 60
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの (I 80～I 89) ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害 (I 95～I 99) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の部位の静脈瘤 (I 86) 中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外陰靜脈瘤</li> <li>・低血圧 (症)</li> </ul> </li> <li>・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I 97) 中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房切断後リンパ浮腫症候群</li> </ul> </li> </ul>	I 86.3 I 95 I 97.2
	胆のう〈囊〉、胆管および膵の障害 (K 80～K 87) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆石症</li> <li>・胆のう〈囊〉炎</li> <li>・胆のう〈囊〉のその他の疾患</li> <li>・胆道のその他の疾患</li> </ul> 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの (K 91) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・胆のう〈囊〉摘出〈除〉後症候群</li> </ul>	K 80 K 81 K 82 K 83 K 91.5
	血清反応陽性関節リウマチ	M 05
	その他の関節リウマチ	M 06
	若年性関節炎	M 08
筋骨格系および結合組織の疾患	他に分類される疾患における若年性関節炎	M 09
	その他の明示された関節障害 (M 12) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー&lt;Jaccoud&gt;病]</li> </ul>	M 12.0
	全身性結合組織障害	M 30～M 36
	腎尿路生殖器系の疾患 (N 00～N 99) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・急性腎炎症候群</li> <li>・急速進行性腎炎症候群</li> <li>・反復性および持続性血尿</li> <li>・慢性腎炎症候群</li> <li>・ネフローゼ症候群</li> <li>・詳細不明の腎炎症候群</li> <li>・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく&lt;蛋白&gt;尿</li> <li>・遺伝性腎症&lt;ネフロパシー&gt;、他に分類されないもの</li> <li>・他に分類される疾患における糸球体障害</li> <li>・急性尿細管間質性腎炎</li> <li>・慢性尿細管間質性腎炎</li> <li>・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの</li> <li>・閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患</li> <li>・薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態</li> <li>・その他の腎尿細管間質性疾患</li> </ul>	N 00 N 01 N 02 N 03 N 04 N 05 N 06 N 07 N 08 N 10 N 11 N 12 N 13 N 14 N 15

女性疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・急性腎不全	N17
	・慢性腎不全	N18
	・詳細不明の腎不全	N19
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N29
	・膀胱炎	N30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・その他の膀胱障害	N32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・尿道炎および尿道症候群	N34
	・尿道狭窄	N35
	・尿道のその他の障害	N36
	・他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
妊娠、分娩および産じょく（褥）の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく（褥）における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の	
	・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
	・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	・その他の多胎分娩	O84.8
	・多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく（褥）に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく（褥）に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく（褥）に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. で悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌に該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. で悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌に該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物、上皮内新生物または上皮内癌となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

### 別表3 観血切除術

「観血切除術」とは、皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

### 別表4 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房の観血切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。

### 別表5 子宮摘出術

「子宮摘出術」とは、子宮体部を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

### 別表6 卵巣摘出術

「卵巣摘出術」とは、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術をいいます。ただし、疾病を直接の原因としない不妊手術を除きます。

### 備考

1. 同一の女性疾病

医学上重要な関係にある一連の女性疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の女性疾病として取り扱います。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

## ガン診断給付特約（無解約返戻金型）条項

1. 総則	140	別表1 請求書類	146
第1条（特約の締結）	140	別表2 対象となるガン	146
第2条（特約の責任開始期）	140	備考 治療を目的とした入院	147
第3条（特約のガン給付責任開始期）	140		
第4条（特約の保険料払込期間）	140		
2. ガンの定義および診断確定	140		
第5条（ガンの定義および診断確定）	140		
3. ガン診断給付金の支払	140		
第6条（ガン診断給付金の支払）	140		
4. 特約保険料の払込免除	141		
第7条（特約保険料の払込免除）	141		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	141		
第8条（告知義務）	141		
第9条（告知義務違反による解除）	141		
第10条（特約を解除できない場合）	141		
6. 特約の無効	142		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	142		
7. 重大事由による解除	142		
第12条（重大事由による解除）	142		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	143		
第13条（特約保険料の払込）	143		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	143		
第15条（特約保険料の自動振替貸付）	143		
第16条（特約の失効および消滅）	143		
9. 特約の復活	143		
第17条（特約の復活）	143		
10. 特約内容の変更	144		
第18条（ガン診断給付金額の減額）	144		
11. 特約の解約および解約返戻金	144		
第19条（特約の解約）	144		
第20条（解約返戻金）	144		
12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続	144		
第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）	144		
13. 契約者配当	144		
第22条（契約者配当）	144		
14. 請求手続	144		
第23条（請求手続）	144		
15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等	144		
第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）	144		
16. 主約款の準用	144		
第25条（主約款の準用）	144		
17. 中途付加の場合の取扱	145		
第26条（中途付加の場合の取扱）	145		
18. 特別取扱	145		
第27条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）	145		
第28条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）	145		

## ガン診断給付特約（無解約返戻金型）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) ガン診断給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日。ただし、その日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. ガン診断給付金の支払

#### 第6条（ガン診断給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン診断給付金を支払います。

名称	支払額	受取人
ガン診断給付金	ガン診断給付金額	主契約の入院手術給付金受取人

2. 被保険者がガント外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
3. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含め

て2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に第1項の支払事由の(2)に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
5. この特約のガン診断給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 4. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン診断給付金の支払事由または保

険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン診断給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。

2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン診断給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン診断給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン診断給付金の請求に関し、ガン診断給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または

ガン診断給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。

- 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン診断給付金から差し引きます。
- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（主契約の死亡時返戻金が支払われるときは、主契約の死亡時返戻金受取人）に払いもどします。
  - この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
  - 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン診断給付金から差し引きます。
- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約の解約返戻金の型が低解約返戻金型の場合で、第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## 9. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
- この特約が復活された場合には、会社は、ガン診断給付金の支払については第3条（特約のガン給付責任

開始期) 第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条（ガン診断給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

## 12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン診断給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

1. ガン診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン診断給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. ガン診断給付金等の支払の時期・場所等

### 第24条（ガン診断給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン診断給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、ガン診断給付金を支払うために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に該当する事実の有無」を加えます。

## 16. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

## 18. 特別取扱

### 第27条（主契約に保険料口座振替特約等を付加した場合の取扱）

保険契約の締結時に、この特約が付加された主契約に保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約、集団扱特約またはクレジットカード扱特約を付加した場合には、第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

### 第28条（主契約に保険料払込免除特約等を付加した場合の取扱）

この特約の付加された主契約に保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が付加された場合で、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）の規定によりこの特約が無効となり、保険契約者にこの特約の保険料が払い戻されるときは、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約が同時に付加されていた期間中に払い込まれた保険料については、保険料払込免除特約または新保険料払込免除特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
ガン診断給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となるガン**

1. 対象となるガンとは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類摘要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

#### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



## 先進医療特約α条項

1. 総則	150
第1条 (特約の締結)	150
第2条 (特約の責任開始期)	150
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	150
2. 特約給付金の支払	150
第4条 (特約給付金の支払)	150
第5条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	151
第6条 (先進医療給付金の支払限度)	151
3. 特約保険料の払込免除	151
第7条 (特約保険料の払込免除)	151
4. 告知義務および告知義務違反による解除	152
第8条 (告知義務)	152
第9条 (告知義務違反による解除)	152
第10条 (特約を解除できない場合)	152
5. 重大事由による解除	152
第11条 (重大事由による解除)	152
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	153
第12条 (特約保険料の払込)	153
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	154
第14条 (特約保険料の自動振替貸付)	154
第15条 (特約の失効および消滅)	154
7. 特約の復活	154
第16条 (特約の復活)	154
8. 特約内容の変更	154
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	154
9. 特約の解約および解約返戻金	154
第18条 (特約の解約)	154
第19条 (解約返戻金)	155
10. 給付金の受取人による特約の存続	155
第20条 (給付金の受取人による特約の存続)	155
11. 契約者配当	155
第21条 (契約者配当)	155
12. 請求手続	155
第22条 (請求手續)	155
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	155
第23条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	155
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	156
第24条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	156
15. 特約の更新	156
第25条 (特約の更新)	156
16. 主約款の準用	156
第26条 (主約款の準用)	156
17. 中途付加の場合の取扱	156
第27条 (中途付加の場合の取扱)	156
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	157
第28条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	157
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	157
第29条 (低解約返戻金特則の付加)	157
第30条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	157
第31条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	157
第32条 (低解約返戻金特則の解約)	157
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	157
第33条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	157
別表1 請求書類	158
別表2 療養	158
別表3 先進医療	158
別表4 公的医療保険制度	158
別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	158
別表6 異常分娩	159

## 先進医療特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>① 疾病（別表6に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 別表3に定める先進医療による療養であること</p>	<p>被保険者が負担した次の各号の費用の額</p> <p>(1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。）</p> <p>(2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額</p> <p>(3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）</p>	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより療養を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として療養を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養であるとき
  - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
4. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
5. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
6. この特約の先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの事由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

#### 第6条（先進医療給付金の支払限度）

この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かつて解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日

または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

#### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

#### **第14条（特約保険料の自動振替貸付）**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第15条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の先進医療給付金の支払額が通算して第6条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### **7. 特約の復活**

#### **第16条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することができます。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第18条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第19条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第20条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の先進医療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 15. 特約の更新

### 第25条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、第4条（特約給付金の支払）および第6条（先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第27条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算し

ます。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に受けた療養で、会社指定の部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第5項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 特約の解約
  - ⑤ 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条

(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

**別表6 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9



## 三大疾病給付特約α条項

1. 総則	162
第1条 (特約の締結)	162
第2条 (特約の責任開始期)	162
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	162
第4条 (三大疾病入院給付金日額)	162
2. 特約給付金の支払	162
第5条 (特約給付金の支払)	162
第6条 (三大疾病入院給付金の支払限度)	165
3. 特約保険料の払込免除	165
第7条 (特約保険料の払込免除)	165
4. 告知義務および告知義務違反による解除	165
第8条 (告知義務)	165
第9条 (告知義務違反による解除)	165
第10条 (特約を解除できない場合)	165
5. 重大事由による解除	166
第11条 (重大事由による解除)	166
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	166
第12条 (特約保険料の払込)	166
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	167
第14条 (特約保険料の自動振替貸付)	167
第15条 (特約の失効および消滅)	167
7. 特約の復活	167
第16条 (特約の復活)	167
8. 特約内容の変更	167
第17条 (三大疾病入院給付金日額の減額)	167
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	168
9. 特約の解約および解約返戻金	168
第19条 (特約の解約)	168
第20条 (解約返戻金)	168
10. 給付金の受取人による特約の存続	168
第21条 (給付金の受取人による特約の存続)	168
11. 契約者配当	169
第22条 (契約者配当)	169
12. 請求手続	169
第23条 (請求手続)	169
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	169
第24条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	169
14. 契約内容の登録	169
第25条 (契約内容の登録)	169
15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	169
第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	169
16. 特約の更新	170
第27条 (特約の更新)	170
17. 主約款の準用	170
第28条 (主約款の準用)	170
18. 中途付加の場合の取扱	170
第29条 (中途付加の場合の取扱)	170
19. 特別条件特約を付加した場合の取扱	171
第30条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	171
20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	171
第31条 (低解約返戻金特則の付加)	171
第32条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	171
第33条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	171
第34条 (低解約返戻金特則の解約)	171
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	171
第35条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	171
別表1 請求書類	173
備考	173

## 三大疾病給付特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 三大疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（三大疾病入院給付金日額）

三大疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三大疾病入院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表7に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 三大疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が6日以上の場合 <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三大疾病手術給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた三大疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(2) 三大疾病の治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること</p> <p>(3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。）であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(1) 入院中に受けた手術の場合</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 10$ <p>(2) 入院中以外に受けた手術の場合</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 5$	主契約の入院手術給付金受取人	_____
三大疾病放射線治療給付金	<p>被保険者が保険期間中に次の条件のすべてを満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に生じた三大疾病を直接の原因とする放射線治療であること</p> <p>(2) 三大疾病の治療を目的とした放射線治療であること</p> <p>(3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療（主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。）であること</p>	<p>放射線治療1回につき、</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times 10$	主契約の入院手術給付金受取人	_____
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

2. 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に第1項に定める手術または放射線治療を受けても、三大疾病手術給付金または三大疾病放射線治療給付金は支払いません。
3. 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直

接の原因として、第1項の三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
6. 三大疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が三大疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち三大疾病手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ三大疾病手術給付金を支払います。
  - (2) 三大疾病の治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、三大疾病手術給付金の支払事由にかかるわらず、当該手術に対して三大疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、三大疾病手術給付金を支払いません。
7. 三大疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が三大疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ三大疾病放射線治療給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が三大疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、三大疾病放射線治療給付金の支払事由にかかるわらず、三大疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、三大疾病放射線治療給付金を支払いません。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因として入院しましたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病によるものとみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
  - (2) 原因となった三大疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
9. 三大疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
  - (1) 入院中の各日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (2) 三大疾病手術給付金については、手術を受けた日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (3) 三大疾病放射線治療給付金については、三大疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の三大疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
10. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
11. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
12. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
13. この特約の三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金の受

取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）

この特約における支払限度はありません。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、三大疾病入院給付金日額の減額の取扱は行いません。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、

保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金、三大疾病放射線治療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効と

し、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### **第14条（特約保険料の自動振替貸付）**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### **第15条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## **7. 特約の復活**

### **第16条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## **8. 特約内容の変更**

### **第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、三大疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の

三大疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、三大疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約の入院給付金日額が減額され、三大疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、三大疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

#### **第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第19条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第20条（解約返戻金）**

1. この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

##### **(1) 保険料払込中の特約**

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

##### **(2) 前号以外の特約**

この特約の経過年月数により計算します。

2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### **10. 給付金の受取人による特約の存続**

#### **第21条（給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

##### **(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること**

##### **(2) 保険契約者でないこと**

3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第23条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第25条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類
  - (3) 三大疾病入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会できるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の三大疾病手術給付金お

より三大疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

- 前項の規定により、この特約条項の三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の三大疾病手術給付金および三大疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 16. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金または三大疾病放射線治療給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第12項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失效および消滅
  - ④ 三大疾病入院給付金日額の減額
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った

ときは更新日)

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
三大疾病入院給付金・ 三大疾病手術給付金・ 三大疾病放射線治療給 付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金、三大疾病手術給付金または三大 疾病放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第19条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考**

## 1. 同一の三大疾病

医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として取り扱います。

## 2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。



## 女性疾病給付特約α条項

1. 総則	176
第1条 (特約の締結)	176
第2条 (特約の責任開始期)	176
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	176
第4条 (女性疾病入院給付金日額)	176
2. 特約給付金の支払	176
第5条 (特約給付金の支払)	176
第6条 (支払限度の型)	179
第7条 (女性疾病入院給付金の支払限度)	179
3. 特約保険料の払込免除	179
第8条 (特約保険料の払込免除)	179
4. 告知義務および告知義務違反による解除	179
第9条 (告知義務)	179
第10条 (告知義務違反による解除)	179
第11条 (特約を解除できない場合)	180
5. 重大事由による解除	180
第12条 (重大事由による解除)	180
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	181
第13条 (特約保険料の払込)	181
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	181
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	181
第16条 (特約の失効および消滅)	182
7. 特約の復活	182
第17条 (特約の復活)	182
8. 特約内容の変更	182
第18条 (女性疾病入院給付金日額の減額)	182
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	182
9. 特約の解約および解約返戻金	182
第20条 (特約の解約)	182
第21条 (解約返戻金)	182
10. 給付金の受取人による特約の存続	183
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	183
11. 契約者配当	183
第23条 (契約者配当)	183
12. 請求手続	183
第24条 (請求手続)	183
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	183
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	183
14. 契約内容の登録	183
第26条 (契約内容の登録)	183
15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	184
第27条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	184
16. 特約の更新	184
第28条 (特約の更新)	184
17. 主約款の準用	184
第29条 (主約款の準用)	184
18. 中途付加の場合の取扱	185
第30条 (中途付加の場合の取扱)	185
19. 特別条件特約を付加した場合の取扱	185
第31条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	185
20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	185
第32条 (低解約返戻金特則の付加)	185
第33条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	185
第34条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	185
第35条 (低解約返戻金特則の解約)	186
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	186
第36条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	186
別表1 請求書類	187
別表2 対象となる女性疾患	187
備考	191

## 女性疾病給付特約〇条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 女性疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女性疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した女性疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること (2) 女性疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) この特約の保険期間中に入院の開始があること (4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること (5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること	入院1回につき、  (1) 入院日数が1日以上5日以内の場合  女性疾病入院給付金日額の5倍相当額  (2) 入院日数が6日以上の場合  $\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \right]$	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女性疾病手術給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする手術であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした手術（備考3に定めるところによります。）であること</p> <p>(3) 主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術（主約款に定める先進医療に該当する診療行為を含みます。）であること</p>	<p>手術1回につき、</p> <p>(1) 入院中に受けた手術の場合  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10</math> </p> <p>(2) 入院中以外に受けた手術の場合  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 5</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人	
女性疾病放射線治療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす放射線治療を受けたとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に生じた女性疾病を直接の原因とする放射線治療であること</p> <p>(2) 女性疾病的治療を目的とした放射線治療であること</p> <p>(3) 主契約の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療（主約款に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為を含みます。）であること</p>	<p>放射線治療1回につき、</p> <p><math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{女性疾病} \\ \text{入院給付金日額} \end{array} \right) \times 10</math> </p>	主契約の入院手術給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであつた額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

- 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。ただし、その時以後の継続入院中に第1項に定める手術または放射線治療を受けても、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金は支払いません。
- 同一の女性疾病（この疾病と因果関係がある女性疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直

接の原因として、第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる女性疾病を併発していたときまたは入院中に異なる女性疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に女性疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を、女性疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その女性疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
6. 女性疾病手術給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が女性疾病手術給付金の支払事由に該当する手術を同一の日に複数回受けたときは、それらの手術のうち女性疾病手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金を支払います。
  - (2) 女性疾病的治療を目的とした手術のうち、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けたときは、女性疾病手術給付金の支払事由にかかるわらず、当該手術に対して女性疾病手術給付金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、女性疾病手術給付金を支払いません。
7. 女性疾病放射線治療給付金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を同一の日に複数回受けたときは、それらの放射線治療のうちいずれか1つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金を支払います。
  - (2) 被保険者が女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けたときは、女性疾病放射線治療給付金の支払事由にかかるわらず、女性疾病放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因として入院しましたは手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した女性疾病によるものとみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院または受けた手術もしくは放射線治療であるとき
  - (2) 原因となった女性疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその女性疾病を知っていたとき
9. 女性疾病入院給付金日額が減額された場合の給付金の支払額の計算は、次のとおりとします。
  - (1) 入院中の各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始の日から起算して5日目までの入院については入院開始の日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (2) 女性疾病手術給付金については、手術を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、2日以上にわたって受けた手術については手術を開始した日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
  - (3) 女性疾病放射線治療給付金については、女性疾病放射線治療給付金が支払われる放射線治療ごとに、その最初の放射線治療を受けた日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
10. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
11. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
12. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
13. この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金および死亡給付金の受

取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。  
ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 30日型
  - (2) 60日型
  - (3) 120日型
  - (4) 180日型
  - (5) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

## 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

1. 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数（入院日数が6日以上の場合にはその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。）をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の支払日数
30日型	30日
60日型	60日
120日型	120日
180日型	180日
1095日型	1095日

2. 通算支払日数の限度はありません。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、女性疾病入院給付金額の減額の取扱は行いません。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本項において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。  
ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

### 5. 重大事由による解除

#### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人

が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。) の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人(主約款に定める代理請求人を含みます。)に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条 (特約保険料の払込)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで(払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。)に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料)を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

### 第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

### 第15条 (特約保険料の自動振替貸付)

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

- 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

## 第16条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

- 保険契約者は、将来に向かって、女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、女性疾病入院給付金日額の減額は取り扱いません。
- 主契約の入院給付金日額が減額され、女性疾病入院給付金日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、女性疾病入院給付金日額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

- この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約

- この特約の経過年月数により計算します。
2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
  3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第26条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類
  - (3) 女性疾病入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中

途付加の申込を含みます。) を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。)から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 16. 特約の更新

### 第28条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第30条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第31条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院、手術または放射線治療に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた女性疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた女性疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した女性疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第32条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第33条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第34条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付

加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。

- ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第12項の規定による解約返戻金の支払
- ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ③ 特約の失効および消滅
- ④ 女性疾病入院給付金日額の減額
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

#### **第35条（低解約返戻金特則の解約）**

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

### **21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱**

#### **第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）**

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第16条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる女性疾病**

1. この特約の対象となる女性疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

女性疾病的種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物（D 00～D 09）中の	
・口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00	
・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D 01	
・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02	
・上皮内黒色腫	D 03	
・皮膚の上皮内癌	D 04	
・乳房の上皮内癌	D 05	
・子宮頸（部）の上皮内癌	D 06	
・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D 07）中の		
・子宮内膜	D 07. 0	
・外陰部	D 07. 1	
・膣	D 07. 2	
・その他および部位不明の女性生殖器	D 07. 3	
・その他および部位不明の上皮内癌	D 09	

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物（D10～D36）中の ・乳房の良性新生物 ・子宮平滑筋腫 ・子宮のその他の良性新生物 ・卵巣の良性新生物 ・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 ・腎尿路の良性新生物（D30）中の ・腎 ・腎孟 ・尿管 ・膀胱 ・尿道 ・その他の尿路 ・甲状腺の良性新生物	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34
	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・骨髄異形成症候群 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D39 D41 D46 D48.6
血液および造血器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害（D50～D89）中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB <sub>12</sub> 欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・後天性赤芽球ろう＜瘍＞ ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌腺、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E 00～E 07
	その他の内分泌腺障害（E 20～E 35）中の ・クッシング（Cushing）症候群	E 24
	・卵巣機能障害	E 28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E 89） 中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E 89. 0 E 89. 4
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切斷後リンパ浮腫症候群	I 86. 3 I 95 I 97. 2
	胆のう（囊）、胆管および膵の障害（K 80～K 87）中の ・胆石症 ・胆のう（囊）炎 ・胆のう（囊）のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K 91）中の ・胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群	K 80 K 81 K 82 K 83 K 91. 5
	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M 12）中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー<Jaccoud>病〕	M 05 M 06 M 08 M 09 M 12. 0
筋骨格系および結合組織の疾患	全身性結合組織障害	M 30～M 36
	腎尿路生殖器系の疾患（N 00～N 99）中の ・急性腎炎症候群 ・急速進行性腎炎症候群 ・反復性および持続性血尿 ・慢性腎炎症候群 ・ネフローゼ症候群 ・詳細不明の腎炎症候群 ・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく＜蛋白＞尿 ・遺伝性腎症＜ネフロパシー＞、他に分類されないもの ・他に分類される疾患における糸球体障害 ・急性尿細管間質性腎炎 ・慢性尿細管間質性腎炎 ・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの ・閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患 ・薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態 ・他の腎尿細管間質性疾患	N 00 N 01 N 02 N 03 N 04 N 05 N 06 N 07 N 08 N 10 N 11 N 12 N 13 N 14 N 15
	腎尿路生殖器系の疾患	

女性疾病の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・慢性腎不全	N18
	・詳細不明の腎不全	N19
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・膀胱炎	N30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・その他の膀胱障害	N32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・尿道炎および尿道症候群	N34
	・尿道狭窄	N35
	・尿道のその他の障害	N36
	・他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害＜男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く＞	N80～N98
腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	
妊娠、分娩および産じょく（褥）の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく（褥）における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の	
	・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
	・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	・その他の多胎分娩	O84.8
	・多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく（褥）に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく（褥）に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく（褥）に合併するその他の母体疾患	O99	

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 備考

### 1. 同一の女性疾病

医学上重要な関係にある一連の女性疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の女性疾病として取り扱います。

### 2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

### 3. 治療を目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。



## ガン診断給付特約α条項

1. 総則	194
第1条 (特約の締結)	194
第2条 (特約の責任開始期)	194
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	194
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	194
2. ガンの定義および診断確定	194
第5条 (ガンの定義および診断確定)	194
3. 特約給付金の支払	194
第6条 (特約給付金の支払)	194
4. 特約保険料の払込免除	195
第7条 (特約保険料の払込免除)	195
5. 告知義務および告知義務違反による解除	196
第8条 (告知義務)	196
第9条 (告知義務違反による解除)	196
第10条 (特約を解除できない場合)	196
6. 特約の無効	196
第11条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	196
7. 重大事由による解除	197
第12条 (重大事由による解除)	197
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	198
第13条 (特約保険料の払込)	198
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	198
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	198
第16条 (特約の失効および消滅)	198
9. 特約の復活	199
第17条 (特約の復活)	199
10. 特約内容の変更	199
第18条 (ガン診断給付金額の減額)	199
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	199
11. 特約の解約および解約返戻金	199
第20条 (特約の解約)	199
第21条 (解約返戻金)	199
12. 給付金の受取人による特約の存続	199
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	199
13. 契約者配当	200
第23条 (契約者配当)	200
14. 請求手続	200
第24条 (請求手続)	200
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	200
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	200
16. 特約の更新	200
第26条 (特約の更新)	200
17. 主約款の準用	200
第27条 (主約款の準用)	200
18. 中途付加の場合の取扱	200
第28条 (中途付加の場合の取扱)	200
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	201
第29条 (低解約返戻金特則の付加)	201
第30条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	201
第31条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	201
第32条 (低解約返戻金特則の解約)	201
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	201
第33条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	201
21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱	202
第34条 (主契約が新医療保険αの場合の取扱)	202
第35条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	202
別表1 請求書類	203
別表2 対象となるガン	203
備考 治療を目的とした入院	204

## ガン診断給付特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) ガン診断給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン診断給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき (2) 前(1)のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき ① ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること ② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること ③ 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	ガン診断給付金額	主約のガン診断給付金受取人	

名称	支払事由	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。 ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項のガン診断給付金の支払に関する規定を適用します。
3. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定したことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約のガン診断給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条（ガン診断給付金額の減額）

- 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

- この特約の解約返戻金は、ガン診断給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること  
(2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債務者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第26条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

#### (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
- この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合

- には、その告知の時)
- (2) ガン給付責任開始期  
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ ガン診断給付金額の減額
  - ⑥ 特約の解約
  - ⑦ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 21. 主契約が新医療保険αの場合の取扱

### 第34条（主契約が新医療保険αの場合の取扱）

この特約が新医療保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）の適用に際しては、次のとおり取扱います。
- ① 第1項中、「ガン給付金受取人」を「入院手術給付金受取人」と、「別表6」を「別表5」と、「別表7」を「別表6」とそれぞれ読み替えます。
- ② 第4項を次のとおり読み替えます。
4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に次の各号のすべてに該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
- (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
- (2) ガンの治療を目的としている入院であること
- (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
- (4) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること
- (2) 第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「ガン入院給付金日額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 第26条（特約の更新）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

#### 第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
- (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
- (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
- (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

### 第35条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第6条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間の満了日を含んでガンにより継続して入院した場合、会社は、その満了日の翌日の入院に対してガン診断給付金を支払います。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第20条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となるガン**

1. 対象となるガンとは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改訂版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード	
／2	……上皮内癌
	上皮内
	非浸潤性
	非浸襲性
／3	……悪性、原発部位
／6	……悪性、転移部位
	悪性、続発部位
／9	……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

#### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 室料差額給付特約α条項

1. 総則	206
第1条 (特約の締結)	206
第2条 (特約の責任開始期)	206
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	206
第4条 (室料差額基準日額)	206
2. 特約給付金の支払	207
第5条 (特約給付金の支払)	207
第6条 (支払限度期間の型)	208
第7条 (室料差額給付金の支払限度期間)	208
3. 特約保険料の払込免除	208
第8条 (特約保険料の払込免除)	208
4. 告知義務および告知義務違反による解除	209
第9条 (告知義務)	209
第10条 (告知義務違反による解除)	209
第11条 (特約を解除できない場合)	209
5. 重大事由による解除	209
第12条 (重大事由による解除)	209
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	210
第13条 (特約保険料の払込)	210
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	211
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	211
第16条 (特約の失効および消滅)	211
7. 特約の復活	211
第17条 (特約の復活)	211
8. 特約内容の変更	211
第18条 (室料差額基準日額の減額)	211
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	212
9. 特約の解約および解約返戻金	212
第20条 (特約の解約)	212
第21条 (解約返戻金)	212
10. 給付金の受取人による特約の存続	212
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	212
11. 契約者配当	212
第23条 (契約者配当)	212
12. 請求手続	213
第24条 (請求手続)	213
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	213
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	213
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	213
第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	213
15. 特約の更新	213
第27条 (特約の更新)	213
16. 主約款の準用	213
第28条 (主約款の準用)	213
17. 中途付加の場合の取扱	213
第29条 (中途付加の場合の取扱)	213
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	214
第30条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	214
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	214
第31条 (低解約返戻金特則の付加)	214
第32条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	214
第33条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	214
第34条 (低解約返戻金特則の解約)	215
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	215
第35条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	215
別表1 請求書類	216
別表2 室料差額	216
別表3 公的医療保険制度	216
別表4 異常分娩	216

## 室料差額給付特約〇条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 室料差額基準日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（室料差額基準日額）

室料差額基準日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

## 2. 特約給付金の支払

### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
室料差額給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した次のいずれかを直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 疾病（別表4に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</li> <li>② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</li> <li>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</li> </ul> <p>(2) 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院であること</p> <p>(3) その入院により室料差額（別表2に定めるところによります。以下同じ。）が発生すること</p>	<p>入院1回につき、次の各号のいずれか小さい金額</p> <p>(1) 支払限度期間（主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院の入院日数（以下本条において「入院日数」といいます。）が限度に達するまでの期間とします。以下同じ。）中に発生した室料差額と同額</p> <p>(2) 入院日数に、室料差額基準日額を乗じた金額</p>	主契約の入院手術給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、室料差額給付金の支払に際しても、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
- 被保険者の入院中に、入院日数が1回の入院または通算の支払限度期間に達した場合で、支払限度期間に達した日を含んで入院を継続しているときは、支払限度期間に達した日の属する月の末日までの入院期間中に発生した室料差額についても、支払限度期間中に発生した室料差額とみなして、第1項の規定を適用

します。

4. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、次の各号に該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
5. 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に室料差額基準日額が減額された場合、室料差額給付金の支払額は、次の各号のいずれか小さい金額とします。
  - (1) 支払限度期間中に発生した室料差額と同額
  - (2) 減額前の入院日数に減額前の室料差額基準日額を乗じた金額と、減額以後の入院日数に減額以後の室料差額基準日額を乗じた金額との合計額
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約の室料差額給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（支払限度期間の型）

1. この特約における支払限度期間の型は、室料差額給付金の支払限度期間に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度期間の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 30日型
  - (2) 60日型
  - (3) 120日型
  - (4) 180日型
  - (5) 1095日型
2. 前項の支払限度期間の型は、相互に変更することはできません。

## 第7条（室料差額給付金の支払限度期間）

1. 室料差額給付金の支払に際して、室料差額基準日額に乘じる入院日数は、前条に規定する支払限度期間の型に応じて、次に定める支払限度期間をもって限度とします。

支払限度期間の型	1回の入院の支払限度期間	通算支払限度期間
30日型	30日	支払限度期間の型にかかわらず、 1095日
60日型	60日	
120日型	120日	
180日型	180日	
1095日型	1095日	

2. 前項の通算支払限度期間には、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われる入院日数と同一の日数を算入します。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用し

て、この特約の保険料の払込を免除します。

2. この特約の保険料の払込を免除した後は、室料差額基準日額の減額の取扱は行いません。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂

を含みます。) をしたとき

- (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、室料差額給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による室料差額給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に室料差額給付金または死亡給付金を支払っていたときは、室料差額給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1

か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料)を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の室料差額基準日額が減額されたとき

#### **第14条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

#### **第15条(特約保険料の自動振替貸付)**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第16条(特約の失効および消滅)**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われた入院の入院日数が通算して第7条(室料差額給付金の支払限度期間)に定める通算支払限度期間に達した場合には、その達した日の翌日から、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### **7. 特約の復活**

#### **第17条(特約の復活)**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第18条(室料差額基準日額の減額)**

1. 保険契約者は、将来に向かって、室料差額基準日額を減額することができます。ただし、減額後の室料差額基準日額が会社の定める取扱範囲外となる場合には、会社は、室料差額基準日額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額され、室料差額基準日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、室料差額基準日額を会社の定める金額まで減額します。また、室料差額基準日額を減額しても会社の定める金額をこえる場合には、主契約の入院給付金日額の減額は取り扱いません。

- 前2項のほか、この特約の室料差額基準日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

#### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 9. 特約の解約および解約返戻金

#### 第20条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第21条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 10. 給付金の受取人による特約の存続

#### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

### 11. 契約者配当

#### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の室料差額給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 15. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合

第1回保険料および所定の金額を受け取った時

② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合

第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。

2. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

(1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りません。）または疾病（特別条件特約条項の別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、室料差額給付金を支払いません。

(2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して室料差額給付金を支払います。

(3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して室料差額給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。

2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

(2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。

① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払

② 告知義務違反による解除および重大事由による解除

③ 特約の失効および消滅

- ④ 室料差額基準日額の減額
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

#### **第34条（低解約返戻金特則の解約）**

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

### **20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱**

#### **第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）**

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
室料差額給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 室料差額給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 室料差額の支出を証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第16条、 第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 室料差額**

「室料差額」とは、別表3に定める法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

**別表3 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表4 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O 81
帝王切開による単胎分娩	O 82
その他の介助単胎分娩	O 83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O 84. 1
・多胎分娩、全児帝王切開	O 84. 2
・その他の多胎分娩	O 84. 8
・多胎分娩、詳細不明	O 84. 9

## 脳卒中治療支援特約α条項

1. 総則	218
第1条 (特約の締結)	218
第2条 (特約の責任開始期)	218
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	218
2. 特約給付金等の支払	218
第4条 (特約給付金等の支払)	218
3. 特約保険料の払込免除	220
第5条 (特約保険料の払込免除)	220
4. 告知義務および告知義務違反による解除	220
第6条 (告知義務)	220
第7条 (告知義務違反による解除)	220
第8条 (特約を解除できない場合)	220
5. 重大事由による解除	221
第9条 (重大事由による解除)	221
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	222
第10条 (特約保険料の払込)	222
第11条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	222
第12条 (特約保険料の自動振替貸付)	222
第13条 (特約の失効および消滅)	222
7. 特約の復活	223
第14条 (特約の復活)	223
8. 特約内容の変更	223
第15条 (基本給付金額の減額)	223
第16条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	223
9. 特約の解約および解約返戻金	223
第17条 (特約の解約)	223
第18条 (解約返戻金)	223
10. 給付金等の受取人による特約の存続	224
第19条 (給付金等の受取人による特約の存続)	224
11. 契約者配当	224
第20条 (契約者配当)	224
12. 請求手続	224
第21条 (請求手續)	224
13. 特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等	224
第22条 (特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	224
14. 特約の更新	224
第23条 (特約の更新)	224
15. 主約款の準用	225
第24条 (主約款の準用)	225
16. 中途付加の場合の取扱	225
第25条 (中途付加の場合の取扱)	225
17. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	225
第26条 (低解約返戻金特則の付加)	225
第27条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	225
第28条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	225
第29条 (低解約返戻金特則の解約)	225
18. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	226
第30条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	226
別表1 請求書類	227
別表2 対象となる脳卒中	227
備考 治療を目的とした入院	227

# 脳卒中治療支援特約α条項

## 1. 総則

### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - 基本給付金額

### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

## 2. 特約給付金等の支払

### 第4条（特約給付金等の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の一時金、給付金または年金（以下「給付金等」といいます。）を支払います。

名称	給付金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合
脳卒中入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた脳卒中を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること (2) 脳卒中（別表2に定めるところによります。以下同じ。）の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること	基本給付金額 × 20%	主契約の入院手術給付金受取人	_____
回復支援給付金	被保険者が脳卒中入院一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症（以下「神経学的後遺症」といいます。）が継続したと医師によって診断されたとき	基本給付金額 × 50%	主契約の入院手術給付金受取人	_____
回復支援年金	回復支援給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて6か月ごとの月単位の応当日（応当日がないときは、その月の末日とします。）が到来したとき	基本給付金額 × 10%	主契約の入院手術給付金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 脳卒中入院一時金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 被保険者が脳卒中以外の疾病または傷害による入院中に脳卒中と診断された場合、その脳卒中の治療を開始した日からその脳卒中の治療を目的として入院したものとみなして前項の脳卒中入院一時金の支払に関する規定を適用します。
- (2) 被保険者が脳卒中入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前号または次号の規定により脳卒中入院一時金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内に脳卒中入院一時金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、脳卒中入院一時金を支払いません。
- (3) 被保険者が脳卒中入院一時金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に脳卒中の治療を目的とする継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、脳卒中入院一時金を支払います。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した脳卒中を直接の原因として入院した場合でも、次の①または②のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した脳卒中によるものとみなします。
  - ① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - ② 原因となった脳卒中について、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその脳卒中を知っていたとき

3. 回復支援給付金および回復支援年金の支払に際しては、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 回復支援給付金が支払われた場合、その支払後は回復支援年金以外の支払金はありません。
- (2) この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に回復支援給付金の支払事由に該当した場合には、この特約の保険期間満了日に支払事由に該当したものとみなして、回復支援給付金および回復支援年金を支払います。
- (3) 会社は、年金証書を回復支援年金の受取人に交付します。
- (4) 回復支援年金の支払回数は5回とします。
- (5) 回復支援給付金の支払事由発生日以後、回復支援年金の受取人から請求があったときは、将来の回復支援年金の支払に代えて、未払いの回復支援年金の現価に相当する金額を一括して支払います。この場合、この特約は消滅します。
- (6) 回復支援給付金の支払事由発生日から最終回の回復支援年金の支払日までの間に回復支援年金の受取人が死亡したときは、回復支援年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で回復支援年金の受取人の死亡時に生存している者を、回復支援年金の受取人とします。この場合、回復支援年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

4. 回復支援給付金の支払事由が生じたときは、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに回復支援給付金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を要しません。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。

6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約の脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金および死亡給付金の受取人は、第1項（回復支援年金については第3項第6号を含みます。）に定める者以外に変更することはできません。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第5条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、基本給付金額の減額の取扱は行いません。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第6条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第7条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金等の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金等を支払っていたときは、給付金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が証明したときは、給付金等の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第8条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第6条（告知義務）の規定により会社

- または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第6条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第9条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金等を詐取する目的または他人にこの特約の給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金または死亡給付金を支払っていたときは、脳卒中入院一時金、回復支援給付金、回復支援年金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 回復支援給付金の支払事由発生日前  
この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
  - (2) 回復支援給付金の支払事由発生日以後  
未払いの回復支援年金の現価に相当する金額を回復支援年金の受取人に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受

取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項第1号の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第10条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金等（死亡給付金等の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したときまたは回復支援給付金の支払事由が生じたとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の基本給付金額が減額されたとき

### 第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金等（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第12条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第13条（特約の失効および消滅）

1. 回復支援給付金の支払事由発生前に主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 回復支援給付金の支払事由発生前に主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

- (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第14条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第15条（基本給付金額の減額）

- 保険契約者は、回復支援給付金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、基本給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基本給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、基本給付金額の減額は取り扱いません。
- 主契約の入院給付金日額が減額され、基本給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、基本給付金額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、この特約の基本給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第17条（特約の解約）

- 保険契約者は、回復支援給付金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第18条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金および回復支援年金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

#### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

#### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、脳卒中入院一時金、回復支援給付金および回復支援年金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金等の受取人による特約の存続

### 第19条（給付金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、回復支援給付金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が回復支援給付金または死亡給付金を支払うべきときは、その回復支援給付金の額（回復支援給付金の額と未払いの回復支援年金の現価に相当する金額の合計額とします。以下同じ。）または死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、回復支援給付金の額または死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、回復支援給付金または死亡給付金の受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第21条（請求手続）

1. 給付金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第22条（特約給付金等および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金等および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第23条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
  - (4) 回復支援給付金の支払事由が生じているとき
2. この特約が更新されたときは、給付金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号、第2号または第4号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 15. 主約款の準用

### 第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第26条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第27条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第28条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第18条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金等の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 基本給付金額の減額
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第19条（給付金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第29条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 18. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

---

### 第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第25条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
脳卒中入院一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 脳卒中入院一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
回復支援給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 回復支援給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
回復支援年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 回復支援年金の受取人の印鑑証明書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第7条、第9条、 第10条、第13条、 第17条
基本給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
給付金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる脳卒中**

対象となる脳卒中とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
脳血管疾患（I60～I69）のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞 ・脳血管疾患の続発・後遺症（I69）中の ・くも膜下出血の続発・後遺症 ・脳内出血の続発・後遺症 ・脳梗塞の続発・後遺症	I60 I61 I63 I69.0 I69.1 I69.3

**備考 治療を目的とした入院**

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、脳卒中の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



## 新退院給付特約条項

1. 総則	230	第29条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）	237
第1条（特約の締結）	230	第30条（低解約返戻金特則の解約）	237
第2条（特約の責任開始期）	230	19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	237
第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）	230	第31条（死亡給付金不担保特則の付加）	237
2. 特約給付金の支払	230	第32条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）	237
第4条（特約給付金の支払）	230	第33条（死亡給付金不担保特則の解約）	238
第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	231	20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	238
3. 特約保険料の払込免除	232	第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）	238
第6条（特約保険料の払込免除）	232	別表1 請求書類	239
4. 告知義務および告知義務違反による解除	232	別表2 異常分娩	239
第7条（告知義務）	232		
第8条（告知義務違反による解除）	232		
第9条（特約を解除できない場合）	232		
5. 重大事由による解除	233		
第10条（重大事由による解除）	233		
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	233		
第11条（特約保険料の払込）	233		
第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	234		
第13条（特約保険料の自動振替貸付）	234		
第14条（特約の失効および消滅）	234		
7. 特約の復活	234		
第15条（特約の復活）	234		
8. 特約内容の変更	234		
第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）	234		
9. 特約の解約および解約返戻金	235		
第17条（特約の解約）	235		
第18条（解約返戻金）	235		
10. 給付金の受取人による特約の存続	235		
第19条（給付金の受取人による特約の存続）	235		
11. 契約者配当	235		
第20条（契約者配当）	235		
12. 請求手続	235		
第21条（請求手續）	235		
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	236		
第22条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	236		
14. 特約の更新	236		
第23条（特約の更新）	236		
15. 主約款の準用	236		
第24条（主約款の準用）	236		
16. 中途付加の場合の取扱	236		
第25条（中途付加の場合の取扱）	236		
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	237		
第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	237		
18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	237		
第27条（低解約返戻金特則の付加）	237		
第28条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）	237		

## 新退院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
退院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき</p> <p>(1) 責任開始期（復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること</p> <p>① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること</p>	<p>継続した入院後の退院1回につき、</p> <p>〔 主契約の入院給付金日額 × 10 〕</p>	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであつた額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- 被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、退院給付金の支払は1回とします。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の退院とみなします。
- 主契約の入院給付金日額が減額された場合には、退院給付金の支払額は、退院した日現在の主契約の入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約の退院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、退院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第6条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、退院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による退院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に退院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、退院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払わない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の入院給付金日額が減額されたとき

#### **第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きります。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

#### **第13条（特約保険料の自動振替貸付）**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第14条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **7. 特約の復活**

#### **第15条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第16条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第18条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、退院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

#### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

#### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、退院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第19条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

#### (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

#### (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第21条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第22条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第23条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 15. 主約款の準用

### 第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第26条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院の退院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りません。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、退院給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して20日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して20日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第27条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第28条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第29条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第18条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第18条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 特約の解約
  - ⑤ 第19条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第30条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第31条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第32条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第7項および第9項ならびに第13条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第18条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
第18条（解約返戻金）
  1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
    - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
    - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
  2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
  3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 第33条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第25条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
退院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 退院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第10条、 第11条、第14条、 第17条
給付金の受取人による 特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9



## 先進医療特約条項

1. 総則	242
第1条 (特約の締結)	242
第2条 (特約の責任開始期)	242
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	242
2. 特約給付金の支払	242
第4条 (特約給付金の支払)	242
第5条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	243
第6条 (先進医療給付金の支払限度)	243
3. 特約保険料の払込免除	243
第7条 (特約保険料の払込免除)	243
4. 告知義務および告知義務違反による解除	244
第8条 (告知義務)	244
第9条 (告知義務違反による解除)	244
第10条 (特約を解除できない場合)	244
5. 重大事由による解除	244
第11条 (重大事由による解除)	244
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	245
第12条 (特約保険料の払込)	245
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	246
第14条 (特約保険料の自動振替貸付)	246
第15条 (特約の失効および消滅)	246
7. 特約の復活	246
第16条 (特約の復活)	246
8. 特約内容の変更	246
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	246
9. 特約の解約および解約返戻金	246
第18条 (特約の解約)	246
第19条 (解約返戻金)	247
10. 給付金の受取人による特約の存続	247
第20条 (給付金の受取人による特約の存続)	247
11. 契約者配当	247
第21条 (契約者配当)	247
12. 請求手続	247
第22条 (請求手続)	247
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	247
第23条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	247
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	248
第24条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	248
15. 特約の更新	248
第25条 (特約の更新)	248
16. 主約款の準用	248
第26条 (主約款の準用)	248
17. 中途付加の場合の取扱	248
第27条 (中途付加の場合の取扱)	248
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	249
第28条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	249
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	249
第29条 (低解約返戻金特則の付加)	249
第30条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	249
第31条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	249
第32条 (低解約返戻金特則の解約)	249
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	249
第33条 (死亡給付金不担保特則の付加)	249
第34条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	249
第35条 (死亡給付金不担保特則の解約)	250
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	250
第36条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	250
22. 保険期間を終身に変更する場合の取扱	250
第37条 (保険期間を終身に変更する場合の取扱)	250
別表1 請求書類	251
別表2 療養	251
別表3 先進医療	251
別表4 公的医療保険制度	251
別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	251
別表6 異常分娩	252

## 先進医療特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第4条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする療養であること</p> <p>① 疾病（別表6に定める異常分娩を含めます。以下同じ。）</p> <p>② 不慮の事故（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 別表3に定める先進医療による療養であること</p>	<p>被保険者が負担した次の各号の費用の額</p> <p>(1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。）</p> <p>(2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額</p> <p>(3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）</p>	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより療養を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主約款の備考3に定めるところによります。）</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として療養を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた療養であるとき
  - (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
4. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
5. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
6. この特約の先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第5条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの事由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## 第6条（先進医療給付金の支払限度）

この特約による先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かつて解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日

または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき

#### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

#### **第14条（特約保険料の自動振替貸付）**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第15条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の先進医療給付金の支払額が通算して第6条（先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### **7. 特約の復活**

#### **第16条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することができます。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### **9. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第18条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

**第19条（解約返戻金）**

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約
 

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約
 

この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

**10. 給付金の受取人による特約の存続****第20条（給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

**11. 契約者配当****第21条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

**12. 請求手続****第22条（請求手続）**

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

**13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等****第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）**

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第24条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 15. 特約の更新

### 第25条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、第4条（特約給付金の支払）および第6条（先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払（先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第27条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第28条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

- 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
- 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に受けた療養で、会社指定の部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、先進医療給付金を支払いません。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

- この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間がこの特約の保険期間をこえるときは、この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間はこの特約の保険期間と同一の期間とします。
- 前2項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

## 第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- 第19条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- 次の①から⑤までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第5項の規定による解約返戻金の支払
  - 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - 特約の失効および消滅
  - 特約の解約
  - 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第33条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- 第4条（特約給付金の支払）第3項および第5項ならびに第14条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

- (3) 第19条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- 第19条（解約返戻金）
1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
    - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
    - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
  2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
  3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 第35条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 22. 保険期間を終身に変更する場合の取扱

### 第37条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）

1. 保険契約者は、主契約の保険期間が終身の場合に限り、特約の保険期間または保険料払込期間の変更の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、この特約の保険期間を終身に変更することができます。
2. この特約の保険期間を終身に変更する場合、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
  - (3) この特約に低解約返戻金特則が付加されており、かつ、低解約返戻金期間がこの特約の保険期間と同一のときは、低解約返戻金期間も終身に変更されます。
3. この特約の保険期間が終身に変更された場合、保険証券に表示します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、第12条、第15条、第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
保険期間の終身への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第37条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

**別表6 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

## 新三大疾病入院給付特約条項

1. 総則	254
第1条 (特約の締結)	254
第2条 (特約の責任開始期)	254
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	254
第4条 (三大疾病入院給付金日額)	254
2. 特約給付金の支払	254
第5条 (特約給付金の支払)	254
第6条 (三大疾病入院給付金の支払限度)	256
3. 特約保険料の払込免除	256
第7条 (特約保険料の払込免除)	256
4. 告知義務および告知義務違反による解除	256
第8条 (告知義務)	256
第9条 (告知義務違反による解除)	256
第10条 (特約を解除できない場合)	256
5. 重大事由による解除	257
第11条 (重大事由による解除)	257
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	257
第12条 (特約保険料の払込)	257
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	258
第14条 (特約保険料の自動振替貸付)	258
第15条 (特約の失効および消滅)	258
7. 特約の復活	258
第16条 (特約の復活)	258
8. 特約内容の変更	258
第17条 (三大疾病入院給付金日額の減額)	258
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	259
9. 特約の解約および解約返戻金	259
第19条 (特約の解約)	259
第20条 (解約返戻金)	259
10. 給付金の受取人による特約の存続	259
第21条 (給付金の受取人による特約の存続)	259
11. 契約者配当	259
第22条 (契約者配当)	259
12. 請求手続	260
第23条 (請求手続)	260
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	260
第24条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	260
14. 契約内容の登録	260
第25条 (契約内容の登録)	260
15. 特約の更新	260
第26条 (特約の更新)	260
16. 主約款の準用	261
第27条 (主約款の準用)	261
17. 中途付加の場合の取扱	261
第28条 (中途付加の場合の取扱)	261
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	261
第29条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	261
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	262
第30条 (低解約返戻金特則の付加)	262
第31条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	262
第32条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	262
第33条 (低解約返戻金特則の解約)	262
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	262
第34条 (死亡給付金不担保特則の付加)	262
第35条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	262
第36条 (死亡給付金不担保特則の解約)	263
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	263
第37条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	263
別表1 請求書類	264
備考	264

## 新三大疾病入院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 三大疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（三大疾病入院給付金日額）

三大疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
三大疾病入院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表8に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 三大疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 三大疾病入院給付金日額の5倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が6日以上の場合 <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{三大疾病} \\ \text{入院給付金日額} \\ \times \\ \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
3. 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の三大疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
6. この特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因として入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病による入院とみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - (2) 原因となった三大疾病について、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
7. 入院中に三大疾病入院給付金日額が減額された場合には、三大疾病入院給付金の支払額は各日現在の三大疾病入院給付金日額（ただし、入院開始日から起算して5日目までの入院については入院開始日現在の三大疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
8. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
9. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
11. この特約の三大疾病入院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## **第6条（三大疾病入院給付金の支払限度）**

この特約における支払限度はありません。

### **3. 特約保険料の払込免除**

#### **第7条（特約保険料の払込免除）**

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### **4. 告知義務および告知義務違反による解除**

#### **第8条（告知義務）**

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### **第9条（告知義務違反による解除）**

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### **第10条（特約を解除できない場合）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、三大疾病入院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による三大疾病入院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

#### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きります。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

#### **第14条（特約保険料の自動振替貸付）**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第15条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **7. 特約の復活**

#### **第16条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **8. 特約内容の変更**

#### **第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）**

1. この特約の三大疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額される場合には、この特約の三大疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

## 第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

#### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

#### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、三大疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第25条（契約内容の登録）

- 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - 入院給付金の種類
  - 三大疾病入院給付金日額
  - 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - 当会社名
- 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 特約の更新

### 第26条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続さ

- れたものとします。
3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
  4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
  5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 三大疾病入院給付金日額の減額
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第5条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第5条（特約給付金の支払）第8項および第10項ならびに第14条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第20条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
第20条（解約返戻金）
  1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
    - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
    - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

#### 第36条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

### 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

#### 第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
三大疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第15条、 第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考**

1. 同一の三大疾病  
医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として取り扱います。
2. 治療を目的とした入院  
美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 新女性疾病入院給付特約条項

1. 総則	266
第1条 (特約の締結)	266
第2条 (特約の責任開始期)	266
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	266
第4条 (女性疾病入院給付金日額)	266
2. 特約給付金の支払	266
第5条 (特約給付金の支払)	266
第6条 (支払限度の型)	268
第7条 (女性疾病入院給付金の支払限度)	268
3. 特約保険料の払込免除	268
第8条 (特約保険料の払込免除)	268
4. 告知義務および告知義務違反による解除	268
第9条 (告知義務)	268
第10条 (告知義務違反による解除)	268
第11条 (特約を解除できない場合)	269
5. 重大事由による解除	269
第12条 (重大事由による解除)	269
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	270
第13条 (特約保険料の払込)	270
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	270
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	271
第16条 (特約の失効および消滅)	271
7. 特約の復活	271
第17条 (特約の復活)	271
8. 特約内容の変更	271
第18条 (女性疾病入院給付金日額の減額)	271
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	271
9. 特約の解約および解約返戻金	271
第20条 (特約の解約)	271
第21条 (解約返戻金)	271
10. 給付金の受取人による特約の存続	272
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	272
11. 契約者配当	272
第23条 (契約者配当)	272
12. 請求手続	272
第24条 (請求手続)	272
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	272
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	272
14. 契約内容の登録	272
第26条 (契約内容の登録)	272
15. 特約の更新	273
第27条 (特約の更新)	273
16. 主約款の準用	273
第28条 (主約款の準用)	273
17. 中途付加の場合の取扱	273
第29条 (中途付加の場合の取扱)	273
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	274
第30条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	274
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	274
第31条 (低解約返戻金特則の付加)	274
第32条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	274
第33条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	274
第34条 (低解約返戻金特則の解約)	275
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	275
第35条 (死亡給付金不担保特則の付加)	275
第36条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	275
第37条 (死亡給付金不担保特則の解約)	275
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	275
第38条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	275
別表1 請求書類	277
別表2 対象となる特定疾病	278
備考	281

## 新女性疾病入院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 女性疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（女性疾病入院給付金日額）

女性疾病入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
女性疾病入院給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 特定疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <p>(1) 入院日数が1日以上5日以内の場合 女性疾病入院 給付金日額の 5倍相当額</p> <p>(2) 入院日数が6日以上の場合 <math display="block">\left[ \begin{array}{l} \text{女性疾病入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \right]</math></p>	主契約の入院手術給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 前項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
3. 同一の特定疾病（この疾病と因果関係がある特定疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる特定疾病を併発していたときまたは入院中に異なる特定疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなします。ただし、入院開始の直接の原因となった疾患または併発した疾患に、別表2に定める特定疾病的うち、悪性新生物（基本分類コードがC00～C58、C64～C97およびD00～D09< D07.4、D07.5およびD07.6を除く>のものをいい、以下「悪性新生物」といいます。）または慢性リウマチ性心疾患（基本分類コードがI05～I09のものをいい、以下「慢性リウマチ性心疾患」といいます。）が含まれる場合、第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）の通算支払日数の計算に際しては、その悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患の治療を開始した日から治療を終了する日までの期間（その悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患のみによっても入院する必要があるものに限ります。）は、悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患を直接の原因とする入院として取り扱います。
5. 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を特定疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その特定疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
6. この特約の責任開始期前に発病した特定疾病を直接の原因として入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病による入院とみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - (2) 原因となった特定疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその特定疾病を知っていたとき
7. 入院中に女性疾病入院給付金日額が減額された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金日額（ただし、入院開始日から起算して5日目までの入院については入院開始日現在の女性疾病入院給付金日額）にもとづいて計算します。
8. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
9. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
10. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料

があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。) を保険契約者に支払います(なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。)。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

11. この特約の女性疾病入院給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。  
ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 30日型
  - (2) 60日型
  - (3) 120日型
  - (4) 180日型
  - (5) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

## 第7条（女性疾病入院給付金の支払限度）

1. 女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数(入院日数が6日以上の場合)はその入院給付金が支払われる日数とし、入院日数が1日以上5日以内の場合は5日とします。以下本項において同じ。)をもって限度とします。

支払限度の型	1回の入院の支払日数	通算支払日数
30日型	30日	支払限度の型にかかわらず、 (1) 特定疾病のうち、悪性新生物または慢性リウマチ性心疾患を直接の原因とする入院の場合 通算支払日数の限度はありません。
60日型	60日	(2) 前号以外の特定疾病を直接の原因とする入院の場合 その支払日数を通算して1095日を限度とします。
120日型	120日	
180日型	180日	
1095日型	1095日	

2. 入院日数が5日以内の悪性新生物および慢性リウマチ性心疾患以外の特定疾病を直接の原因とする女性疾病入院給付金を支払うことにより悪性新生物および慢性リウマチ性心疾患以外の特定疾病を直接の原因とする女性疾病入院給付金の通算支払日数が1095日をこえるときは、第5条(特約給付金の支払)の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金額に、1095日からその入院開始日の前日の通算支払日数を差し引いた日数を乗じた金額を支払います。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本項において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。  
ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項につ

- いて、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
  3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
  4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
  5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かつて解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による女性疾病入院給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金または死亡給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。

2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

1. この特約の女性疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の入院給付金日額が減額される場合には、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払

または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、女性疾病入院給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第26条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類

- (3) 女性疾病入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。  
以下第2項において同じ。）
  - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

- 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- 2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- 4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

- 1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承

諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

## 2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。

### (1) 責任開始期

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

- ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
- ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

### (2) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### (3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

## 3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

1. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第5条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
  - (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた特定疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。
  - (3) 特定部位以外の部位に生じた特定疾病を併発した場合、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した特定疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第5条（特約給付金の支払）第10項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 女性疾病入院給付金日額の減額
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

#### **第34条（低解約返戻金特則の解約）**

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

### **20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱**

#### **第35条（死亡給付金不担保特則の付加）**

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

#### **第36条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）**

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第5条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第5条（特約給付金の支払）第8項および第10項ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

#### 第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

##### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

##### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

#### **第37条（死亡給付金不担保特則の解約）**

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

### **21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱**

#### **第38条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）**

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
  - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
  - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
女性疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第16条、 第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる特定疾病**

1. この特約の対象となる特定疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	上皮内新生物（D 00～D 09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D 00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D 01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D 02
	・上皮内黒色腫	D 03
	・皮膚の上皮内癌	D 04
	・乳房の上皮内癌	D 05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D 06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D 07）中の	
	・子宮内膜	D 07.0
	・外陰部	D 07.1
	・膣	D 07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D 07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D 09
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物（D 10～D 36）中の	
	・乳房の良性新生物	D 24
	・子宮平滑筋腫	D 25
	・子宮のその他の良性新生物	D 26
	・卵巣の良性新生物	D 27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D 28
	・腎尿路の良性新生物（D 30）中の	
	・腎	D 30.0
	・腎孟	D 30.1
	・尿管	D 30.2
	・膀胱	D 30.3
	・尿道	D 30.4
	・その他の尿路	D 30.7
	・甲状腺の良性新生物	D 34

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の ・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 ・腎尿路の性状不詳または不明の新生物 ・骨髄異形成症候群 ・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の ・乳房	D39 D41 D46 D48.6
血液および造血器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害（D50～D89）中の ・鉄欠乏性貧血 ・ビタミンB <sub>12</sub> 欠乏性貧血 ・葉酸欠乏性貧血 ・その他の栄養性貧血 ・後天性溶血性貧血 ・後天性赤芽球ろう＜癆＞ ・その他の無形成性貧血 ・急性出血後貧血 ・他に分類される慢性疾患における貧血 ・その他の貧血 ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病 ・血小板機能異常症 ・その他の血小板非減少性紫斑病 ・特発性血小板減少性紫斑病 ・その他の原発性血小板減少症 ・続発性血小板減少症 ・血小板減少症、詳細不明	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6
内分泌腺、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E 00～E 07
	その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング（Cushing）症候群 ・卵巣機能障害	E 24 E 28
	治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症 ・治療後卵巣機能不全（症）	E 89.0 E 89.4
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の ・その他の部位の静脈瘤（I 86）中の ・外陰静脈瘤 ・低血圧（症） ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 86.3 I 95 I 97.2
	胆のう（囊）、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症 ・胆のう（囊）炎 ・胆のう（囊）のその他の疾患 ・胆道のその他の疾患 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の ・胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群	K80 K81 K82 K83 K91.5

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	その他の明示された関節障害(M12)中の ・リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー<Jaccoud>病〕	M12.0
	全身性結合組織障害	M30～M36
腎尿路生殖器系の疾患	腎尿路生殖器系の疾患 (N00～N99) 中の ・急性腎炎症候群	N00
	・急速進行性腎炎症候群	N01
	・反復性および持続性血尿	N02
	・慢性腎炎症候群	N03
	・ネフローゼ症候群	N04
	・詳細不明の腎炎症候群	N05
	・明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく<蛋白>尿	N06
	・遺伝性腎症<ネフロパシー>、他に分類されないもの	N07
	・他に分類される疾患における糸球体障害	N08
	・急性尿細管間質性腎炎	N10
	・慢性尿細管間質性腎炎	N11
	・尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの	N12
	・閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患	N13
	・薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態	N14
	・その他の腎尿細管間質性疾患	N15
	・他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害	N16
	・慢性腎不全	N18
	・詳細不明の腎不全	N19
	・腎結石および尿管結石	N20
	・下部尿路結石	N21
	・他に分類される疾患における尿路結石	N22
	・腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	・膀胱炎	N30
	・神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの	N31
	・その他の膀胱障害	N32
	・他に分類される疾患における膀胱障害	N33
	・尿道炎および尿道症候群	N34
	・尿道狭窄	N35
	・尿道のその他の障害	N36
	・他に分類される疾患における尿道の障害	N37
	・尿路系のその他の障害	N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害<男性側要因に関連する女性不妊症 (N97.4) は除く>	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩(O84)中の	
	・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
	・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
	・その他の多胎分娩	O84.8
	・多胎分娩、詳細不明	O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく〈褥〉に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 備考

### 1. 同一の特定疾患

医学上重要な関係にある一連の特定疾患は、病名を異にするときであっても、これを同一の特定疾患として取り扱います。

### 2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



## 新介護保障特約条項

1. 総則	284
第1条 (特約の締結)	284
第2条 (特約の責任開始期)	284
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	284
2. 特約給付金の支払	284
第4条 (特約給付金の支払)	284
第5条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	285
3. 特約保険料の払込免除	285
第6条 (特約保険料の払込免除)	285
4. 告知義務および告知義務違反による解除	285
第7条 (告知義務)	285
第8条 (告知義務違反による解除)	285
第9条 (特約を解除できない場合)	286
5. 重大事由による解除	286
第10条 (重大事由による解除)	286
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	287
第11条 (特約保険料の払込)	287
第12条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	287
第13条 (特約保険料の自動振替貸付)	287
第14条 (特約の失効および消滅)	287
7. 特約の復活	288
第15条 (特約の復活)	288
8. 特約内容の変更	288
第16条 (介護給付金額の減額)	288
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	288
9. 特約の解約および解約返戻金	288
第18条 (特約の解約)	288
第19条 (解約返戻金)	288
10. 給付金の受取人による特約の存続	288
第20条 (給付金の受取人による特約の存続)	288
11. 契約者配当	289
第21条 (契約者配当)	289
12. 請求手続	289
第22条 (請求手續)	289
13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	289
第23条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等)	289
14. 特約の更新	289
第24条 (特約の更新)	289
15. 主約款の準用	289
第25条 (主約款の準用)	289
16. 中途付加の場合の取扱	290
第26条 (中途付加の場合の取扱)	290
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	290
第27条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	290
18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている 場合の取扱	290
第28条 (低解約返戻金特則の付加)	290
第29条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	290
第30条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	290
第31条 (低解約返戻金特則の解約)	291
19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されて いる場合の取扱	291
第32条 (死亡給付金不担保特則の付加)	291
第33条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取 扱)	291
第34条 (死亡給付金不担保特則の解約)	291
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱	291
第35条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱)	291
別表1 請求書類	292
別表2 要介護状態	292
備考	293

## 新介護保障特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 介護給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第4条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
介護給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと</p> <p>(2) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること</p>	介護給付金額	主契約の入院手術給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の備考3に定めるところによります。）</p>
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病により要介護状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. 被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態に該当し、要介護状態がその該当した日からこの特約の保険期間満了日まで継続しているにもかかわらず、その継続日数が180日に満たないことにより、その時点では介護給付金が支払われない場合においても、その後も引き続き要介護状態が継続し、かつ、その継続日数が180日以上となったときは、第1項の規定を適用して介護給付金を支払います。

4. 介護給付金が支払われた場合には、被保険者が第1項の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約の介護給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### **第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）**

被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

### **3. 特約保険料の払込免除**

#### **第6条（特約保険料の払込免除）**

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、介護給付金額の減額の取扱は行いません。

### **4. 告知義務および告知義務違反による解除**

#### **第7条（告知義務）**

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求める事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求める事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### **第8条（告知義務違反による解除）**

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求める事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第10条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護給付金または死亡給付金を支払っていたときは、介護給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または

- 給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
  5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第11条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の介護給付金額が減額されたとき

### 第12条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第13条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。

2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第16条（介護給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護給付金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護給付金額の減額については、主約款の入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、介護給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、介護給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 給付金の受取人による特約の存続

### 第20条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいま

- す。)によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護給付金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が介護給付金または死亡給付金を支払うべきときは、その介護給付金または死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護給付金または死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

1. 納付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の納付金の請求手続については、主約款の納付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の納付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき
  - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 15. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第4条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。

## 18. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第19条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第19条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第4条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ③ 特約の失効および消滅
  - ④ 介護給付金額の減額
  - ⑤ 特約の解約

- ⑥ 第20条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 19. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第32条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第4条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第4条（特約給付金の支払）第5項および第7項ならびに第13条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第19条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

#### 第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

##### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

##### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 第34条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。

#### ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）

#### ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

- (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。

- (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
介護給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第8条、第10条、 第11条、第14条、 第18条
介護給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 要介護状態**

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分でできない。
  - ② 衣服の着脱が自分でできない。
  - ③ 入浴が自分でできない。
  - ④ 食物の摂取が自分でできない。
  - ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分でできない。

**備考****1. 器質性認知症**

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

## ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

## ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

**2. 意識障害**

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

**3. 見当識障害**

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- |  |
|--|
| ① 時間の見当識障害<br>：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。   |
| ② 場所の見当識障害<br>：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| ③ 人物の見当識障害<br>：日頃接している周囲の人の認識ができない。        |



## 新ガン診断給付特約条項

1. 総則	296
第1条 (特約の締結)	296
第2条 (特約の責任開始期)	296
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	296
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	296
2. ガンの定義および診断確定	296
第5条 (ガンの定義および診断確定)	296
3. 特約給付金の支払	297
第6条 (特約給付金の支払)	297
4. 特約保険料の払込免除	298
第7条 (特約保険料の払込免除)	298
5. 告知義務および告知義務違反による解除	298
第8条 (告知義務)	298
第9条 (告知義務違反による解除)	298
第10条 (特約を解除できない場合)	298
6. 特約の無効	299
第11条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	299
7. 重大事由による解除	299
第12条 (重大事由による解除)	299
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	300
第13条 (特約保険料の払込)	300
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	300
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	301
第16条 (特約の失効および消滅)	301
9. 特約の復活	301
第17条 (特約の復活)	301
10. 特約内容の変更	301
第18条 (ガン診断給付金額の減額)	301
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	301
11. 特約の解約および解約返戻金	301
第20条 (特約の解約)	301
第21条 (解約返戻金)	301
12. 給付金の受取人による特約の存続	302
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	302
13. 契約者配当	302
第23条 (契約者配当)	302
14. 請求手続	302
第24条 (請求手続)	302
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	302
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	302
16. 特約の更新	302
第26条 (特約の更新)	302
17. 主約款の準用	303
第27条 (主約款の準用)	303
18. 中途付加の場合の取扱	303
第28条 (中途付加の場合の取扱)	303
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	303
第29条 (低解約返戻金特則の付加)	303
第30条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	303
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	304
第31条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	303
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	304
第32条 (低解約返戻金特則の解約)	304
22. 主契約が新医療保険の場合の取扱	305
第33条 (死亡給付金不担保特則の付加)	304
23. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	304
第34条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	304
24. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	304
第35条 (死亡給付金不担保特則の解約)	304
25. 別表1 請求書類	307
26. 別表2 対象となる悪性新生物	307
備考 治療を目的とした入院	308

## 新ガン診断給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) ガン診断給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、別表2に定める悪性新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン診断給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき</p> <p>(2) 前(1)のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日の翌日以後に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>① ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表7に定める入院であること</p> <p>② ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>③ 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること</p>	ガン診断 給付金額	主契約の ガン 給付 金受 取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の 死 亡 給 付 金 受 取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

- 被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項のガン診断給付金の支払に関する規定を適用します。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（第1項の規定により、ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定したことによりガン診断給付金の支払われることとなった場合は、その診断確定日。また、前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過

した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。

5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約のガン診断給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

#### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

##### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

##### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき

- (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
- 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

- 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加され

ている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。) を給付金から差し引きます。

- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

### 第15条(特約保険料の自動振替貸付)

- 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
- 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第16条(特約の失効および消滅)

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第17条(特約の復活)

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条(ガン診断給付金額の減額)

- 保険契約者は、将来に向かって、ガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条(特約の解約)

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条(解約返戻金)

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン診断

給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン診断給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込期間中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約

の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

2. この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第29条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第30条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第31条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合

第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ ガン診断給付金額の減額
  - ⑥ 特約の解約
  - ⑦ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第32条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第33条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第34条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第5項および第7項ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

#### 第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

##### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

##### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 第35条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第36条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。

- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
  - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 22. 主契約が新医療保険の場合の取扱

### 第37条（主契約が新医療保険の場合の取扱）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
    - (1) この特約の締結に際しては、主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
    - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日
  - (2) 第6条（特約給付金の支払）の適用に際しては、次のとおり取扱います。
    - ① 第1項中、「ガン給付金受取人」を「入院手術給付金受取人」と、「別表6」を「別表5」と、「別表7」を「別表6」とそれぞれ読み替えます。
    - ② 第4項を次のとおり読み替えます。
      - 4. 被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に次の各号のすべてに該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
        - (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること
        - (2) ガンの治療を目的としている入院であること
        - (3) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること
        - (4) この特約の保険期間中の入院日数が1日以上あること
    - (3) 第18条（ガン診断給付金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「ガン入院給付金日額」を「入院給付金日額」と読み替えます。
    - (4) 第26条（特約の更新）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第26条（特約の更新）

  - 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
    - (1) この特約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されているときは、この特約は更新されるものとします。
    - (2) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
    - (3) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
  - 2. この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
  - 3. 第1項第1号ただし書きによりこの特約が更新される場合には、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
  - 4. 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号または第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

5. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

**第38条（特別条件特約を付加した場合の取扱）**

1. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第2号に規定する特別保険料領収方法をこの特約に適用する場合、第6条（特約給付金の支払）第1項の適用に際しては、「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額」を「被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額（この特約に付加されている特別条件特約の特別保険料に対する解約返戻金相当額を含みます。）」と読み替えます。
2. 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間の満了日を含んでガンにより継続して入院した場合、会社は、その満了日の翌日の入院に対してガン診断給付金を支払います。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、第12条、第13条、第16条、第20条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる悪性新生物**

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。  
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
消化器の悪性新生物	C 15～C 26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
乳房の悪性新生物	C 50
女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
上皮内新生物	D 00～D 09

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類摘要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物または上皮内新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

#### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	310
第1条（特約の締結）	310
第2条（特約の責任開始期）	310
第3条（特約のガン給付責任開始期）	310
第4条（特約の保険料払込期間）	310
2. ガンの定義および診断確定	310
第5条（ガンの定義および診断確定）	310
3. ガン退院療養給付金の支払	310
第6条（ガン退院療養給付金の支払）	310
4. 告知義務および告知義務違反による解除	311
第7条（告知義務）	311
第8条（告知義務違反による解除）	311
第9条（特約を解除できない場合）	311
5. 特約の無効	311
第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	311
6. 重大事由による解除	312
第11条（重大事由による解除）	312
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	312
第12条（特約保険料の払込）	312
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	313
第14条（特約の失効および消滅）	313
8. 特約の復活	313
第15条（特約の復活）	313
9. 特約の解約および解約返戻金	313
第16条（特約の解約）	313
第17条（解約返戻金）	313
10. ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続	313
第18条（ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続）	313
11. 契約者配当	313
第19条（契約者配当）	313
12. 請求手続	314
第20条（請求手続）	314
13. ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等	314
第21条（ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等）	314
14. 主約款の準用	314
第22条（主約款の準用）	314
15. 中途付加の場合の取扱	314
第23条（中途付加の場合の取扱）	314
別表1 請求書類	315

## ガン退院療養給付特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン退院療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. ガン退院療養給付金の支払

#### 第6条（ガン退院療養給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン退院療養給付金を支払います。

名称	支払額	受取人
ガン退院療養給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表4に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) 入院日数が継続して20日以上あること 継続した入院後の退院1回につき、 $\left( \begin{array}{l} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \\ \times \\ 20 \end{array} \right)$	ガン給付金受取人 主契約の 受取人

- 被保険者がガン退院療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院について、前項の規定にかかわらず、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。
- 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第2項の規定は適用しません。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン退院療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
- この特約のガン退院療養給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン退院療養給付金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン退院療養給付金を支払いません。また、既にガン退院療養給付金を支払っていたときは、ガン退院療養給付金の返還を請求します。ただし、ガン退院療養給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン退院療養給付金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

### 第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン退院療養給付金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン退院療養給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 特約の無効

### 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知ら

なかったときは、保険契約者に払い戻します。

- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第12条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第8条（告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 6. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン退院療養給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン退院療養給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン退院療養給付金の請求に関し、ガン退院療養給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン退院療養給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン退院療養給付金を支払いません。また、この場合に既にガン退院療養給付金を支払っていたときは、ガン退院療養給付金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン退院療養給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン退院療養給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
  - (3) 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン退院療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン退院療養給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン退院療養給付金を支払いません。

### 第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## 8. 特約の復活

### 第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第16条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第17条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

## 10. ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続

### 第18条（ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン退院療養給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第19条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第20条（請求手続）

1. ガン退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン退院療養給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等

### 第21条（ガン退院療養給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン退院療養給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 主約款の準用

### 第22条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 15. 中途付加の場合の取扱

### 第23条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン退院療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン退院療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン退院療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
ガン退院療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン退院療養給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第18条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		



## ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	318	別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	324
第1条（特約の締結）	318		
第2条（特約の責任開始期）	318		
第3条（特約のガン給付責任開始期）	318		
第4条（特約の保険料払込期間）	318		
2. ガンの定義および診断確定	318		
第5条（ガンの定義および診断確定）	318		
3. ガン先進医療給付金の支払	318		
第6条（ガン先進医療給付金の支払）	318		
第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）	318		
4. 告知義務および告知義務違反による解除	319		
第8条（告知義務）	319		
第9条（告知義務違反による解除）	319		
第10条（特約を解除できない場合）	319		
5. 特約の無効	319		
第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	319		
6. 重大事由による解除	320		
第12条（重大事由による解除）	320		
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	320		
第13条（特約保険料の払込）	320		
第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	321		
第15条（特約の失効および消滅）	321		
8. 特約の復活	321		
第16条（特約の復活）	321		
9. 特約の解約および解約返戻金	321		
第17条（特約の解約）	321		
第18条（解約返戻金）	321		
10. ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続	321		
第19条（ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続）	321		
11. 契約者配当	321		
第20条（契約者配当）	321		
12. 請求手続	322		
第21条（請求手続）	322		
13. ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等	322		
第22条（ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等）	322		
14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	322		
第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）	322		
15. 主約款の準用	322		
第24条（主約款の準用）	322		
16. 中途付加の場合の取扱	322		
第25条（中途付加の場合の取扱）	322		
別表1 請求書類	324		
別表2 療養	324		
別表3 先進医療	324		
別表4 公的医療保険制度	324		

## ガン先進医療特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. ガン先進医療給付金の支払

#### 第6条（ガン先進医療給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、ガン先進医療給付金を支払います。

名称	ガン先進医療給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払額	受取人
ガン先進医療給付金	被保険者が次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人

- この特約のガン先進医療給付金の受取人は、前項に定める者以外に変更することはできません。

#### 第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、ガン先進医療給付金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン先進医療給付金を支払いません。また、既にガン先進医療給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金の返還を請求します。ただし、ガン先進医療給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、ガン先進医療給付金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン先進医療給付金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン先進医療給付金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知ら

なかったときは、保険契約者に払い戻します。

- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第13条（特約保険料の払込）第5項第2号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 6. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または被保険者がこの特約のガン先進医療給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン先進医療給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン先進医療給付金の請求に関し、ガン先進医療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金を支払いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者またはガン先進医療給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン先進医療給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日

までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン先進医療給付金を支払いません。

5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中にガン先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン先進医療給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン先進医療給付金を支払いません。

#### 第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### 8. 特約の復活

#### 第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### 9. 特約の解約および解約返戻金

#### 第17条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第18条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。

### 10. ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続

#### 第19条（ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン先進医療給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

### 11. 契約者配当

#### 第20条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第21条（請求手続）

1. ガン先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはガン先進医療給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン先進医療給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等

### 第22条（ガン先進医療給付金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン先進医療給付金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第23条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度（別表4に定めるところによります。）の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 15. 主約款の準用

### 第24条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第25条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険料払込期間  
この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確

定による無効) 第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額(この特約に関する部分に限ります。)」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条
ガン先進医療給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第19条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約のガン先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。

## ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）条項

1. 総則	326
第1条（特約の締結）	326
第2条（特約の責任開始期）	326
第3条（特約のガン給付責任開始期）	326
第4条（特約の保険料払込期間）	326
2. ガンの定義および診断確定	326
第5条（ガンの定義および診断確定）	326
3. 特約保険金の支払	326
第6条（特約保険金の支払）	326
4. 告知義務および告知義務違反による解除	327
第7条（告知義務）	327
第8条（告知義務違反による解除）	327
第9条（特約を解除できない場合）	327
5. 特約の無効	328
第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）	328
6. 重大事由による解除	328
第11条（重大事由による解除）	328
7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	329
第12条（特約保険料の払込）	329
第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）	329
第14条（特約の失効および消滅）	329
8. 特約の復活	329
第15条（特約の復活）	329
9. 特約内容の変更	329
第16条（ガン死亡保険金額の減額）	329
第17条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）	330
第18条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）	330
10. 特約の解約および解約返戻金	330
第19条（特約の解約）	330
第20条（解約返戻金）	330
11. 保険金の受取人による特約の存続	330
第21条（保険金の受取人による特約の存続）	330
12. 契約者配当	330
第22条（契約者配当）	330
13. ガン死亡保険金受取人の代表者	331
第23条（ガン死亡保険金受取人の代表者）	331
14. 請求手続	331
第24条（請求手続）	331
15. 特約保険金等の支払の時期・場所等	331
第25条（特約保険金等の支払の時期・場所等）	331
16. 主約款の準用	331
第26条（主約款の準用）	331
17. 中途付加の場合の取扱	331
第27条（中途付加の場合の取扱）	331
別表1 請求書類	333
別表2 対象となる高度障害状態	333
備考（別表2）	333

## ガン死亡保障特約（無解約返戻金型）（18）条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - ガン死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
  - ガン死亡保険金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### 第4条（特約の保険料払込期間）

この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約保険金の支払

#### 第6条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として死亡したとき	ガン死亡保険金額	ガン死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人

2. ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
3. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
4. 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用される場合には、この特約のガン死亡保険金受取人は主契約の死亡時返戻金受取人とし、変更することはできません。この場合、主契約の死亡時返戻金受取人が2人以上いるときのこの特約のガン死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡時返戻金の受取割合と同じとします。
5. この特約のガン高度障害保険金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第7条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

##### 第8条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。ただし、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

##### 第9条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第

1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 特約の無効

### 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らないときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日に第12条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第8条（告知義務違反による解除）および第11条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 6. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的または他人にこの特約の保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、この場合に既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合には、この特約の解約返戻金または責任準備金の支払はありません。

## 7. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金から差し引きます。
- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金を支払いません。
- 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第2号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金の支払事由発生後は、保険金の受取人）に払いもどします。
  - この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
  - 第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金から差し引きます。
- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金を支払いません。

### 第14条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

## 8. 特約の復活

### 第15条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 9. 特約内容の変更

### 第16条（ガン死亡保険金額の減額）

- 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

## **第17条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）**

1. 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合には、本条の規定により、保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人となった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

## **第18条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）**

1. 前条に定めるほか、主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合には、本条の規定により、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項のガン死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言によるガン死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

## **10. 特約の解約および解約返戻金**

### **第19条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### **第20条（解約返戻金）**

この特約については、解約返戻金はありません。

## **11. 保険金の受取人による特約の存続**

### **第21条（保険金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

## **12. 契約者配当**

### **第22条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

## 13. ガン死亡保険金受取人の代表者

### 第23条（ガン死亡保険金受取人の代表者）

- 主契約で死亡時返戻金受取人に関する規定が適用されない場合において、ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、本条の規定により、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

- 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者およびガン死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- 前3項のほか、この特約の保険金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約保険金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約保険金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 主約款の準用

### 第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第27条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期**  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期**  
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険料払込期間**

この特約の保険料払込期間は、中途付加日から主契約の保険料払込期間満了日までとします。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

4. 第1項の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合は、第10条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項の適用に際しては、「既に払い込まれたこの特約の保険料」を「既に払い込まれたこの特約の保険料および中途付加の際に払い込まれた所定の金額（この特約に関する部分に限ります。）」と読み替えます。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第17条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第18条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

## 備考（別表2）

1. 眼の障害（視力障害）
  - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
  - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

- (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

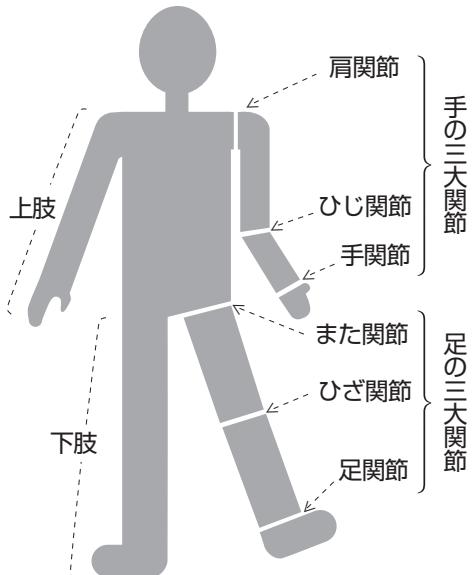
#### 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



## 在宅療養給付特約α条項

1. 総則	336
第1条 (特約の締結)	336
第2条 (特約の責任開始期)	336
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	336
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	336
2. ガンの定義および診断確定	336
第5条 (ガンの定義および診断確定)	336
3. 特約給付金の支払	336
第6条 (特約給付金の支払)	336
4. 特約保険料の払込免除	337
第7条 (特約保険料の払込免除)	337
5. 告知義務および告知義務違反による解除	338
第8条 (告知義務)	338
第9条 (告知義務違反による解除)	338
第10条 (特約を解除できない場合)	338
6. 特約の無効	338
第11条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	338
7. 重大事由による解除	339
第12条 (重大事由による解除)	339
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	340
第13条 (特約保険料の払込)	340
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	340
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	340
第16条 (特約の失効および消滅)	340
9. 特約の復活	341
第17条 (特約の復活)	341
10. 特約内容の変更	341
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	341
11. 特約の解約および解約返戻金	341
第19条 (特約の解約)	341
第20条 (解約返戻金)	341
12. 給付金の受取人による特約の存続	341
第21条 (給付金の受取人による特約の存続)	341
13. 契約者配当	342
第22条 (契約者配当)	342
14. 請求手続	342
第23条 (請求手続)	342
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	342
第24条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	342
16. 特約の更新	342
第25条 (特約の更新)	342
17. 主約款の準用	342
第26条 (主約款の準用)	342
18. 中途付加の場合の取扱	342
第27条 (中途付加の場合の取扱)	342
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	343
第28条 (低解約返戻金特則の付加)	343
第29条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	343
第30条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	343
第31条 (低解約返戻金特則の解約)	343
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	343
第32条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	343
別表1 請求書類	344

## 在宅療養給付特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
在宅療養給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 $\left( \begin{array}{l} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right) \times 20$	主契約の ガン給付金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者が在宅療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
3. 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
5. 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
6. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
8. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
9. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
10. この特約の在宅療養給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による在宅療養給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金または死亡給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

- この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第25条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第27条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期  
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## ガン先進医療特約α条項

1. 総則	346
第1条 (特約の締結)	346
第2条 (特約の責任開始期)	346
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	346
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	346
2. ガンの定義および診断確定	346
第5条 (ガンの定義および診断確定)	346
3. 特約給付金の支払	347
第6条 (特約給付金の支払)	347
4. 特約保険料の払込免除	348
第8条 (特約保険料の払込免除)	348
5. 告知義務および告知義務違反による解除	348
第9条 (告知義務)	348
第10条 (告知義務違反による解除)	348
第11条 (特約を解除できない場合)	348
6. 特約の無効	349
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	349
7. 重大事由による解除	349
第13条 (重大事由による解除)	349
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	350
第14条 (特約保険料の払込)	350
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	350
第16条 (特約保険料の自動振替貸付)	350
第17条 (特約の失効および消滅)	351
9. 特約の復活	351
第18条 (特約の復活)	351
10. 特約内容の変更	351
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	351
11. 特約の解約および解約返戻金	351
第20条 (特約の解約)	351
第21条 (解約返戻金)	351
12. 給付金の受取人による特約の存続	352
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	352
13. 契約者配当	352
第23条 (契約者配当)	352
14. 請求手続	352
第24条 (請求手続)	352
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	352
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	352
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	352
第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	352
17. 特約の更新	352
第27条 (特約の更新)	352
18. 主約款の準用	353
第28条 (主約款の準用)	353
19. 中途付加の場合の取扱	353
第29条 (中途付加の場合の取扱)	353
20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	353
第30条 (低解約返戻金特則の付加)	353
第31条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	353
第32条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	353
第33条 (低解約返戻金特則の解約)	354
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	354
第34条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	354
22. 主契約が新ガソリン保険の場合の取扱	354
第35条 (主契約が新ガソリン保険の場合の取扱)	354
別表1 請求書類	355
別表2 療養	355
別表3 先進医療	355
別表4 公的医療保険制度	355
別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	355

## ガン先進医療特約〇条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン先進医療給付金	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき</p> <p>(1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること</p> <p>(2) 別表3に定める先進医療による療養であること</p>	<p>被保険者が負担した次の各号の費用の額</p> <p>(1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。）</p> <p>(2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額</p> <p>(3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）</p>	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の

死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。)。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。

5. この特約のガン先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

## 4. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この

特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。

- 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
- 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
- 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

- 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
- 会社は、ガン先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受

取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。) の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本條において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本條において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。

2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第17条（特約の失效および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

## 9. 特約の復活

### 第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手續）

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、この特約条項のガン先進医療給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 17. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - (1) 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
  - (2) 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
2. この特約が更新されたときは、第6条（特約給付金の支払）および第7条（ガン先進医療給付金の支払限

度)の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。

3. 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払（ガン先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 18. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 19. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払

- ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
- ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- ④ 特約の失効および消滅
- ⑤ 特約の解約
- ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) ガン先進医療給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

### 第35条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第5条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。



## ガン室料差額給付特約α条項

1. 総則	358
第1条 (特約の締結)	358
第2条 (特約の責任開始期)	358
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	358
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	358
第5条 (ガン室料差額基準日額)	358
2. ガンの定義および診断確定	358
第6条 (ガンの定義および診断確定)	358
3. 特約給付金の支払	358
第7条 (特約給付金の支払)	358
4. 特約保険料の払込免除	359
第8条 (特約保険料の払込免除)	359
5. 告知義務および告知義務違反による解除	359
第9条 (告知義務)	359
第10条 (告知義務違反による解除)	360
第11条 (特約を解除できない場合)	360
6. 特約の無効	360
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	360
7. 重大事由による解除	361
第13条 (重大事由による解除)	361
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	361
第14条 (特約保険料の払込)	361
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	362
第16条 (特約保険料の自動振替貸付)	362
第17条 (特約の失効および消滅)	362
9. 特約の復活	362
第18条 (特約の復活)	362
10. 特約内容の変更	362
第19条 (ガン室料差額基準日額の減額)	362
第20条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	363
11. 特約の解約および解約返戻金	363
第21条 (特約の解約)	363
第22条 (解約返戻金)	363
12. 給付金の受取人による特約の存続	363
第23条 (給付金の受取人による特約の存続)	363
13. 契約者配当	364
第24条 (契約者配当)	364
14. 請求手続	364
第25条 (請求手続)	364
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	364
第26条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	364
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	364
第27条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	364
17. 特約の更新	364
第28条 (特約の更新)	364
18. 主約款の準用	364
第29条 (主約款の準用)	364
19. 中途付加の場合の取扱	364
第30条 (中途付加の場合の取扱)	364
20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	365
第31条 (低解約返戻金特則の付加)	365
第32条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	365
第33条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	365
第34条 (低解約返戻金特則の解約)	365
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	365
第35条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	365
22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱	366
第36条 (主契約が新ガン保険の場合の取扱)	366
別表1 請求書類	367
別表2 室料差額	367
別表3 公的医療保険制度	367

## ガン室料差額給付特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) ガン室料差額基準日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

1. ガン室料差額給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第5条（ガン室料差額基準日額）

ガン室料差額基準日額は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者が定めた金額とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第6条（ガンの定義および診断確定）

1. この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第7条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン室料差額給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) その入院により室料差額（別表2に定めるところによります。以下同じ。）が発生すること	入院1回につき、次の各号のいづれか小さい金額 (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額 (2) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院の入院日数（以下本条において「入院日数」といいます。）に、ガン室料差額基準日額を乗じた金額	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期(復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 主契約のガン入院給付金が支払われる入院期間中にガン室料差額基準日額が減額された場合、ガン室料差額給付金の支払額は、次の各号のいずれか小さい金額とします。
  - (1) 主契約のガン入院給付金の支払われる入院期間中に発生した室料差額と同額
  - (2) 減額前の入院日数に減額前のガン室料差額基準日額を乗じた金額と、減額以後の入院日数に減額以後のガン室料差額基準日額を乗じた金額との合計額
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. この特約のガン室料差額給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
2. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン室料差額基準日額の減額の取扱は行いません。

#### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

##### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求める事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らないかったときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン室料差額給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン室料差額給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン室料差額給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン室料差額給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。) に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料(第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料)を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン室料差額基準日額が減額されたとき
  - (4) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

#### **第16条(特約保険料の自動振替貸付)**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第17条(特約の失効および消滅)**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **9. 特約の復活**

#### **第18条(特約の復活)**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつるものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第19条(ガン室料差額基準日額の減額)**

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン室料差額基準日額を減額することができます。ただし、減額後のガ

ン室料差額基準日額が会社の定める取扱範囲外となる場合には、会社は、ガン室料差額基準日額の減額は取り扱いません。

2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン室料差額基準日額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン室料差額基準日額を会社の定める金額まで減額します。また、ガン室料差額基準日額を減額しても会社の定める金額をこえる場合には、主契約のガン入院給付金日額の減額は取り扱いません。
3. 前2項のほか、この特約のガン室料差額基準日額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

#### 第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 11. 特約の解約および解約返戻金

#### 第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第22条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン室料差額給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 12. 給付金の受取人による特約の存続

#### 第23条（給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払

額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第25条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第26条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第27条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があつた場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項のガン室料差額給付金の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 17. 特約の更新

### 第28条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳を超えるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 18. 主約款の準用

### 第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 19. 中途付加の場合の取扱

### 第30条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期
 

会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期
 

ガン室料差額給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間
 

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算
 

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第31条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第32条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第33条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第7条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ ガン室料差額基準日額の減額
  - ⑥ 特約の解約
  - ⑦ 第23条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第34条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。

- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
- ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
  - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン室料差額給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 22. 主契約が新ガン保険の場合の取扱

### 第36条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、第6条（ガンの定義および診断確定）第1項の適用に際しては、「主約款の別表2に定めるガン」を「主約款の別表2に定める悪性新生物」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン室料差額給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン室料差額給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 室料差額の支出を証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第14条、 第17条、第21条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 室料差額**

「室料差額」とは、別表3に定める法律に基づく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。

**別表3 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律



## ガン死亡保障特約α条項

1. 総則	370
第1条 (特約の締結)	370
第2条 (特約の責任開始期)	370
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	370
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	370
2. ガンの定義および診断確定	370
第5条 (ガンの定義および診断確定)	370
3. 特約保険金・給付金の支払	370
第6条 (特約保険金および給付金の支払)	370
4. 特約保険料の払込免除	372
第7条 (特約保険料の払込免除)	372
第8条 (特約保険料の払込を免除しない場合)	372
5. 告知義務および告知義務違反による解除	372
第9条 (告知義務)	372
第10条 (告知義務違反による解除)	372
第11条 (特約を解除できない場合)	373
6. 特約の無効	373
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	373
7. 重大事由による解除	373
第13条 (重大事由による解除)	373
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	374
第14条 (特約保険料の払込)	374
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	375
第16条 (特約保険料の自動振替貸付)	375
第17条 (特約の失効および消滅)	375
9. 特約の復活	375
第18条 (特約の復活)	375
10. 特約内容の変更	375
第19条 (ガン死亡保険金額の減額)	375
第20条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	375
11. 特約の解約および解約返戻金	375
第21条 (特約の解約)	375
第22条 (解約返戻金)	376
12. 保険金等の受取人による特約の存続	376
第23条 (保険金等の受取人による特約の存続)	376
13. 契約者配当	376
第24条 (契約者配当)	376
14. 請求手続	376
第25条 (請求手続)	376
15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	377
第26条 (特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	377
16. 特約の更新	377
第27条 (特約の更新)	377
17. 主約款の準用	377
第28条 (主約款の準用)	377
18. 中途付加の場合の取扱	377
第29条 (中途付加の場合の取扱)	377
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	377
第30条 (低解約返戻金特則の付加)	377
第31条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	377
第32条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	378
第33条 (低解約返戻金特則の解約)	378
20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	378
第34条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	378
別表1 請求書類	379

## ガン死亡保障特約α条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - ガン死亡保険金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
  - この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定めるガンをいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約保険金・給付金の支払

#### 第6条（特約保険金および給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	主契約の死亡給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人	
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中にガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したとき	被保険者が死亡した日における この特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	<p>被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであつた額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。</p>

2. 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
3. ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
4. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
6. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約のガン死亡保険金および死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
7. 第1項の「支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
8. この特約のガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

## 4. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
  - (1) この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。
  - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因として高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

### 第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金もしくは給付金を支払っていたときは、保険金もしくは給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約

者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金および死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人がこの特約の保険金等を詐取する目的または他人にこの特約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、かつ、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
  - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

## 第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

## 第16条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

## 第17条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第18条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第19条（ガン死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第21条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第22条（解約返戻金）

1. この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。

### (1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

### (2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。

3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 保険金等の受取人による特約の存続

### 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

#### (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

#### (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、その保険金等の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第25条（請求手続）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および主契約の死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

#### (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

#### (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

#### (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

4. 前3項のほか、この特約の保険金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金、給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、保険金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、保険金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第1項から前項までのほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約

返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。

2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ ガン死亡保険金額の減額
  - ⑥ 特約の解約
  - ⑦ 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第14条、 第17条、第19条、 第21条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
保険金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		



## 新在宅療養給付特約条項

1. 総則	382
第1条 (特約の締結)	382
第2条 (特約の責任開始期)	382
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	382
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	382
2. ガンの定義および診断確定	382
第5条 (ガンの定義および診断確定)	382
3. 特約給付金の支払	382
第6条 (特約給付金の支払)	382
4. 特約保険料の払込免除	383
第7条 (特約保険料の払込免除)	383
5. 告知義務および告知義務違反による解除	384
第8条 (告知義務)	384
第9条 (告知義務違反による解除)	384
第10条 (特約を解除できない場合)	384
6. 特約の無効	384
第11条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	384
7. 重大事由による解除	385
第12条 (重大事由による解除)	385
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	386
第13条 (特約保険料の払込)	386
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	386
第15条 (特約保険料の自動振替貸付)	386
第16条 (特約の失効および消滅)	386
9. 特約の復活	387
第17条 (特約の復活)	387
10. 特約内容の変更	387
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	387
11. 特約の解約および解約返戻金	387
第19条 (特約の解約)	387
第20条 (解約返戻金)	387
12. 給付金の受取人による特約の存続	387
第21条 (給付金の受取人による特約の存続)	387
13. 契約者配当	388
第22条 (契約者配当)	388
14. 請求手続	388
第23条 (請求手続)	388
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	388
第24条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	388
16. 特約の更新	388
第25条 (特約の更新)	388
17. 主約款の準用	388
第26条 (主約款の準用)	388
18. 中途付加の場合の取扱	388
第27条 (中途付加の場合の取扱)	388
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	389
第28条 (低解約返戻金特則の付加)	389
第29条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	389
第30条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	389
第31条 (低解約返戻金特則の解約)	389
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	389
第32条 (死亡給付金不担保特則の付加)	389
第33条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	389
第34条 (死亡給付金不担保特則の解約)	390
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	390
第35条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	390
別表1 請求書類	391

## 新在宅療養給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
在宅療養給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 $\left[ \begin{array}{l} \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \end{array} \right] \times 20$	主契約の ガン給付 金受取人	_____

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者が在宅療養給付金の支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
3. 本条の適用に際しては、主約款第4条（給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
5. 第1項の入院がこの特約の保険期間満了の時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
6. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
7. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
8. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
9. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
10. この特約の在宅療養給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

(1) 特約の締結

(2) 特約の復活

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）

は次のように取り扱います。

- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知つていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知つた日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知つた日に、第13条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第9条（告知義務違反による解除）および第12条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、在宅療養給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による在宅療養給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金または死亡給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
  - (4) 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金（死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

### 第15条（特約保険料の自動振替貸付）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、在宅療養給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支

額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第24条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第25条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第26条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第27条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期  
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(4) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第28条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第29条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第30条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第20条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第9項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第11条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第21条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第31条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第32条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第33条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第7項および第9項の規定ならびに第15条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (3) 第20条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
第20条（解約返戻金）
  1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
    - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月にお

ける主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

#### 第34条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

### 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

#### 第35条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第27条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第13条、 第16条、第19条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		



## ガン先進医療特約条項

1. 総則	394
第1条 (特約の締結)	394
第2条 (特約の責任開始期)	394
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	394
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	394
2. ガンの定義および診断確定	394
第5条 (ガンの定義および診断確定)	394
3. 特約給付金の支払	394
第6条 (特約給付金の支払)	394
第7条 (ガン先進医療給付金の支払限度)	395
4. 特約保険料の払込免除	395
第8条 (特約保険料の払込免除)	395
5. 告知義務および告知義務違反による解除	395
第9条 (告知義務)	395
第10条 (告知義務違反による解除)	396
第11条 (特約を解除できない場合)	396
6. 特約の無効	396
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	396
7. 重大事由による解除	397
第13条 (重大事由による解除)	397
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	397
第14条 (特約保険料の払込)	397
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	398
第16条 (特約保険料の自動振替貸付)	398
第17条 (特約の失効および消滅)	398
9. 特約の復活	398
第18条 (特約の復活)	398
10. 特約内容の変更	399
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	399
11. 特約の解約および解約返戻金	399
第20条 (特約の解約)	399
第21条 (解約返戻金)	399
12. 給付金の受取人による特約の存続	399
第22条 (給付金の受取人による特約の存続)	399
13. 契約者配当	399
第23条 (契約者配当)	399
14. 請求手続	400
第24条 (請求手続)	400
15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	400
第25条 (特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	400
16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更	400
第26条 (公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更)	400
17. 特約の更新	400
第27条 (特約の更新)	400
18. 主約款の準用	400
第28条 (主約款の準用)	400
19. 中途付加の場合の取扱	400
第29条 (中途付加の場合の取扱)	400
20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	401
第30条 (低解約返戻金特則の付加)	401
第31条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	401
第32条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	401
第33条 (低解約返戻金特則の解約)	401
21. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	401
第34条 (死亡給付金不担保特則の付加)	401
第35条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	401
第36条 (死亡給付金不担保特則の解約)	402
22. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	402
第37条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	402
23. 保険期間を終身に変更する場合の取扱	402
第38条 (保険期間を終身に変更する場合の取扱)	402
別表1 請求書類	403
別表2 療養	403
別表3 先進医療	403
別表4 公的医療保険制度	403
別表5 先進医療の技術にかかる費用の額	403

## ガン先進医療特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン先進医療給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第6条（特約給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
ガン先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を受けたとき (1) この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする療養であること (2) 別表3に定める先進医療による療養であること	被保険者が負担した次の各号の費用の額 (1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかる費用の額（別表5に定めるところによります。） (2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所（以下本項において「病院または診療所」といいます。）までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 (3) 先進医療を受けるために必要とした被保険者の宿泊費（1泊につき1万円を限度とします。）	主契約のガン給付金受取人	

名称	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の解約返戻金相当額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期(復活が行われた場合は、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。)の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡給付金を支払います。
3. 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
4. 第1項の「支払事由に該当しても給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. この特約のガン先進医療給付金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）

この特約によるガン先進医療給付金の支払は、その支払額を通算して2000万円をもって限度とします。

#### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

#### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らないかったときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第3号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または主契約の死亡給付金受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人にこの特約の給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または死亡給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン先進医療給付金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるガン先進医療給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、かつ、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン先進医療給付金または死亡給付金を支払っていたときは、ガン先進医療給付金または死亡給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または給付金の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によりこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、この特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保

険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。) に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を給付金(死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。)から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。
5. 保険料払込方法(回数)が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間(1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。)に対応するこの特約の保険料を保険契約者(死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金受取人)に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 第12条(ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないと

#### **第15条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)**

1. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料(主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。)を給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、給付金(死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。)を支払いません。

#### **第16条(特約保険料の自動振替貸付)**

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
2. 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

#### **第17条(特約の失効および消滅)**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の解約返戻金が支払われないと  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約のガン先進医療給付金の支払額が通算して第7条(ガン先進医療給付金の支払限度)に定める支払限度額に達したときは、この特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。
4. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

### **9. 特約の復活**

#### **第18条(特約の復活)**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間を同時に変更することがあります。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、ガン先進医療給付金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - 保険契約者でないこと
- 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、会社が死亡給付金を支払うべきときは、その死亡給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

- 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の給付金の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

### 第26条（公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

- 法令等の改正による公的医療保険制度の改正（以下「公的医療保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約条項の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することができます。
- 前項の規定により、この特約条項の支払事由を変更するときは、会社は、この特約条項の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

## 17. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
  - 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約上の年齢が90歳をこえるとき
  - 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
- この特約が更新されたときは、第6条（特約給付金の支払）および第7条（ガン先進医療給付金の支払限度）の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、給付金の支払（ガン先進医療給付金の支払限度を含みます。）に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 18. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 19. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合

- には、その告知の時)
- (2) ガン給付責任開始期  
ガン先進医療給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 20. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

1. この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間がこの特約の保険期間をこえるときは、この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間はこの特約の保険期間と同一の期間とします。
3. 前2項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第21条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑥までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
  - ① 死亡給付金の支払および第6条（特約給付金の支払）第4項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ 特約の解約
  - ⑥ 第22条（給付金の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約給付金の支払）第2項および第4項ならびに第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定

は適用しません。

- (3) 第21条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第21条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### 第36条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 22. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) ガン先進医療給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 23. 保険期間を終身に変更する場合の取扱

### 第38条（保険期間を終身に変更する場合の取扱）

1. 保険契約者は、主契約の保険期間が終身の場合に限り、特約の保険期間または保険料払込期間の変更の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、この特約の保険期間を終身に変更することができます。
2. この特約の保険期間を終身に変更する場合、次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。
  - (2) 会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
  - (3) この特約に低解約返戻金特則が付加されており、かつ、低解約返戻金期間がこの特約の保険期間と同一のときは、低解約返戻金期間も終身に変更されます。
3. この特約の保険期間が終身に変更された場合、保険証券に表示します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン先進医療給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第20条
給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
保険期間の終身への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第38条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 療養**

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

**別表3 先進医療**

この特約の先進医療給付金の支払対象となる先進医療とは、別表4の法律に定められる「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在別表4の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

**別表4 公的医療保険制度**

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

**別表5 先進医療の技術にかかる費用の額**

先進医療の技術にかかる費用の額とは、別表3に定める先進医療にかかる療養に要した費用の額から、当該先進医療にかかる療養につき別表4に定める公的医療保険制度の法令に規定された「療養の給付」の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該療養に要した費用の額とします。また、当該療養に食事療養および生活療養が含まれるときは、それらの費用の額を合算した額とします。）を控除した金額をいいます。



## 新ガン死亡保障特約条項

1. 総則	406
第1条 (特約の締結)	406
第2条 (特約の責任開始期)	406
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	406
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	406
2. ガンの定義および診断確定	406
第5条 (ガンの定義および診断確定)	406
3. 特約保険金・給付金の支払	406
第6条 (特約保険金および給付金の支払)	406
4. 特約保険料の払込免除	407
第7条 (特約保険料の払込免除)	407
第8条 (特約保険料の払込を免除しない場合)	408
5. 告知義務および告知義務違反による解除	408
第9条 (告知義務)	408
第10条 (告知義務違反による解除)	408
第11条 (特約を解除できない場合)	408
6. 特約の無効	409
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	409
7. 重大事由による解除	409
第13条 (重大事由による解除)	409
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	410
第14条 (特約保険料の払込)	410
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	410
第16条 (特約保険料の自動振替貸付)	411
第17条 (特約の失効および消滅)	411
9. 特約の復活	411
第18条 (特約の復活)	411
10. 特約内容の変更	411
第19条 (ガン死亡保険金額の減額)	411
第20条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	411
11. 特約の解約および解約返戻金	411
第21条 (特約の解約)	411
第22条 (解約返戻金)	411
12. 保険金等の受取人による特約の存続	412
第23条 (保険金等の受取人による特約の存続)	412
13. 契約者配当	412
第24条 (契約者配当)	412
14. 請求手続	412
第25条 (請求手続)	412
15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	412
第26条 (特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	412
16. 特約の更新	413
第27条 (特約の更新)	413
17. 主約款の準用	413
第28条 (主約款の準用)	413
18. 中途付加の場合の取扱	413
第29条 (中途付加の場合の取扱)	413
19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱	413
第30条 (低解約返戻金特則の付加)	413
第31条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)	413
第32条 (低解約返戻金特則が付加された場合の取扱)	413
第33条 (低解約返戻金特則の解約)	414
20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱	414
第34条 (死亡給付金不担保特則の付加)	414
第35条 (死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱)	414
第36条 (死亡給付金不担保特則の解約)	415
21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱	415
第37条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	415
別表1 請求書類	416

## 新ガン死亡保障特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - ガン死亡保険金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第5条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約保険金・給付金の支払

#### 第6条（特約保険金および給付金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金および給付金を支払います。

名称	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
ガン死亡保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	主契約の死亡給付金受取人	_____
ガン高度障害保険金	被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	主契約のガン給付金受取人	_____

名称	支払事由	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合
死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中にガン死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡したとき。	被 保 険 者 が 死 亡 し た 日 に お け る  この 特 約 の 解 約 返 戻 金 相 當 額	主契約の死亡給付金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 主契約の死亡給付金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。

- 被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ガン高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
- ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 主契約の死亡給付金受取人が2人以上いる場合のこの特約のガン死亡保険金および死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡給付金の受取割合と同じとします。
- 第1項の「支払事由に該当しても保険金および給付金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、会社は、この特約の解約返戻金（被保険者が死亡した日までの未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した解約返戻金額からその未払込の保険料を差し引いた金額とします。以下本項において同じ。）を保険契約者に支払います（なお、主契約の死亡給付金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡給付金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡給付金が支払われない部分にかかるこの特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡給付金が支払われない場合には、この特約の解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
- この特約のガン死亡保険金、ガン高度障害保険金および死亡給付金の受取人は、第1項に定める者以外に変更することはできません。

#### 4. 特約保険料の払込免除

##### 第7条（特約保険料の払込免除）

- 被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
  - この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。

- (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因として高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

## 第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結  
(2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金もしくは給付金を支払っていたときは、保険金もしくは給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

- 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社

- または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. 被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時からこの特約のガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
- (1) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らないときは、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知時以前に、被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までに被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（ガン死亡保険金および死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人がこの特約の保険金等を詐取する目的または他人にこの特約の保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による

保険金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が保険金等の受取人のみであり、かつ、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金等の受取人（主約款に定める代理請求人を含みます。）に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を保険金等（死亡給付金は、その未払込の保険料が払い込まれたものとして計算した金額とします。）から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、死亡給付金受取人）に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
  - (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

### 第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を保険金等から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険金等（ガン死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じた場合は解約返戻金等を含みます。）を支払いません。

## 第16条（特約保険料の自動振替貸付）

- 第2回以後の保険料の猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれない場合には、主約款の保険料の自動振替貸付に関する規定を準用して、主契約およびこの特約の保険料の合計額について自動振替貸付の取扱を行います。
- 前項の場合、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算してその取扱を行います。

## 第17条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の解約返戻金が支払われないと  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 9. 特約の復活

### 第18条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 10. 特約内容の変更

### 第19条（ガン死亡保険金額の減額）

- 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
- 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
- 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第21条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第22条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した

期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、特約保険金の保障に関する部分のみとし、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 主契約において契約者貸付を行う場合には、この特約に解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
4. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 保険金等の受取人による特約の存続

### 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、その保険金等の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金等の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第24条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第25条（請求手続）

1. 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および主契約の死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金、ガン高度障害保険金または死亡給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 前3項のほか、この特約の保険金等の請求手続については、主約款の給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第26条（特約保険金、特約給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による保険金、給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、保険金等の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することができます。この場合、保険金等の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- 前3項のほか、この特約の更新については、主約款の保険契約の更新に関する規定を準用します。

## 17. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期  
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合の取扱

### 第30条（低解約返戻金特則の付加）

主契約に低解約返戻金特則が付加されている場合には、この特約にも低解約返戻金特則が付加されるものとします。

### 第31条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

- この特約に付加された低解約返戻金特則の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、主契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一の期間および割合とします。
- 前項の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、変更することができません。

### 第32条（低解約返戻金特則が付加された場合の取扱）

この特約に低解約返戻金特則が付加されたときは、次のとおり取り扱います。

- 第22条（解約返戻金）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

- ① 主契約の低解約返戻金割合が0%と指定されている場合  
解約返戻金はありません。
  - ② 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の100%より小さい割合で指定されている場合  
第22条（解約返戻金）の規定により計算したものに、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- (2) 次の①から⑦までに定める事項に関する解約返戻金の計算については、主約款の低解約返戻金特則が付加された場合の解約返戻金に関する規定を準用します。
- ① 死亡給付金の支払および第6条（特約保険金および給付金の支払）第7項の規定による解約返戻金の支払
  - ② 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定による解約返戻金の支払
  - ③ 告知義務違反による解除および重大事由による解除
  - ④ 特約の失効および消滅
  - ⑤ ガン死亡保険金額の減額
  - ⑥ 特約の解約
  - ⑦ 第23条（保険金等の受取人による特約の存続）に定める債権者等による特約の解約

### 第33条（低解約返戻金特則の解約）

低解約返戻金特則のみの解約はできません。

## 20. 主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合の取扱

### 第34条（死亡給付金不担保特則の付加）

主契約に死亡給付金不担保特則が付加されている場合には、この特約にも死亡給付金不担保特則が付加されるものとします。

### 第35条（死亡給付金不担保特則が付加された場合の取扱）

この特約に死亡給付金不担保特則が付加されたときは、次に定めるところにより取り扱います。

- (1) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項に規定する死亡給付金はありません。
- (2) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第1項および第25条（請求手続）第3項の適用に際しては、「主契約の死亡給付金受取人」を「ガン死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (3) 第6条（特約保険金および給付金の支払）第5項および第7項ならびに第16条（特約保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。
- (4) 第22条（解約返戻金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。  
第22条（解約返戻金）
  - 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
    - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
    - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
  - 2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
  - 3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。
- (5) ガン死亡保険金受取人の変更に関しては、次のとおりとします。
  - ① 保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
  - ② 前①の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡

保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- (3) ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人とします。
- (4) 前③の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人になった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人とします。
- (5) 前③または④の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- (6) ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
- (6) 前号に定めるほか、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、次のとおりとします。
  - (1) 本号におけるガン死亡保険金受取人の変更是、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
  - (2) 本号におけるガン死亡保険金受取人の変更是、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - (3) ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
- (7) ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、次のとおりとします。
  - (1) 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
  - (2) 前①の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。
- (8) この特約が付加されている主契約に、死亡保障特約が同時に付加されている場合、この特約のガン死亡保険金受取人は、死亡保障特約の死亡保険金受取人と同一とします。

### 第36条（死亡給付金不担保特則の解約）

死亡給付金不担保特則のみの解約はできません。

## 21. 主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱

### 第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込および被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）	第6条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
解約返戻金・ガン給付責任開始期前のガン診断確定による既に払い込まれた保険料の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第21条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
保険金等の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第23条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第35条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## 災害入院給付特約条項

1. 総則	418
第1条 (特約の締結)	418
第2条 (特約の責任開始期)	418
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	418
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	418
第5条 (災害入院給付金日額)	418
2. 特約給付金の支払	419
第6条 (災害入院給付金の支払)	419
第7条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	420
第8条 (支払限度の型)	420
第9条 (災害入院給付金の支払限度)	420
3. 特約保険料の払込免除	420
第10条 (特約保険料の払込免除)	420
4. 告知義務および告知義務違反による解除	420
第11条 (告知義務)	420
第12条 (告知義務違反による解除)	421
第13条 (特約を解除できない場合)	421
5. 重大事由による解除	421
第14条 (重大事由による解除)	421
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	422
第15条 (特約保険料の払込)	422
第16条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	422
第17条 (特約の失効および消滅)	423
7. 特約の復活	423
第18条 (特約の復活)	423
8. 特約内容の変更	423
第19条 (災害入院給付金日額の減額)	423
第20条 (特約の被保険者の型の変更)	423
第21条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	423
9. 特約の解約および解約返戻金	423
第22条 (特約の解約)	423
第23条 (解約返戻金)	424
10. 災害入院給付金の受取人による特約の存続	424
第24条 (災害入院給付金の受取人による特約の存続)	424
11. 契約者配当	424
第25条 (契約者配当)	424
12. 請求手続	424
第26条 (請求手続)	424
13. 災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	424
第27条 (災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	424
14. 契約内容の登録	424
第28条 (契約内容の登録)	424
15. 特約の更新	425
第29条 (特約の更新)	425
16. 主約款の準用	425
第30条 (主約款の準用)	425
17. 中途付加の場合の取扱	425
第31条 (中途付加の場合の取扱)	425
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	426
第32条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	426
19. 特別条件特約を付加した場合の取扱	426
第33条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	426
20. 免責日数等の設定に関する特則	426
第34条 (免責日数等の設定に関する特則の付加)	426
第35条 (特則を付加した場合の災害入院給付金の支払)	426
第36条 (特則の解約)	427
21. 特別取扱	427
第37条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	427
別表1 請求書類	429
備考 治療を目的とした入院	429

## 災害入院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 本人となる被保険者の災害入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

1. この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

2. この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
  - (1) 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - (2) 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
  - (3) 子  
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

#### 第5条（災害入院給付金日額）

1. この特約の主たる被保険者の災害入院給付金日額は、主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金日額と同額とします。
2. この特約が家族型、夫婦型または親子型の場合、配偶者または子の災害入院給付金日額は、主たる被保険者の災害入院給付金日額に6割を乗じて得た金額とします。
3. 配偶者または子の災害入院給付金日額は、主たる被保険者の災害入院給付金日額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

## 2. 特約給付金の支払

### 第6条（災害入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、災害入院給付金を支払います。

災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</p>	<p>入院1回につき、 〔 その被保険者の災害入院給付金日額 × 入院日数 〕</p>	主たる被保険者	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。

- (1) この特約の保険期間満了の時
- (2) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
- (3) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
- (4) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者について、災害入院給付金の支払日数が第9条（災害入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した時
- (5) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。

3. 同一の不慮の事故を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

4. 同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、次に定めるところによります。

- (1) 入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。
- (2) 前号にかかわらず、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。

5. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなします。
6. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として入院した場合でも、その傷害について、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたときは、その傷害はその被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
7. 主契約により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始した場合には、この特約の災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。
  - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて3日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき  
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
  - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて2日以内に不慮の事故により治療を開始したとき  
疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
8. 入院中に災害入院給付金日額が減額された場合には、災害入院給付金の支払額は各日現在の災害入院給付金日額にもとづいて計算します。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の災害入院給付金の受取人とします。
10. この特約の災害入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

## **第7条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）**

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## **第8条（支払限度の型）**

1. この特約における支払限度の型は、災害入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 60日型
  - (2) 180日型
  - (3) 730日型
  - (4) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

## **第9条（災害入院給付金の支払限度）**

災害入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、各被保険者についてそれぞれ次に定める支払日数をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

## **3. 特約保険料の払込免除**

### **第10条（特約保険料の払込免除）**

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## **4. 告知義務および告知義務違反による解除**

### **第11条（告知義務）**

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電

子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

#### **第12条（告知義務違反による解除）**

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### **第13条（特約を解除できない場合）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより災害入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

#### **5. 重大事由による解除**

##### **第14条（重大事由による解除）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の災害入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の災害入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の災害入院給付金の請求に関し、災害入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）が

#### あつたとき

- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による災害入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に災害入院給付金を支払っていたときは、災害入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第15条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を災害入院給付金から差し引きます。
- 4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
- 5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の災害入院給付金額が減額されたとき

### 第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に

付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。) を災害入院給付金から差し引きます。

- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

### 第17条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
- 主たる被保険者について、災害入院給付金の支払日数が第9条（災害入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した場合には、その達した日の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。

## 7. 特約の復活

### 第18条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第19条（災害入院給付金日額の減額）

- この特約の災害入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
- 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の災害入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の災害入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第20条（特約の被保険者の型の変更）

- この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

### 第21条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第22条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 災害入院給付金の受取人による特約の存続

### 第24条（災害入院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における災害入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第26条（請求手続）

1. 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の災害入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第27条（災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による災害入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第28条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および主たる被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに主たる被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類
  - (3) 災害入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。）

以下第2項において同じ。)

(5) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において主たる被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または主たる被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいざれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または主たる被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 特約の更新

### 第29条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、災害入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、災害入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 16. 主約款の準用

### 第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合

第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) 保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

(3) 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第32条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 19. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第33条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）によるときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して災害入院給付金を支払います。

## 20. 免責日数等の設定に関する特則

### 第34条（免責日数等の設定に関する特則の付加）

この特則は、この特約の締結の際、保険契約者の申出により、この特約に付加して締結します。ただし、主契約に免責日数の設定に関する特則が付加されている場合に限ります。

### 第35条（特則を付加した場合の災害入院給付金の支払）

1. この特則が付加された特約については、第6条（災害入院給付金の支払）第1項の表を次のとおり読み替えて適用します。

災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>この特約の被保険者が保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主約款の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) 同一の不慮の事故によるこの特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること</p>	<p>入院1回につき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">その 被保険者の 災害入院 給付金日額</div> </div> <div style="flex: 1; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">×</div> </div> <div style="flex: 1;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院日数－ 入院開始日 からその日を 含めての4日</div> </div> </div>	<p>主たる被保険者</p>	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより入院したとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める酒気帶び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. 前項の場合、第6条（災害入院給付金の支払）第7項の適用に際しては、つぎのとおり読み替えます。

7. 主契約により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始した場合には、この特約の災害入院給付金の支払額は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて5日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき  
不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
- (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故により治療を開始したとき  
疾病的治療のために入院を開始した日からその日を含めて5日目以降その日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額

3. この特則が付加された場合、第1項の場合、第33条（特別条件を付加した場合の取扱）第2号の適用に際しては、「2日以上」を「5日以上」と読み替えます。

### 第36条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

## 21. 特別取扱

### 第37条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
- (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
  - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
  - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
災害入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第12条、第14条、 第15条、第17条、 第22条
災害入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考 治療を目的とした入院**

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づいた傷害の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



# 入院一時金特約条項

1. 総則	432
第1条 (特約の締結)	432
第2条 (特約の責任開始期)	432
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	432
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	432
2. 特約給付金の支払	433
第5条 (入院一時金の支払)	433
第6条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	433
3. 特約保険料の払込免除	433
第7条 (特約保険料の払込免除)	433
4. 告知義務および告知義務違反による解除	434
第8条 (告知義務)	434
第9条 (告知義務違反による解除)	434
第10条 (特約を解除できない場合)	434
5. 重大事由による解除	434
第11条 (重大事由による解除)	434
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	435
第12条 (特約保険料の払込)	435
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	436
第14条 (特約の失効および消滅)	436
7. 特約の復活	436
第15条 (特約の復活)	436
8. 特約内容の変更	436
第16条 (特約の被保険者の型の変更)	436
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	436
9. 特約の解約および解約返戻金	436
第18条 (特約の解約)	436
第19条 (解約返戻金)	436
10. 入院一時金の受取人による特約の存続	437
第20条 (入院一時金の受取人による特約の存続)	437
11. 契約者配当	437
第21条 (契約者配当)	437
12. 請求手続	437
第22条 (請求手続)	437
13. 入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	437
第23条 (入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	437
14. 特約の更新	437
第24条 (特約の更新)	437
15. 主約款の準用	438
第25条 (主約款の準用)	438
16. 中途付加の場合の取扱	438
第26条 (中途付加の場合の取扱)	438
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	438
第27条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	438
18. 災害入院給付特約の付加に関する取扱	438
第28条 (災害入院給付特約が付加されている場合の取扱)	438
第29条 (災害入院給付特約が中途付加された場合の取扱)	439
19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	439
第30条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	439
20. 特別取扱	440
第31条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	440
別表1 請求書類	441
別表2 異常分娩	441

## 入院一時金特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

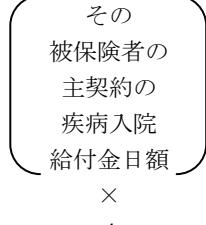
被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
  - 子  
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

## 2. 特約給付金の支払

### 第5条（入院一時金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、入院一時金を支払います。

入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）以外の外因による傷害 ③ 不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院に限ります。） (2) 主契約の疾病入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること	継続した入院1回につき、 <div style="text-align: center;">  </div>	主たる被保険者

- この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- この特約の被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、入院一時金の支払は1回とします。
- 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
  - この特約の保険期間満了の時
  - 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
  - この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
  - この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前3号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
- 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、入院一時金の支払額は、入院一時金の支払事由に該当した日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の入院一時金の受取人とします。
- この特約の入院一時金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、入院一時金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に入院一時金を支払っていたときは、入院一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、入院一時金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより入院一時金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の入院一時金を詐取する目的または他人にこの特約の

- 入院一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の入院一時金の請求に関し、入院一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる入院一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による入院一時金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に入院一時金を支払っていたときは、入院一時金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に入院一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を入院一時金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院一時金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に入院一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を入院一時金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、入院一時金を支払いません。

### **第14条（特約の失效および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## **7. 特約の復活**

### **第15条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## **8. 特約内容の変更**

### **第16条（特約の被保険者の型の変更）**

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

### **第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## **9. 特約の解約および解約返戻金**

### **第18条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### **第19条（解約返戻金）**

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の

応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 入院一時金の受取人による特約の存続

### 第20条（入院一時金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における入院一時金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

1. 入院一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の入院一時金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（入院一時金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による入院一時金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、入院一時金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、入院一時金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 15. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、入院一時金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して5日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、入院一時金を支払います。
- (3) 特定部位以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して5日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、入院一時金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 18. 災害入院給付特約の付加に関する取扱

### 第28条（災害入院給付特約が付加されている場合の取扱）

1. この特約が付加されている主契約に災害入院給付特約があわせて付加されている場合には、次に定めるところによります。

(1) 第5条（入院一時金の支払）第1項の表を次のとおり読み替えて適用します。

入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付特約の災害入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して5日以上あること	継続した入院 1回につき、 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-right: 10px; margin-right: 10px;">その 被保険者の 主契約の 疾病入院 給付金日額</div> <div style="text-align: center;"> <math>\times</math>            4         </div> </div>	主たる被保険者

(2) 第5条（入院一時金の支払）第3項の適用に際しては、「主約款の規定」を「主約款または災害入院給付特約条項の規定」と読み替えます。

(3) 第5条（入院一時金の支払）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間満了の時
  - (2) 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
  - (3) 主たる被保険者について、災害入院給付特約の災害入院給付金の支払日数が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達した時
  - (4) この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
  - (5) この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときには、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
2. 主契約が有効に継続している場合において、災害入院給付特約が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達したことにより消滅したとき、または解約その他の事由により消滅したときは、会社は、この特約について会社の定める金額を保険契約者に支払うとともに、将来の保険料を改めます。

## 第29条（災害入院給付特約が中途付加された場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に災害入院給付特約が中途付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、この特約について会社の定める金額を払い込んでください。
- (2) 会社は、次に定める時から前条の規定を適用します。
  - ① 災害入院給付特約の中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合  
会社の定める金額を受け取った時
  - ② 会社の定める金額を受け取った後に災害入院給付特約の中途付加を承諾した場合  
会社の定める金額を受け取った時（災害入院給付特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
- (3) この特約の将来の保険料を改めます。

## 19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第30条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 20. 特別取扱

### 第31条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
入院一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 入院一時金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
入院一時金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 入院一時金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9



## 手術給付特約条項

1. 総則	444
第1条 (特約の締結)	444
第2条 (特約の責任開始期)	444
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	444
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	444
2. 特約給付金の支払	445
第5条 (手術給付金の支払)	445
第6条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	445
3. 特約保険料の払込免除	445
第7条 (特約保険料の払込免除)	445
4. 告知義務および告知義務違反による解除	445
第8条 (告知義務)	445
第9条 (告知義務違反による解除)	446
第10条 (特約を解除できない場合)	446
5. 重大事由による解除	446
第11条 (重大事由による解除)	446
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	447
第12条 (特約保険料の払込)	447
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	447
第14条 (特約の失効および消滅)	448
7. 特約の復活	448
第15条 (特約の復活)	448
8. 特約内容の変更	448
第16条 (特約の被保険者の型の変更)	448
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	448
9. 特約の解約および解約返戻金	448
第18条 (特約の解約)	448
第19条 (解約返戻金)	448
10. 手術給付金の受取人による特約の存続	449
第20条 (手術給付金の受取人による特約の存続)	449
11. 契約者配当	449
第21条 (契約者配当)	449
12. 請求手続	449
第22条 (請求手続)	449
13. 手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	449
第23条 (手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	449
14. 特約の更新	449
第24条 (特約の更新)	449
15. 主約款の準用	449
第25条 (主約款の準用)	449
16. 中途付加の場合の取扱	450
第26条 (中途付加の場合の取扱)	450
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	450
第27条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	450
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	450
第28条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	450
19. 特別取扱	450
第29条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	450
別表1 請求書類	451
別表2 対象となる手術および手術給付割合表	452
備考	454

## 手術給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
  - 子  
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

## 2. 特約給付金の支払

### 第5条（手術給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、手術給付金を支払います。

手術給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術であること</p> <p>① 疾病</p> <p>② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害</p> <p>③ 不慮の事故以外の外因による傷害</p> <p>(2) 治療を目的とした手術（備考1に定めるところによります。）であること</p> <p>(3) 別表2の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所において受けた手術であること</p>	<p>手術1回につき、 その被保険者の主契約の疾病入院給付金日額 × 手術給付割合表に定める倍率</p>	主たる被保険者	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより手術を受けたとき</p> <p>(1) 保険契約者、主たる被保険者またはその被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) その被保険者の薬物依存（主約款の備考2に定めるところによります。）</p> <p>(4) その被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

2. この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として手術を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
- (1) その被保険者の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術であるとき
- (2) 原因となった疾病または傷害について、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその疾病または傷害を知っていたとき
3. この特約の被保険者が別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
4. 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の手術給付金の受取人とします。
6. この特約の手術給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、手術給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下

本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

#### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に手術給付金を支払っていたときは、手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、手術の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより手術給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

### 5. 重大事由による解除

#### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の手術給付金を詐取する目的または他人にこの特約の手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の手術給付金の請求に関し、手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつ

- て、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に手術給付金を支払っていたときは、手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
  4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を手術給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、手術給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

### 第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を手術給付金から差し引きます。

- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、手術給付金を支払いません。

#### 第14条（特約の失効および消滅）

- 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### 7. 特約の復活

#### 第15条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### 8. 特約内容の変更

#### 第16条（特約の被保険者の型の変更）

- この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

#### 第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 9. 特約の解約および解約返戻金

#### 第18条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### 第19条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

- (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 手術給付金の受取人による特約の存続

### 第20条（手術給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における手術給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

1. 手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の手術給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による手術給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 15. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間中に受けた手術で、会社指定の部位に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（主約款第4条（疾病入院給付金の支払）第1項の場合を含め、特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、手術給付金を支払いません。

## 18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 19. 特別取扱

### 第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
手術給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる手術および手術給付割合表**

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手 術 の 種 類	疾病入院給付金日額に対する倍率
皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術 (25 c m <sup>2</sup> 未満は除く。)		20
2. 乳房切斷術		20
筋骨の手術 (抜釘術は除く。)		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)		20
5. 頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)		20
6. 鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く。)		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切斷術 (手指・足指を除く。)		20
11. 切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)		10
13. 筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)		10
呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管、気管支、肺、胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縱隔腫瘍摘出術		40
循環器・脾の手術		
19. 観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸、開腹術を伴うもの。)		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 頸下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの。)		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)		10

手術番号	手　術　の　種　類	疾病入院給付 金日額に対する倍率
尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切斷術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・臍脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙囊鼻腔吻合術	10
63.	結膜囊形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出手術	20
74.	眼筋移植術	10
感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出手術	40

手術番号	手　術　の　種　類	疾病入院給付金日額に対する倍率
悪性新生物の手術		
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）		40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）		20
上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術		20
84. 上記以外の開胸術		20
85. 上記以外の開腹術		10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

- (1) 本表の開頭術、開胸術および開腹術については、備考2から4までに定めるところによります。
- (2) 「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

## 備考

1. 治療を目的とした手術  
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。
2. 開頭術  
「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
3. 開胸術  
「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。
4. 開腹術  
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

## 退院給付特約条項

1. 総則	456
第1条 (特約の締結)	456
第2条 (特約の責任開始期)	456
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	456
第4条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	456
2. 特約給付金の支払	457
第5条 (退院給付金の支払)	457
第6条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	457
3. 特約保険料の払込免除	457
第7条 (特約保険料の払込免除)	457
4. 告知義務および告知義務違反による解除	458
第8条 (告知義務)	458
第9条 (告知義務違反による解除)	458
第10条 (特約を解除できない場合)	458
5. 重大事由による解除	458
第11条 (重大事由による解除)	458
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	459
第12条 (特約保険料の払込)	459
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	460
第14条 (特約の失効および消滅)	460
7. 特約の復活	460
第15条 (特約の復活)	460
8. 特約内容の変更	460
第16条 (特約の被保険者の型の変更)	460
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	460
9. 特約の解約および解約返戻金	460
第18条 (特約の解約)	460
第19条 (解約返戻金)	460
10. 退院給付金の受取人による特約の存続	461
第20条 (退院給付金の受取人による特約の存続)	461
11. 契約者配当	461
第21条 (契約者配当)	461
12. 請求手続	461
第22条 (請求手続)	461
13. 退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	461
第23条 (退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	461
14. 特約の更新	461
第24条 (特約の更新)	461
15. 主約款の準用	462
第25条 (主約款の準用)	462
16. 中途付加の場合の取扱	462
第26条 (中途付加の場合の取扱)	462
17. 特別条件特約を付加した場合の取扱	462
第27条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	462
18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	462
第28条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	462
19. 特別取扱	462
第29条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	462
別表1 請求書類	464
別表2 異常分挽	464

## 退院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、災害入院給付特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

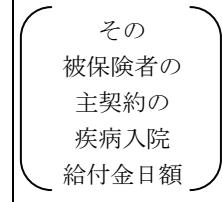
被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
家族型	本人 配偶者 子
夫婦型	本人 配偶者
親子型	本人 子

- この特約において「本人」、「配偶者」および「子」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
  - 子  
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

## 2. 特約給付金の支払

### 第5条（退院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、退院給付金を支払います。

退院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) その被保険者の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院であること ① 疾病（別表2に定める異常分娩を含めます。以下同じ。） ② 不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害 ③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付特約の災害入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院1回につき、 <div style="text-align: center;">              ×            10         </div>	主たる被保険者

- この特約の被保険者がその被保険者の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として入院した場合でも、主約款の規定により、その被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなされる場合は、この特約についてもその被保険者の責任開始期以後に発生したものとみなします。
- この特約の被保険者が2回以上入院した場合で、主約款または災害入院給付特約条項の規定により継続した1回の入院とみなされる入院については、退院給付金の支払は1回とします。
- 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の退院とみなします。
  - この特約の保険期間満了の時
  - 主たる被保険者について、主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
  - 主たる被保険者について、災害入院給付特約の災害入院給付金の支払日数が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達した時
  - この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、この特約の被保険者である配偶者または子の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
  - この特約の被保険者の型が家族型または親子型の場合において、この特約の被保険者である子の入院中にその子が満20歳に達した時。ただし、その子が満20歳に達した時以降にこの特約が前各号以外の事由により消滅したとき、またはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の入院については、この特約の保険期間中の入院とみなしません。
- 主契約の疾病入院給付金日額が減額された場合には、退院給付金の支払額は、退院した日現在の主契約の疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の退院給付金の受取人とします。
- この特約の退院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 第6条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合に、これらの事由により入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、退院給付金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第7条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第8条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

### 第9条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、退院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に退院給付金を支払っていたときは、退院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、退院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第10条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により退院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより退院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の退院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の

- 退院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) この特約の退院給付金の請求に関し、退院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、退院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による退院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に退院給付金を支払っていたときは、退院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を退院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、退院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) 主契約の疾病入院給付金日額が減額されたとき

### **第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に退院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を退院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、退院給付金を支払いません。

### **第14条（特約の失效および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. 主契約が有効に継続している場合において、災害入院給付特約が災害入院給付特約条項に定める通算支払限度に達したことにより消滅したとき、または解約その他の事由により消滅したときは、この特約も同時に消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

## **7. 特約の復活**

### **第15条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## **8. 特約内容の変更**

### **第16条（特約の被保険者の型の変更）**

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

### **第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## **9. 特約の解約および解約返戻金**

### **第18条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### **第19条（解約返戻金）**

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号

のとおり計算します。

(1) 保険料払込中の特約

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。

(2) 前号以外の特約

この特約の経過年月数により計算します。

2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 退院給付金の受取人による特約の存続

### 第20条（退院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における退院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

1. 退院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の退院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（退院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による退院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、退院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. この特約が更新される場合に、この特約に特別条件特約が付加されているときは、更新後のこの特約には更新前の主契約の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。ただし、主契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了しているときは、更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
4. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、退院給付金の支払に際し

ては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 15. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、災害入院給付特約とあわせてこの特約を締結します。また、既に災害入院給付特約が付加されている主契約について、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。これらの場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第27条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院の退院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（その被保険者の責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）によるときは、会社は、退院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して20日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。
- (3) 特定期間以外の部位に生じた疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して20日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、退院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した疾病のみによっても入院する必要があると会社が認めた場合に限ります。

## 18. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第28条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が家族型、夫婦型または親子型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者または子を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 19. 特別取扱

### 第29条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際に災害入院給付特約とあわせてこの特約を締結して

主契約に付加することができます。また、既に災害入院給付特約が付加されている主契約について、保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。これらの場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
退院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 退院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
退院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 退院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 異常分娩**

対象となる異常分娩の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
帝王切開による単胎分娩	O82
その他の介助単胎分娩	O83
多胎分娩（O84）中の	
・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩	O84.1
・多胎分娩、全児帝王切開	O84.2
・その他の多胎分娩	O84.8
・多胎分娩、詳細不明	O84.9

## 三大疾病入院給付特約条項

1. 総則	466
第1条 (特約の締結)	466
第2条 (特約の責任開始期)	466
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	466
第4条 (特約の被保険者)	466
第5条 (三大疾病入院給付金日額)	466
2. 特約給付金の支払	466
第6条 (三大疾病入院給付金の支払)	466
第7条 (三大疾病入院給付金の支払限度)	467
3. 特約保険料の払込免除	467
第8条 (特約保険料の払込免除)	467
4. 告知義務および告知義務違反による解除	467
第9条 (告知義務)	467
第10条 (告知義務違反による解除)	467
第11条 (特約を解除できない場合)	467
5. 重大事由による解除	468
第12条 (重大事由による解除)	468
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	468
第13条 (特約保険料の払込)	468
第14条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	469
第15条 (特約の失効および消滅)	469
7. 特約の復活	469
第16条 (特約の復活)	469
8. 特約内容の変更	469
第17条 (三大疾病入院給付金日額の減額)	469
第18条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	470
9. 特約の解約および解約返戻金	470
第19条 (特約の解約)	470
第20条 (解約返戻金)	470
10. 三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続	470
第21条 (三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続)	470
11. 契約者配当	470
第22条 (契約者配当)	470
12. 請求手続	470
第23条 (請求手續)	470
13. 三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	471
第24条 (三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	471
14. 契約内容の登録	471
第25条 (契約内容の登録)	471
15. 特約の更新	471
第26条 (特約の更新)	471
16. 主約款の準用	471
第27条 (主約款の準用)	471
17. 中途付加の場合の取扱	472
第28条 (中途付加の場合の取扱)	472
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	472
第29条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	472
19. 特別取扱	472
第30条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	472
別表1 請求書類	473
別表2 対象となる三大疾病	473
備考	474

## 三大疾病入院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 三大疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

#### 第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

#### 第5条（三大疾病入院給付金日額）

この特約の被保険者の三大疾病入院給付金日額は、この特約の被保険者の主契約の疾病入院給付金日額と同額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第6条（三大疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、三大疾病入院給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
三大疾病入院給付金	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した三大疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</p> <p>(2) 三大疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。以下同じ。）であること</p> <p>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</p> <p>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</p> <p>(5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</p>	<p>入院1回につき、 三大疾病入院給付金 日額 × 入院日数</p>	この特約の被保険者

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間満了の時
  - (2) 主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
3. 同一の三大疾病（この疾病と因果関係がある三大疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、三大疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる三大疾病を併発していたときまたは入院中に異なる三大疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった三大疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、

- 継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に三大疾病の治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を三大疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その三大疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
  7. この特約の責任開始期前に発病した三大疾病を直接の原因として入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した三大疾病による入院とみなします。
    - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
    - (2) 原因となった三大疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその三大疾病を知っていたとき
  8. 入院中に三大疾病入院給付金日額が減額された場合には、三大疾病入院給付金の支払額は各日現在の三大疾病入院給付金日額にもとづいて計算します。
  9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の三大疾病入院給付金の受取人とします。
  10. この特約の三大疾病入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

## 第7条（三大疾病入院給付金の支払限度）

この特約における支払限度はありません。

## 3. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

## 4. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第9条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に三大疾病入院給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知

らなかったとき

- (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第12条（重大事由による解除）

- 1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の三大疾病入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の三大疾病入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の三大疾病入院給付金の請求に関し、三大疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
- 2. 会社は、三大疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による三大疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に三大疾病入院給付金を支払っていたときは、三大疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
- 3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
- 4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第13条（特約保険料の払込）

- 1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も

- 同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
  3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に三大疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を三大疾病入院給付金から差し引きます。
  4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
  5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
    - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
    - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
    - (3) この特約の三大疾病入院給付金日額が減額されたとき

#### 第14条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に三大疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を三大疾病入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。

#### 第15条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### 7. 特約の復活

#### 第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### 8. 特約内容の変更

#### 第17条（三大疾病入院給付金日額の減額）

1. この特約の三大疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の三大疾病入院給付金日額も同時に同じ割

合で減額されるものとします。

- 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第18条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第19条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第20条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続

### 第21条（三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における三大疾病入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第22条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第23条（請求手続）

- 三大疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の三大疾病入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第24条（三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による三大疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第25条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類
  - (3) 三大疾病入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 特約の更新

### 第26条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、三大疾病入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、三大疾病入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 16. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第29条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

- 特別条件特約項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。
- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた三大疾病によるときは、会社は、三大疾病入院給付金を支払いません。
  - (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。
  - (3) 特定期限以外の部位に生じた三大疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して三大疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した三大疾病のみによっても入院する必要がある場合に限りません。

## 19. 特別取扱

### 第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
    - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
    - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
      - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
      - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
三大疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第12条、 第13条、第15条、 第19条
三大疾病入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 三大疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第21条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる三大疾病**

1. この特約の対象となる三大疾病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

三大疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C 43～C 44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C 97
心疾患	上皮内新生物	D 00～D 09
	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I 26～I 28
脳血管疾患	その他の型の心疾患	I 30～I 52
	一過性脳虚血発作および関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

#### 備考

##### 1. 同一の三大疾病

医学上重要な関係にある一連の三大疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の三大疾病として取り扱います。

##### 2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

##### 3. 心疾患および脳血管疾患

妊娠、分娩および産じょくの合併症を原因とする場合には、対象となる三大疾病の「心疾患」および「脳血管疾患」には該当しません。

## 女性疾病入院給付特約条項

1. 総則	476
第1条 (特約の締結)	476
第2条 (特約の責任開始期)	476
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	476
第4条 (特約の被保険者)	476
第5条 (女性疾病入院給付金日額)	476
2. 特約給付金の支払	476
第6条 (女性疾病入院給付金の支払)	476
第7条 (支払限度の型)	477
第8条 (女性疾病入院給付金の支払限度)	477
3. 特約保険料の払込免除	477
第9条 (特約保険料の払込免除)	477
4. 告知義務および告知義務違反による解除	477
第10条 (告知義務)	477
第11条 (告知義務違反による解除)	477
第12条 (特約を解除できない場合)	478
5. 重大事由による解除	478
第13条 (重大事由による解除)	478
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	479
第14条 (特約保険料の払込)	479
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	479
第16条 (特約の失効および消滅)	479
7. 特約の復活	480
第17条 (特約の復活)	480
8. 特約内容の変更	480
第18条 (女性疾病入院給付金日額の減額)	480
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	480
9. 特約の解約および解約返戻金	480
第20条 (特約の解約)	480
第21条 (解約返戻金)	480
10. 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続	481
第22条 (女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続)	481
11. 契約者配当	481
第23条 (契約者配当)	481
12. 請求手続	481
第24条 (請求手続)	481
13. 女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	481
第25条 (女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	481
14. 契約内容の登録	481
第26条 (契約内容の登録)	481
15. 特約の更新	482
第27条 (特約の更新)	482
16. 主約款の準用	482
第28条 (主約款の準用)	482
17. 中途付加の場合の取扱	482
第29条 (中途付加の場合の取扱)	482
18. 特別条件特約を付加した場合の取扱	482
第30条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	482
19. 特別取扱	483
第31条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	483
別表1 請求書類	484
別表2 対象となる特定疾病	484
備考	487

## 女性疾病入院給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 女性疾病入院給付金日額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。

#### 第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

#### 第5条（女性疾病入院給付金日額）

この特約の被保険者の女性疾病入院給付金日額は、この特約の被保険者の主契約の疾病入院給付金日額と同額とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第6条（女性疾病入院給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、女性疾病入院給付金を支払います。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した特定疾病（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表6に定める入院であること</li><li>(2) 特定疾病的治療を目的とした入院（備考2に定めるところによります。）であること</li><li>(3) この特約の保険期間中に入院の開始があること</li><li>(4) 主約款の別表5に定める病院または診療所における入院であること</li><li>(5) この特約の保険期間中の入院日数が継続して2日以上あること</li></ol>	入院1回につき、 女性疾病入院 給付金日額 × 入院日数	この特約の被保険者

2. 前項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その時以後の継続入院をこの特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間満了の時
  - (2) 主契約の主たる被保険者の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達した時
3. 同一の特定疾病（この疾病と因果関係がある特定疾病を含め、備考1に定めるところによります。）を直接の原因として、第1項の入院を2回以上した場合には、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
4. 第1項の入院をした場合に、入院開始時に異なる特定疾病を併発していたときまたは入院中に異なる特定疾病を併発したときは、入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなします。
5. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、

- 継続した1回の入院とみなします。
6. 被保険者が特定疾病以外の原因による入院中に特定疾病的治療を受けたときは、その治療を開始した日から治療を終了する日までの入院を特定疾病を直接の原因とする入院とみなします。ただし、その特定疾病のみによっても入院する必要があるときに限ります。
  7. この特約の責任開始期前に発病した特定疾病的治療を直接の原因として入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した特定疾病的治療による入院とみなします。
    - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
    - (2) 原因となった特定疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその特定疾病を知っていたとき
  8. 入院中に女性疾病入院給付金額が減額された場合には、女性疾病入院給付金の支払額は各日現在の女性疾病入院給付金額にもとづいて計算します。
  9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の女性疾病入院給付金の受取人とします。
  10. この特約の女性疾病入院給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 第7条（支払限度の型）

1. この特約における支払限度の型は、女性疾病入院給付金の支払限度に応じて次の各号のいずれかとします。ただし、この特約の支払限度の型は、主契約の支払限度の型と同一とします。
  - (1) 60日型
  - (2) 180日型
  - (3) 730日型
  - (4) 1095日型
2. 前項の支払限度の型は、相互に変更することはできません。

### 第8条（女性疾病入院給付金の支払限度）

女性疾病入院給付金の支払は、前条に規定する支払限度の型により、次に定める支払日数をもって限度とします。

支払限度の型	支払日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
180日型	180日	1095日
730日型	730日	1095日
1095日型	1095日	1095日

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第9条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。

2. 会社は、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に女性疾病入院給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の女性疾病入院給付金を詐取する目的または他人にこの特約の女性疾病入院給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の女性疾病入院給付金の請求に関し、女性疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約

- 者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、女性疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による女性疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に女性疾病入院給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
  4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に女性疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主契約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の女性疾病入院給付金日額が減額されたとき

### 第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に女性疾病入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を女性疾病入院給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

- (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。
3. この特約の被保険者について、女性疾病入院給付金の支払日数が第8条（女性疾病入院給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達した場合には、その達した日の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、その解約返戻金を請求することができます。

## 7. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第18条（女性疾病入院給付金日額の減額）

- 1. この特約の女性疾病入院給付金日額のみの減額は取り扱いません。
- 2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額される場合には、この特約の女性疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されるものとします。
- 3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金日額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- 2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

- 1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
- 2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における女性疾病入院給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 11. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第24条（請求手続）

1. 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の女性疾病入院給付金の請求手続については、主約款の疾病入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 13. 女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による女性疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 契約内容の登録

### 第26条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 入院給付金の種類
  - (3) 女性疾病入院給付金日額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「入院給付金」、「保険契約」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「入院共済金」、「共済契約」と読み替えます。

## 15. 特約の更新

### 第27条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、女性疾病入院給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、女性疾病入院給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 16. 主約款の準用

### 第28条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第29条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別条件特約を付加した場合の取扱

### 第30条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、これを適用する被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に行った入院に関しては、次に定めるところによります。

- (1) 会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた特定疾病によるときは、会社は、女性疾病入院給付金を支払いません。
- (2) 特定期間満了日を含んで継続して入院した場合、特定期間満了日の翌日からの入院日数が継続して2日以上あるときは、前号の規定にかかわらず、会社は、その満了日の翌日からの入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。

- (3) 特定部位以外の部位に生じた特定疾病を併発した場合、その併発日以降のその疾病による入院が継続して2日以上あるときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、その併発日以降の入院に対して女性疾病入院給付金を支払います。ただし、この取扱は、その併発した特定疾病のみによっても入院する必要がある場合に限ります。

## 19. 特別取扱

### 第31条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第29条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
女性疾病入院給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第6条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第13条、 第14条、第16条、 第20条
女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 女性疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる特定疾病**

1. この特約の対象となる特定疾病的範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

特定疾病的種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物（D00～D09）中の ・口腔、食道および胃の上皮内癌 ・その他および部位不明の消化器の上皮内癌 ・中耳および呼吸器系の上皮内癌 ・上皮内黒色腫 ・皮膚の上皮内癌 ・乳房の上皮内癌 ・子宮頸（部）の上皮内癌 ・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の ・子宮内膜 ・外陰部 ・腟 ・その他および部位不明の女性生殖器 ・その他および部位不明の上皮内癌	D00 D01 D02 D03 D04 D05 D06 D07.0 D07.1 D07.2 D07.3 D09

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード		
乳房、甲状腺、女性生殖器もしくは腎尿路の良性新生物または性質不詳の新生物	良性新生物 (D10～D36) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房の良性新生物</li> <li>・子宮平滑筋腫</li> <li>・子宮のその他の良性新生物</li> <li>・卵巣の良性新生物</li> <li>・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物</li> <li>・腎尿路の良性新生物 (D30) 中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎</li> <li>・腎孟</li> <li>・尿管</li> <li>・膀胱</li> <li>・尿道</li> <li>・その他の尿路</li> </ul> </li> <li>・甲状腺の良性新生物</li> </ul>	D24 D25 D26 D27 D28 D30.0 D30.1 D30.2 D30.3 D30.4 D30.7 D34		
	性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・腎尿路の性状不詳または不明の新生物</li> <li>・骨髄異形成症候群</li> <li>・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物 (D48) 中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳房</li> </ul> </li> </ul>	D39 D41 D46 D48.6		
	血液および造血器の疾患	血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 (D50～D89) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄欠乏性貧血</li> <li>・ビタミンB<sub>12</sub>欠乏性貧血</li> <li>・葉酸欠乏性貧血</li> <li>・その他の栄養性貧血</li> <li>・後天性溶血性貧血</li> <li>・後天性赤芽球ろうく瘍&gt;</li> <li>・その他の無形成性貧血</li> <li>・急性出血後貧血</li> <li>・他に分類される慢性疾患における貧血</li> <li>・その他の貧血</li> <li>・紫斑病およびその他の出血性病態 (D69) 中の               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー性紫斑病</li> <li>・血小板機能異常症</li> <li>・その他の血小板非減少性紫斑病</li> <li>・特発性血小板減少性紫斑病</li> <li>・その他の原発性血小板減少症</li> <li>・続発性血小板減少症</li> <li>・血小板減少症、詳細不明</li> </ul> </li> </ul>	D50 D51 D52 D53 D59 D60 D61 D62 D63 D64 D69.0 D69.1 D69.2 D69.3 D69.4 D69.5 D69.6	
		甲状腺障害	E00～E07	
		内分泌腺、栄養および代謝疾患	その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・クッシング (Cushing) 症候群</li> <li>・卵巣機能障害</li> </ul>	E24 E28
			治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療後甲状腺機能低下症</li> <li>・治療後卵巣機能不全 (症)</li> </ul>	E89.0 E89.4

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患 静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I 80～I 89）ならびに循環器系のその他および詳細不明の障害（I 95～I 99）中の • その他の部位の静脈瘤（I 86）中の • 外陰静脈瘤 • 低血圧（症） • 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）中の • 乳房切断後リンパ浮腫症候群	I 05～I 09  I 86.3 I 95 I 97.2
消化器系の疾患	胆のう（囊）、胆管および膵の障害（K80～K87）中の • 胆石症 • 胆のう（囊）炎 • 胆のう（囊）のその他の疾患 • 胆道のその他の疾患 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の • 胆のう＜囊＞摘出＜除＞後症候群	K80 K81 K82 K83  K91.5
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ その他の関節リウマチ 若年性関節炎 他に分類される疾患における若年性関節炎 その他の明示された関節障害（M12）中の • リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕 全身性結合組織障害	M05 M06 M08 M09  M12.0  M30～M36
腎尿路生殖器系の疾患	腎尿路生殖器系の疾患（N00～N99）中の • 急性腎炎症候群 • 急速進行性腎炎症候群 • 反復性および持続性血尿 • 慢性腎炎症候群 • ネフローゼ症候群 • 詳細不明の腎炎症候群 • 明示された形態学的病変を伴う単独たんぱく＜蛋白＞尿 • 遺伝性腎症＜ネフロパシー＞、他に分類されないもの • 他に分類される疾患における糸球体障害 • 急性尿細管間質性腎炎 • 慢性尿細管間質性腎炎 • 尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの • 尿細管間質性腎炎、急性または慢性と明示されないもの • 閉塞性尿路疾患および逆流性尿路疾患 • 薬物および重金属により誘発された尿細管間質および尿細管の病態 • その他の腎尿細管間質性疾患 • 他に分類される疾患における腎尿細管間質性障害 • 慢性腎不全 • 詳細不明の腎不全 • 腎結石および尿管結石 • 下部尿路結石 • 他に分類される疾患における尿路結石 • 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの • 膀胱炎 • 神経因性膀胱（機能障害）、他に分類されないもの • その他の膀胱障害 • 他に分類される疾患における膀胱障害 • 尿道炎および尿道症候群	N00 N01 N02 N03 N04 N05 N06 N07 N08 N10 N11 N12 N13 N14 N15 N16 N18 N19 N20 N21 N22 N28 N30 N31 N32 N33 N34

特定疾患の種類	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	・尿道狭窄 ・尿道のその他の障害 ・他に分類される疾患における尿道の障害 ・尿路系のその他の障害	N35 N36 N37 N39
	乳房の障害	N60～N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	女性生殖器の非炎症性障害<男性側要因に関連する女性不妊症（N97.4）は除く>	N80～N98
	腎尿路生殖器系のその他の障害	N99
	流産に終わった妊娠	O00～O08
	妊娠、分娩および産じょく〈褥〉における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	分娩の合併症	O60～O75
妊娠、分娩および産じょく〈褥〉の合併症	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	帝王切開による単胎分娩	O82
	その他の介助単胎分娩	O83
	多胎分娩（O84）中の ・多胎分娩、全児鉗子分娩および吸引分娩 ・多胎分娩、全児帝王切開 ・その他の多胎分娩 ・多胎分娩、詳細不明	O84.1 O84.2 O84.8 O84.9
	主として産じょく〈褥〉に関連する合併症	O85～O92
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併する母体の感染症および寄生虫症	O98
	他に分類されるが妊娠、分娩および産じょく<褥>に合併するその他の母体疾患	O99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」または「上皮内癌」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非浸襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

## 備考

- 同一の特定疾病  
医学上重要な関係にある一連の特定疾病は、病名を異にするときであっても、これを同一の特定疾病として取り扱います。
- 治療を目的とした入院  
美容上の処置、異常分娩以外の分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。



## 介護保障特約条項

1. 総則	490
第1条 (特約の締結)	490
第2条 (特約の責任開始期)	490
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	490
第4条 (特約の被保険者)	490
2. 特約給付金の支払	490
第5条 (特約給付金の支払)	490
第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	490
3. 特約保険料の払込免除	491
第7条 (特約保険料の払込免除)	491
4. 告知義務および告知義務違反による解除	491
第8条 (告知義務)	491
第9条 (告知義務違反による解除)	491
第10条 (特約を解除できない場合)	491
5. 重大事由による解除	492
第11条 (重大事由による解除)	492
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	492
第12条 (特約保険料の払込)	492
第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	493
第14条 (特約の失効および消滅)	493
7. 特約の復活	493
第15条 (特約の復活)	493
8. 特約内容の変更	493
第16条 (介護給付金額の減額)	493
第17条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	493
9. 特約の解約および解約返戻金	493
第18条 (特約の解約)	493
第19条 (解約返戻金)	494
10. 介護給付金の受取人による特約の存続	494
第20条 (介護給付金の受取人による特約の存続)	494
11. 契約者配当	494
第21条 (契約者配当)	494
12. 請求手続	494
第22条 (請求手続)	494
13. 介護給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等	495
第23条 (介護給付金および解約返戻金等の支払の時 期・場所等)	495
14. 特約の更新	495
第24条 (特約の更新)	495
15. 主約款の準用	495
第25条 (主約款の準用)	495
16. 中途付加の場合の取扱	495
第26条 (中途付加の場合の取扱)	495
17. 特別取扱	495
第27条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合 の取扱)	495
別表1 請求書類	497
別表2 要介護状態	497
備考	497

## 介護保障特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - (1) この特約の名称
  - (2) 介護給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

### 2. 特約給付金の支払

#### 第5条（特約給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、介護給付金を支払います。

介護給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても介護給付金を支払わない場合
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき (1) この特約の被保険者が、この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと (2) 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること	介護給付金額	この特約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 (2) この特約の被保険者の犯罪行為 (3) この特約の被保険者の薬物依存（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の備考2に定めるところによります。）

2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病により要介護状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第8条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に要介護状態に該当し、要介護状態がその該当した日から次に定める日まで継続しているにもかかわらず、その継続日数が180日に満たないことにより、その時点で介護給付金が支払われない場合においても、その後も引き続き要介護状態が継続し、かつ、その継続日数が180日以上となったときは、第1項の規定を適用して介護給付金を支払います。
  - (1) この特約の保険期間満了日
  - (2) 主契約の疾病入院給付金の支払日数が主約款に定める通算支払限度に達したことにより主契約が消滅した日
4. 介護給付金が支払われた場合には、この特約の被保険者が第1項の支払事由に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の疾病入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の介護給付金の受取人とします。
6. この特約の介護給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

#### 第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要

介護状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護給付金の額を削減して支払うか、またはその額の全額を支払わないことがあります。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、介護給付金額の減額の取扱は行いません。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第8条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第9条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
- 会社は、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、介護給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に介護給付金を支払っていたときは、介護給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、介護給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
- 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第10条（特約を解除できない場合）

- 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により介護給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより介護給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
- 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第8条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を

求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 5. 重大事由による解除

### 第11条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の介護給付金を詐取する目的または他人にこの特約の介護給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の介護給付金の請求に関し、介護給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、介護給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による介護給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に介護給付金を支払っていたときは、介護給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第12条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を介護給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合

は、その減額部分に対応するこの特約の保険料)を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約の介護給付金額が減額されたとき

### 第13条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に介護給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を介護給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、介護給付金を支払いません。

### 第14条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第15条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第16条（介護給付金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、介護給付金額を減額することができます。ただし、減額後の介護給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、介護給付金額の減額は取り扱いません。
2. 前項のほか、この特約の介護給付金額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第17条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第18条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第19条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 介護給付金の受取人による特約の存続

### 第20条（介護給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における介護給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下、本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護給付金の支払事由が生じ、会社が介護給付金を支払うべきときは、その介護給付金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、介護給付金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、介護給付金の受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第21条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第22条（請求手続）

1. 介護給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはこの特約の被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、介護給付金の受取人が介護給付金を請求できないときは、次の者が介護給付金の受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。ただし、介護給付金の受取人が法人である場合を除きます。
  - (1) 請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者
    - ① この特約の被保険者と同居しているこの特約の被保険者の3親等内の親族
    - ② この特約の被保険者と生計を一にしているこの特約の被保険者の3親等内の親族
  - (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合  
保険契約者がこの特約の被保険者の同意を得てあらかじめ指定または変更指定した者
4. 前項の規定により、介護給付金の受取人の代理人が介護給付金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。

5. 前2項の規定により、介護給付金が介護給付金の受取人の代理人に支払われた場合には、その支払後に介護給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

## 13. 介護給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第23条（介護給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による介護給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 14. 特約の更新

### 第24条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、介護給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、介護給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 15. 主約款の準用

### 第25条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 16. 中途付加の場合の取扱

### 第26条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 17. 特別取扱

### 第27条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）

- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第26条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
介護給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 介護給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第9条、第11条、 第12条、第14条、 第18条
介護給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第16条
介護給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 介護給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第20条
介護給付金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 介護給付金の受取人の代理人の戸籍謄本 (5) 介護給付金の受取人の代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 被保険者または介護給付金の受取人の代理人の健康保険証の写し	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 要介護状態

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- ① ベッド周辺の歩行が自分でできない。
- ② 衣服の着脱が自分でできない。
- ③ 入浴が自分でできない。
- ④ 食物の摂取が自分でできない。
- ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分でできない。

## 備考

### 1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

## 2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

## 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害  
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害  
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害  
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

## ガン診断給付特約条項

1. 総則	500	第29条 (主約款の準用)	506
第1条 (特約の締結)	500	18. 中途付加の場合の取扱	506
第2条 (特約の責任開始期)	500	第30条 (中途付加の場合の取扱)	506
第3条 (特約のガン診断給付責任開始期)	500	19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	506
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	500	第31条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	506
第5条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	500	20. 特別取扱	506
第6条 (配偶者のガン診断給付金額)	500	第32条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	506
2. ガンの定義および診断確定	500	別表1 請求書類	508
第7条 (ガンの定義および診断確定)	500	備考 治療を目的とした入院	508
3. 特約給付金の支払	501		
第8条 (ガン診断給付金の支払)	501		
4. 特約保険料の払込免除	501		
第9条 (特約保険料の払込免除)	501		
5. 告知義務および告知義務違反による解除	501		
第10条 (告知義務)	501		
第11条 (告知義務違反による解除)	501		
第12条 (特約を解除できない場合)	502		
6. 特約の無効	502		
第13条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	502		
7. 重大事由による解除	503		
第14条 (重大事由による解除)	503		
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	503		
第15条 (特約保険料の払込)	503		
第16条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	504		
第17条 (特約の失効および消滅)	504		
9. 特約の復活	504		
第18条 (特約の復活)	504		
10. 特約内容の変更	504		
第19条 (ガン診断給付金額の減額)	504		
第20条 (特約の被保険者の型の変更)	504		
第21条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	504		
11. 特約の解約および解約返戻金	505		
第22条 (特約の解約)	505		
第23条 (解約返戻金)	505		
12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続	505		
第24条 (ガン診断給付金の受取人による特約の存続)	505		
13. 契約者配当	505		
第25条 (契約者配当)	505		
14. 請求手続	505		
第26条 (請求手續)	505		
15. ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	505		
第27条 (ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	505		
16. 特約の更新	506		
第28条 (特約の更新)	506		
17. 主約款の準用	506		

## ガン診断給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - 本人となる被保険者のガン診断給付金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン診断給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

#### 第6条（配偶者のガン診断給付金額）

- この特約が夫婦型の場合、配偶者のガン診断給付金額は、主たる被保険者のガン診断給付金額に6割を乗じて得た金額とします。
- 配偶者のガン診断給付金額は、主たる被保険者のガン診断給付金額が減額された場合には、同時に同じ割合で減額されます。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第7条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第8条（ガン診断給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン診断給付金を支払います。

支払額	受取人
支払事由	
	主たる被保険者
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす入院をしたとき	
(1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること	その被保険者の ガン診断 給付金額
(2) ガンの治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること	
(3) 主約款の別表6に定める病院または診療所における入院であること	

- この特約の被保険者がガン以外の疾病または傷害による入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からそのガンの治療を目的として入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- この特約の被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または第4項の規定によりガン診断給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同じ。）からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
- この特約の被保険者がガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に主契約のガン入院給付金の支払事由に該当する継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなして、ガン診断給付金を支払います。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン診断給付金の受取人とします。
- この特約のガン診断給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第9条（特約保険料の払込免除）

- 主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン診断給付金額の減額の取扱は行いません。

### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第10条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- 特約の締結
- 特約の復活
- 特約の被保険者の型の変更

#### 第11条（告知義務違反による解除）

- 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
- 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
- 前項の場合には、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン診断給付金の支払事由または保険料

の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事實によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、ガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事實を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知を妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知をしないよう勧めたとき、または事實でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事實によりガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン診断給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

#### 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事實を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約のガン診断給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン診断給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン診断給付金の請求に関し、ガン診断給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン診断給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるガン診断給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン診断給付金を支払っていたときは、ガン診断給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン診断給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的によ

る無効または詐欺による取消の場合は除きます。

- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) この特約のガン診断給付金額が減額されたとき
- (4) 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

- 1. 猶予期間中にガン診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン診断給付金から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン診断給付金を支払いません。

#### **第17条（特約の失効および消滅）**

- 1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **9. 特約の復活**

#### **第18条（特約の復活）**

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第19条（ガン診断給付金額の減額）**

- 1. 保険契約者は、将来に向かって、主たる被保険者のガン診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断給付金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン診断給付金額の減額は取り扱いません。
- 2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、主たる被保険者のガン診断給付金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、主たる被保険者のガン診断給付金額を会社の定める金額まで減額します。
- 3. 前2項のほか、ガン診断給付金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

#### **第20条（特約の被保険者の型の変更）**

- 1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
- 3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

#### **第21条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. ガン診断給付金の受取人による特約の存続

### 第24条（ガン診断給付金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン診断給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第26条（請求手続）

1. ガン診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン診断給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第27条（ガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約によるガン診断給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第28条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、ガン診断給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、ガン診断給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 17. 主約款の準用

### 第29条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第30条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期  
ガン診断給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第31条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 20. 特別取扱

### 第32条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合

- 第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
- ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- (3) ガン診断給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第30条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
ガン診断給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン診断給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第8条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第14条、 第15条、第17条、 第22条
ガン診断給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
ガン診断給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン診断給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**備考 治療を目的とした入院**

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、ガンの検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## ガン手術給付特約条項

1. 総則	510
第1条 (特約の締結)	510
第2条 (特約の責任開始期)	510
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	510
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	510
第5条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	510
2. ガンの定義および診断確定	510
第6条 (ガンの定義および診断確定)	510
3. 特約給付金の支払	511
第7条 (ガン手術給付金の支払)	511
4. 特約保険料の払込免除	511
第8条 (特約保険料の払込免除)	511
5. 告知義務および告知義務違反による解除	511
第9条 (告知義務)	511
第10条 (告知義務違反による解除)	511
第11条 (特約を解除できない場合)	512
6. 特約の無効	512
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	512
7. 重大事由による解除	513
第13条 (重大事由による解除)	513
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	513
第14条 (特約保険料の払込)	513
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	514
第16条 (特約の失効および消滅)	514
9. 特約の復活	514
第17条 (特約の復活)	514
10. 特約内容の変更	514
第18条 (特約の被保険者の型の変更)	514
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	514
11. 特約の解約および解約返戻金	514
第20条 (特約の解約)	514
第21条 (解約返戻金)	515
12. ガン手術給付金の受取人による特約の存続	515
第22条 (ガン手術給付金の受取人による特約の存続)	515
13. 契約者配当	515
第23条 (契約者配当)	515
14. 請求手続	515
第24条 (請求手続)	515
15. ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	515
第25条 (ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	515
16. 特約の更新	515
第26条 (特約の更新)	515
17. 主約款の準用	516
第27条 (主約款の準用)	516
18. 中途付加の場合の取扱	516
第28条 (中途付加の場合の取扱)	516
19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	516
第29条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	516
20. 特別取扱	516
第30条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	516
別表1 請求書類	517
別表2 対象となる手術および手術給付割合表	517
備考 治療を目的とした手術	517

## ガン手術給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン手術給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第7条（ガン手術給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、ガン手術給付金を支払います。

支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす手術を受けたとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因とする手術であること (2) ガンの治療を目的とした手術（備考に定めるところによります。）であること (3) 別表2の手術給付割合表（以下「手術給付割合表」といいます。）に定める種類の手術であること (4) 主約款の別表6に定める病院または診療所において受けた手術であること	手術1回につき、 $\left( \begin{array}{l} \text{その被保険者の} \\ \text{主契約の} \\ \text{ガン入院} \\ \text{給付金日額} \\ \times \\ \text{手術給付割合表に} \\ \text{定める倍率} \end{array} \right)$ 主たる被保険者

2. この特約の被保険者が別表2の対象となる手術の種類のうち同時に2以上の種類の手術を受けた場合には、最も倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなします。
3. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、ガン手術給付金の支払額は、手術を受けた日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
4. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン手術給付金の受取人とします。
5. この特約のガン手術給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第9条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

#### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、ガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既にガン手術給付金を支払っていたときは、ガン手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、ガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者また

はその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。

5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第11条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりガン手術給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

#### 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約のガン手術給付金を詐取する目的または他人にこの特約のガン手術給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約のガン手術給付金の請求に関し、ガン手術給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - (3) 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - (4) 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、ガン手術給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるガン手術給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既にガン手術給付金を支払っていたときは、ガン手術給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）にガン手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料をガン手術給付金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン手術給付金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1ヶ月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的によ

る無効または詐欺による取消の場合は除きます。

- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
- (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

- 1. 猶予期間中にガン手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）をガン手術給付金から差し引きます。
- 2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、ガン手術給付金を支払いません。

#### **第16条（特約の失効および消滅）**

- 1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- 2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **9. 特約の復活**

#### **第17条（特約の復活）**

- 1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第18条（特約の被保険者の型の変更）**

- 1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
- 3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

#### **第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

- 1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
- 2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
- 3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### **11. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第20条（特約の解約）**

- 1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- 2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

**第21条（解約返戻金）**

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約
 

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約
 

この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

**12. ガン手術給付金の受取人による特約の存続****第22条（ガン手術給付金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時におけるガン手術給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

**13. 契約者配当****第23条（契約者配当）**

この特約に対する契約者配当はありません。

**14. 請求手続****第24条（請求手続）**

1. ガン手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約のガン手術給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

**15. ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等****第25条（ガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）**

この特約によるガン手術給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

**16. 特約の更新****第26条（特約の更新）**

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、ガン手術給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、ガン手術給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 17. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) ガン給付責任開始期  
ガン手術給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (3) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (4) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 20. 特別取扱

### 第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - (2) 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - ① この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - ② この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
  - (3) ガン手術給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
  - (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
ガン手術給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン手術給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第13条、 第14条、第16条、 第20条
ガン手術給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) ガン手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる手術および手術給付割合表**

「手術」とは、治療を目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～5を指します。吸引、穿刺などの処理および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	ガン入院給付金日額に対する倍率
1. 悪性新生物根治手術		40
2. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
3. その他の悪性新生物手術		20
4. 悪性新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
5. 悪性新生物にともなうファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・咽頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

「悪性新生物根治手術」とは、腫瘍の完全な切除・消失を可能とするような手術で、原発腫瘍を含めてその周囲組織や領域リンパ節を広範囲に切除することを指します。再手術や再発・転移に対する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

#### 備考 治療を目的とした手術

診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。



## 在宅療養給付特約条項

1. 総則	520
第1条 (特約の締結)	520
第2条 (特約の責任開始期)	520
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	520
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	520
第5条 (特約の被保険者の型および被保険者の範囲)	520
2. ガンの定義および診断確定	520
第6条 (ガンの定義および診断確定)	520
3. 特約給付金の支払	521
第7条 (在宅療養給付金の支払)	521
4. 特約保険料の払込免除	521
第8条 (特約保険料の払込免除)	521
5. 告知義務および告知義務違反による解除	521
第9条 (告知義務)	521
第10条 (告知義務違反による解除)	521
第11条 (特約を解除できない場合)	522
6. 特約の無効	522
第12条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	522
7. 重大事由による解除	523
第13条 (重大事由による解除)	523
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	523
第14条 (特約保険料の払込)	523
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	524
第16条 (特約の失効および消滅)	524
9. 特約の復活	524
第17条 (特約の復活)	524
10. 特約内容の変更	524
第18条 (特約の被保険者の型の変更)	524
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	524
11. 特約の解約および解約返戻金	525
第20条 (特約の解約)	525
第21条 (解約返戻金)	525
12. 在宅療養給付金の受取人による特約の存続	525
第22条 (在宅療養給付金の受取人による特約の存続)	525
13. 契約者配当	525
第23条 (契約者配当)	525
14. 請求手続	525
第24条 (請求手續)	525
15. 在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	525
第25条 (在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	525
16. 特約の更新	525
第26条 (特約の更新)	525
17. 主約款の準用	526
第27条 (主約款の準用)	526
18. 中途付加の場合の取扱	526
第28条 (中途付加の場合の取扱)	526
19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱	526
第29条 (主たる被保険者が死亡した場合の取扱)	526
20. 特別取扱	526
第30条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	526
別表1 請求書類	528

## 在宅療養給付特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- 在宅療養給付金については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。ただし、この特約の責任開始期以後、この特約の被保険者に該当するにいたった者については、その該当した日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第5条（特約の被保険者の型および被保険者の範囲）

- この特約における被保険者の型は、被保険者の範囲に応じて次表のいずれかとします。ただし、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型と同一とします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	本人
夫婦型	本人 配偶者

- この特約において「本人」および「配偶者」とは、次の者をいいます。
  - 本人  
保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者（以下「主たる被保険者」といいます。）
  - 配偶者  
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者
- 前2項のほか、この特約の被保険者の型および被保険者の範囲については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める被保険者の型および被保険者の範囲に関する規定を準用します。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### 3. 特約給付金の支払

#### 第7条（在宅療養給付金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、在宅療養給付金を支払います。

在宅療養給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす 入院をした後、生存して退院したとき (1) その被保険者のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガン を直接の原因とする主約款の別表7に定める入院であること (2) 主契約のガン入院給付金が支払われる入院であること (3) この特約の保険期間中の入院日数が継続して20日以上あること	継続した入院後の退院 1回につき、 その被保険者の 主契約の ガン入院 給付金日額 × 20	主たる被保険者

2. この特約の被保険者が在宅療養給付金の支払われた最後の入院の退院日からその日を含めて30日以内に主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、前項の規定にかかわらず、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
3. この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日を経過した日の翌日までに転入院または再入院を開始したときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
4. 第1項の入院が次に定める時を含んで継続している場合には、その継続している入院の退院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
  - (1) この特約の保険期間満了の時
  - (2) この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、この特約の被保険者である配偶者の入院中に、主たる被保険者が死亡した時
5. 主契約のガン入院給付金日額が減額された場合には、在宅療養給付金の支払額は、退院した日現在の主契約のガン入院給付金日額にもとづいて計算します。
6. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約のガン入院給付金の受取人である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の在宅療養給付金の受取人とします。
7. この特約の在宅療養給付金の受取人は、第1項または前項に定める者以外に変更することはできません。

### 4. 特約保険料の払込免除

#### 第8条（特約保険料の払込免除）

主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じたときは、主約款の保険料払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

### 5. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第9条（告知義務）

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または主たる被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の被保険者の型の変更

#### 第10条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または主たる被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。以下本条において同じ。）を解除することができます。

2. 会社は、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に在宅療養給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事實によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主たる被保険者に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### **第11条（特約を解除できない場合）**

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事實を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知を妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または主たる被保険者が第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實の告知をしないように勧めたとき、または事實でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事實により在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主たる被保険者が、第9条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事實を告げなかつたかまたは事實でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## **6. 特約の無効**

#### **第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）**

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とし、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、その変更の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事實を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約（被保険者の型の変更の場合には、被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者に関する部分とします。）は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とし、被保険者の型の変更の際の無効の場合には、被保険者の型の変更の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および被保険者の型の変更以後に払い込まれた新たに被保険者となった者に対応する保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事實を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第14条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されたときは、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第13条（重大事由による解除）

- 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - 保険契約者またはこの特約の被保険者がこの特約の在宅療養給付金を詐取する目的または他人にこの特約の在宅療養給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - この特約の在宅療養給付金の請求に関し、在宅療養給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
  - 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
  - 保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき
    - 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者またはこの特約の被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者またはこの特約の被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前各号に掲げる事由と同等の事由があるとき
- 会社は、在宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による在宅療養給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に在宅療養給付金を支払っていたときは、在宅療養給付金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
- 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
- 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に在宅療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を在宅療養給付金から差し引きます。
- 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、在宅療養給付金を支払いません。
- 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当

した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。

- (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意による主たる被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
- (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
- (3) 主契約のガン入院給付金日額が減額されたとき
- (4) 第12条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に在宅療養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を在宅療養給付金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、在宅療養給付金を支払いません。

#### **第16条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **9. 特約の復活**

#### **第17条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第18条（特約の被保険者の型の変更）**

1. この特約のみの被保険者の型の変更は取り扱いません。
2. 主契約の被保険者の型が変更される場合には、この特約の被保険者の型も同時に同じ型に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の被保険者の型の変更については、主約款の被保険者の型の変更に関する規定を準用します。

#### **第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

## 11. 特約の解約および解約返戻金

### 第20条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（解約返戻金）

- 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - 保険料払込中の特約
 

この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - 前号以外の特約
 

この特約の経過年月数により計算します。
- 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 12. 在宅療養給付金の受取人による特約の存続

### 第22条（在宅療養給付金の受取人による特約の存続）

- 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時における在宅療養給付金の受取人（保険契約者と同一である場合を除きます。）は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

## 13. 契約者配当

### 第23条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. 請求手続

### 第24条（請求手続）

- 在宅療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または主たる被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 前2項のほか、この特約の在宅療養給付金の請求手続については、主約款のガン入院給付金の請求手続に関する規定を準用します。

## 15. 在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第25条（在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

この特約による在宅療養給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 16. 特約の更新

### 第26条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。

- この特約が更新された場合には、在宅療養給付金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、在宅療養給付金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 17. 主約款の準用

### 第27条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 18. 中途付加の場合の取扱

### 第28条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期  
在宅療養給付金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 19. 主たる被保険者が死亡した場合の取扱

### 第29条（主たる被保険者が死亡した場合の取扱）

この特約の被保険者の型が夫婦型の場合において、主たる被保険者が死亡したことによりこの特約が消滅したときは、主約款の主たる被保険者が死亡した場合の取扱に関する規定を準用して、配偶者を主たる被保険者とするこの特約の締結を主契約の締結と同時に取り扱います。

## 20. 特別取扱

### 第30条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）
- 在宅療養給付金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経

過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。

(5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第28条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
在宅療養給付金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 在宅療養給付金の受取人の印鑑証明書 (4) 主たる被保険者の戸籍抄本 (5) その被保険者の戸籍抄本 (6) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条、第13条、 第14条、第16条、 第20条
在宅療養給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 在宅療養給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第22条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## ガン死亡保障特約条項

1. 総則	530
第1条 (特約の締結)	530
第2条 (特約の責任開始期)	530
第3条 (特約のガン給付責任開始期)	530
第4条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	530
第5条 (特約の被保険者)	530
2. ガンの定義および診断確定	530
第6条 (ガンの定義および診断確定)	530
3. 特約保険金の支払	530
第7条 (特約保険金の支払)	530
4. 特約保険料の払込免除	531
第8条 (特約保険料の払込免除)	531
第9条 (特約保険料の払込を免除しない場合)	531
5. 告知義務および告知義務違反による解除	531
第10条 (告知義務)	531
第11条 (告知義務違反による解除)	532
第12条 (特約を解除できない場合)	532
6. 特約の無効	532
第13条 (ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効)	532
7. 重大事由による解除	533
第14条 (重大事由による解除)	533
8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	533
第15条 (特約保険料の払込)	533
第16条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	534
第17条 (特約の失効および消滅)	534
9. 特約の復活	534
第18条 (特約の復活)	534
10. 特約内容の変更	534
第19条 (ガン死亡保険金額の減額)	534
第20条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	534
第21条 (会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更)	535
第22条 (遺言によるガン死亡保険金受取人の変更)	535
11. 特約の解約および解約返戻金	535
第23条 (特約の解約)	535
第24条 (解約返戻金)	535
12. 保険金の受取人による特約の存続	535
第25条 (保険金の受取人による特約の存続)	535
13. 契約者配当	536
第26条 (契約者配当)	536
14. ガン死亡保険金受取人の代表者	536
第27条 (ガン死亡保険金受取人の代表者)	536
15. 請求手続	536
第28条 (請求手続)	536
16. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	536
第29条 (特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	536
17. 特約の更新	537
第30条 (特約の更新)	537
18. 主約款の準用	537
第31条 (主約款の準用)	537
19. 中途付加の場合の取扱	537
第32条 (中途付加の場合の取扱)	537
20. 特別取扱	537
第33条 (死亡保障特約が同時に付加されている場合の取扱)	537
第34条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	537
別表1 請求書類	539

## ガン死亡保障特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - ガン死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
  - ガン死亡保険金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約のガン給付責任開始期）

- ガン死亡保険金およびガン高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
- この特約のガン給付責任開始期は、主契約のガン給付責任開始期と同一とします。

#### 第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第5条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

### 2. ガンの定義および診断確定

#### 第6条（ガンの定義および診断確定）

- この特約において「ガン」とは、主約款の別表2に定める悪性新生物をいいます。
- ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

### 3. 特約保険金の支払

#### 第7条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、この特約の保険金を支払います。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン死亡保険金	この特約の被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金額	ガン死亡保険金受取人
ガン高度障害保険金	この特約の被保険者がこの特約のガン給付責任開始期以後に初めて診断確定されたガンを直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約のガン給付責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約のガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンを原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	ガン死亡保険金額と同額	この特約の被保険者

- この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表3に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、ガン高度障害保険金が支払われない場合でも、

この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。

3. ガン高度障害保険金が支払われた場合には、この特約の被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
4. ガン死亡保険金を支払う前にガン高度障害保険金の請求を受け、ガン高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、ガン死亡保険金を支払いません。また、ガン死亡保険金を支払った場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約のガン死亡保険金受取人（ガン死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約のガン高度障害保険金の受取人とします。
6. この特約のガン高度障害保険金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

## 4. 特約保険料の払込免除

### 第8条（特約保険料の払込免除）

1. この特約の被保険者が次のいずれかに該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに次のいずれかに該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
  - (1) この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病を原因として、高度障害状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害またはガン以外の疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。
  - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表5に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（主約款の別表4に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害もしくはガン以外の疾病を原因として高度障害状態に該当した場合またはこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の保険料の払込を免除した後は、ガン死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
4. 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

### 第9条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の保険料の払込を免除しない場合については、主約款の保険料の払込を免除しない場合に関する規定を準用します。

## 5. 告知義務および告知義務違反による解除

### 第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知を妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実に特約保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことにより特約保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかつたとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 特約の無効

### 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）

1. この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から第3条（特約のガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - (1) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第15条（特約保険料の払込）第5項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - (3) 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されてい

たときは、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 7. 重大事由による解除

### 第14条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、この特約の被保険者（ガン死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）またはガン死亡保険金受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的または他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約保険金の受取人のみであり、かつ、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者、ガン死亡保険金受取人または主約款に定める指定代理請求人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 8. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第15条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約保

険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を特約保険金から差し引きます。

4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約のガン死亡保険金額が減額されたとき
  - (4) 第13条（ガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき

#### **第16条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

1. 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本条において同じ。）を特約保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。

#### **第17条（特約の失効および消滅）**

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
  - (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
  - (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

### **9. 特約の復活**

#### **第18条（特約の復活）**

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

### **10. 特約内容の変更**

#### **第19条（ガン死亡保険金額の減額）**

1. 保険契約者は、将来に向かって、ガン死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のガン死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、ガン死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約のガン入院給付金日額が減額され、ガン死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、ガン死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、ガン死亡保険金額の減額については、主約款のガン入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

#### **第20条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）**

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

#### **第21条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）**

1. 保険契約者またはその承継人は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前のガン死亡保険金受取人にガン死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後のガン死亡保険金受取人からガン死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. ガン死亡保険金の支払事由の発生以前にガン死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人をガン死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、ガン死亡保険金受取人になった者のうち生存している他のガン死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定によりガン死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

#### **第22条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）**

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、ガン死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、ガン死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項のガン死亡保険金受取人の変更は、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言によるガン死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. ガン死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

### **11. 特約の解約および解約返戻金**

#### **第23条（特約の解約）**

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

#### **第24条（解約返戻金）**

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

### **12. 保険金の受取人による特約の存続**

#### **第25条（保険金の受取人による特約の存続）**

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくはこの特約の被保険者の親族またはこの特約の被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

## 13. 契約者配当

### 第26条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 14. ガン死亡保険金受取人の代表者

### 第27条（ガン死亡保険金受取人の代表者）

1. ガン死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他のガン死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、ガン死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

## 15. 請求手続

### 第28条（請求手続）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者およびガン死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員をこの特約の被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、ガン死亡保険金またはガン高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
  - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、ガン高度障害保険金の受取人がガン高度障害保険金を請求できないときは、次の者が、ガン高度障害保険金の受取人の代理人としてガン高度障害保険金を請求することができます。ただし、ガン高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
  - (1) 主契約において指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
  - (2) 前号に該当する者がいない場合には、ガン死亡保険金受取人（ガン高度障害保険金の請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしているガン死亡保険金受取人に限ります。）
5. 前項の規定により、ガン高度障害保険金の受取人の代理人がガン高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、ガン高度障害保険金がガン高度障害保険金の受取人の代理人に支払われた場合には、その支払後にガン高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

## 16. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第29条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

特約保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款のガン入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 17. 特約の更新

### 第30条（特約の更新）

- 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
- この特約が更新された場合には、特約保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
- 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 18. 主約款の準用

### 第31条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 19. 中途付加の場合の取扱

### 第32条（中途付加の場合の取扱）

- 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - 責任開始期**  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - ガン給付責任開始期**  
特約保険金については、会社は、中途付加日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
  - 保険期間および保険料払込期間**  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - 保険料の計算**  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。
- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 20. 特別取扱

### 第33条（死亡保障特約が同時に付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、死亡保障特約が同時に付加されている場合、この特約のガン死亡保険金受取人は、死亡保障特約の死亡保険金受取人と同一とし、第21条（会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更）および第22条（遺言によるガン死亡保険金受取人の変更）は適用しません。

### 第34条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）

- (3) 特約保険金については、会社は、前号に定める責任開始期の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。
- (4) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。
- (5) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。

2. 前項の取扱が行われる場合には、第32条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
ガン死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）	第7条
ガン高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) ガン高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第7条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第11条、第14条、 第15条、第17条、 第19条、第23条
ガン死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第19条
会社への通知によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第21条
遺言によるガン死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第22条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第25条
ガン高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) ガン死亡保険金受取人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者またはガン死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第28条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		



## 死亡保障特約条項

1. 総則	542
第1条 (特約の締結)	542
第2条 (特約の責任開始期)	542
第3条 (特約の保険期間および保険料払込期間)	542
第4条 (特約の被保険者)	542
2. 特約保険金の支払	542
第5条 (特約保険金の支払)	542
第6条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	543
3. 特約保険料の払込免除	544
第7条 (特約保険料の払込免除)	544
第8条 (特約保険料の払込を免除しない場合)	544
第9条 (特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)	544
4. 告知義務および告知義務違反による解除	544
第10条 (告知義務)	544
第11条 (告知義務違反による解除)	544
第12条 (特約を解除できない場合)	545
5. 重大事由による解除	545
第13条 (重大事由による解除)	545
6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅	546
第14条 (特約保険料の払込)	546
第15条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)	546
第16条 (特約の失効および消滅)	546
7. 特約の復活	547
第17条 (特約の復活)	547
8. 特約内容の変更	547
第18条 (死亡保険金額の減額)	547
第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)	547
第20条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)	547
第21条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)	547
9. 特約の解約および解約返戻金	547
第22条 (特約の解約)	547
第23条 (解約返戻金)	548
10. 保険金の受取人による特約の存続	548
第24条 (保険金の受取人による特約の存続)	548
11. 契約者配当	548
第25条 (契約者配当)	548
12. 死亡保険金受取人の代表者	548
第26条 (死亡保険金受取人の代表者)	548
13. 請求手続	548
第27条 (請求手続)	548
14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	549
第28条 (特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等)	549
15. 特約の更新	549
第29条 (特約の更新)	549
16. 主約款の準用	549
第30条 (主約款の準用)	549
17. 中途付加の場合の取扱	549
第31条 (中途付加の場合の取扱)	549
18. 特別取扱	550
第32条 (主契約がガン保険の場合の取扱)	550
第33条 (主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱)	550
19. 契約内容の登録	551
第34条 (契約内容の登録)	551
別表1 請求書類	552

## 死亡保障特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券には次の各号の事項を記載します。
  - この特約の名称
  - 死亡保険金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
  - 死亡保険金額

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

#### 第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。

#### 第4条（特約の被保険者）

この特約における被保険者は、保険証券の被保険者欄に本人として記載されている者とします。

### 2. 特約保険金の支払

#### 第5条（特約保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、死亡保険金および高度障害保険金（以下「特約保険金」といいます。）を支払います。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
死亡保険金	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	<p>この特約の被保険者が次のいずれかにより死亡したとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内のこの特約の被保険者の自殺</p> <p>(2) 保険契約者の故意</p> <p>(3) 死亡保険金受取人の故意。ただし、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。</p>

名称	支払事由	支 払 額	受 取 人	支払事由に該当しても特約保険金を支 払わない場合
高度障害保険金	この特約の被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表2に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めることにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病（この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡保険金額と同額	この特約の被保険者	この特約の被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) この特約の被保険者の故意

2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
3. この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、この特約の死亡保険金を支払います。
4. この特約の被保険者が、この特約の保険期間満了日において、主約款の別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
5. 高度障害保険金が支払われた場合には、この特約の被保険者が高度障害状態に該当した時からこの特約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 第1項の「支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合」に該当したことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人がこの特約の被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人がこの特約の死亡保険金の一部の受取人であるときは、この特約の死亡保険金が支払われない部分にかかるこの特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させたことによりこの特約の死亡保険金が支払われない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
8. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者がこの特約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）である場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をこの特約の高度障害保険金の受取人とします。
9. この特約の高度障害保険金の受取人は、第1項および前項に定める者以外に変更することはできません。

## 第6条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. この特約の被保険者が戦争その他の変乱により死亡しました高度障害状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により死亡しました高度障害状態に該当したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約に責任準備金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、この特約の第1回保険料が払い込まれていない場合には、この特約の責任準備金の支払はありません。

### 3. 特約保険料の払込免除

#### 第7条（特約保険料の払込免除）

1. この特約の被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（主約款の別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態（主約款の別表3に定める障害状態をいい、主約款の備考に定めるところにより認定します。以下同じ）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、この特約の責任開始期前に既に生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. この特約の被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、その傷害について、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたときは、その傷害はこの特約の責任開始期以後に発生したものとみなします。
4. この特約の保険料の払込を免除した後は、死亡保険金額の減額の取扱は行いません。
5. 前4項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

#### 第8条（特約保険料の払込を免除しない場合）

この特約の被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、この特約の保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者、この特約の被保険者または主契約の被保険者の故意または重大な過失
- (2) この特約の被保険者または主契約の被保険者の犯罪行為
- (3) この特約の被保険者または主契約の被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) この特約の被保険者または主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) この特約の被保険者または主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

#### 第9条（特約保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

### 4. 告知義務および告知義務違反による解除

#### 第10条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者またはこの特約の被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

#### 第11条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者またはこの特約の被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由

の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者またはこの特約の被保険者が証明したときは、特約保険金の支払または保険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

#### 第12条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知を妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者またはこの特約の被保険者が第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者またはこの特約の被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

### 5. 重大事由による解除

#### 第13条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、この特約の被保険者（死亡保険金の場合はこの特約の被保険者を除きます。）または死亡保険金受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的または他人にこの特約の特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
  - (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
  - (3) 保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、特約保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が特約保険金の受取人のみであり、かつ、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険

金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下本項において同じ。) の支払または保険料の払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この特約の被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によりこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 6. 特約保険料の払込・特約の失効および消滅

### 第14条（特約保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、会社は、この特約に解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。ただし、払い込まれない保険料が第1回保険料の場合には、この特約は無効とし、この特約の責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
3. 保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本項において同じ。）が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後末日まで（払い込まれない保険料が第1回保険料の場合は、主約款に定める第1回保険料の払込期間満了日までとします。）に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を特約保険金から差し引きます。
4. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。
5. 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - (1) この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - (2) この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - (3) この特約の死亡保険金額が減額されたとき

### 第15条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 猶予期間中に特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料（主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。以下本項において同じ。）を特約保険金から差し引きます。
2. 前項の場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、特約保険金を支払いません。

### 第16条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。この場合、次に定めるところによります。
  - (1) 主契約の解約返戻金が支払われるとき  
この特約に解約返戻金があるときは、会社は、その解約返戻金を保険契約者に支払います。

- (2) 主契約の責任準備金が支払われるとき  
この特約に責任準備金があるときは、会社は、その責任準備金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約の解約返戻金または責任準備金がいずれも支払われないとき  
この特約の解約返戻金または責任準備金は支払いません。

## 7. 特約の復活

### 第17条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 8. 特約内容の変更

### 第18条（死亡保険金額の減額）

1. 保険契約者は、将来に向かって、死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の死亡保険金額が会社の定める金額を下まわる場合には、会社は、死亡保険金額の減額は取り扱いません。
2. 主契約の疾病入院給付金日額が減額され、死亡保険金額が会社の定める金額をこえるにいたったときは、死亡保険金額を会社の定める金額まで減額します。
3. 前2項のほか、死亡保険金額の減額については、主約款の疾病入院給付金日額の減額に関する規定を準用します。

### 第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

1. この特約のみの保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。
2. 主契約の保険期間または保険料払込期間が変更される場合には、この特約の保険期間または保険料払込期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。
3. 前2項のほか、この特約の保険期間または保険料払込期間の変更については、主約款の保険期間または保険料払込期間の変更に関する規定を準用します。

### 第20条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、この特約の被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
3. 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

### 第21条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、この特約の被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡保険金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

## 9. 特約の解約および解約返戻金

### 第22条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第23条（解約返戻金）

1. 主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合、この特約の解約返戻金は、次の各号のとおり計算します。
  - (1) 保険料払込中の特約  
この特約の保険料の払込年月数により計算します。ただし、この特約の保険料払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、既に払い込まれたこの特約の保険料のその払込期月における主契約の契約日の応当日（既に払い込まれたこの特約の保険料が第1回保険料の場合は主契約の契約日）から次回の払込期月における主契約の契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間のこの特約の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の解約返戻金と同額とします。
  - (2) 前号以外の特約  
この特約の経過年月数により計算します。
2. 前項以外の場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込中の特約についてはその払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。
3. 第1項の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 10. 保険金の受取人による特約の存続

### 第24条（保険金の受取人による特約の存続）

1. 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくはこの特約の被保険者の親族またはこの特約の被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その保険金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、保険金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

## 11. 契約者配当

### 第25条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 死亡保険金受取人の代表者

### 第26条（死亡保険金受取人の代表者）

1. 死亡保険金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、死亡保険金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対しても効力を有します。

## 13. 請求手続

### 第27条（請求手続）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員をこの特約の被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体がこの特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいず

れかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害保険金の受取人が高度障害保険金を請求できないときは、死亡保険金受取人（高度障害保険金の請求時において、この特約の被保険者と同居し、または、この特約の被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人に限ります。）が高度障害保険金の受取人の代理人として高度障害保険金を請求することができます。ただし、高度障害保険金の受取人が法人である場合を除きます。
5. 前項の規定により、死亡保険金受取人が高度障害保険金を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
6. 前2項の規定により、高度障害保険金が死亡保険金受取人に支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

## 14. 特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

### 第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

特約保険金および解約返戻金等の支払の時期および場所等については、主約款の疾病入院給付金および解約返戻金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。

## 15. 特約の更新

### 第29条（特約の更新）

1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
2. この特約が更新された場合には、特約保険金の支払に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
3. 第1項ただし書きの規定によりこの特約が更新されない場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加します。この場合、特約保険金の支払に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

## 16. 主約款の準用

### 第30条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 17. 中途付加の場合の取扱

### 第31条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、この特約の被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期  
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
    - ① 中途付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料および所定の金額を受け取った場合  
第1回保険料および所定の金額を受け取った時
    - ② この特約の第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
第1回保険料相当額および所定の金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険期間および保険料払込期間  
この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めます。
  - (3) 保険料の計算  
この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日）におけるこの特約の被保険者の年齢を基準にして計算します。

- この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

## 18. 特別取扱

### 第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）

- この特約の被保険者が、告知（復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本条において同じ。）時以前または告知時から主約款第2条（ガン給付責任開始期）に規定するガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約者またはこの特約の被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかくわらず、この特約は無効とします。
- 前項の場合、既に払い込まれたこの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額（この特約に関する部分に限ります。）および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料とします。）は次のように取り扱います。
  - 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者がともに知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。
  - 告知時以前に、この特約の被保険者がガンと診断確定されていた事実を、保険契約者およびこの特約の被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。ただし、会社が無効の原因を知った日にこの特約の解約返戻金（会社が無効の原因を知った日に、第4項第4号に定めるこの特約の保険料があるときは、その保険料を含みます。）があるときは、これを保険契約者に支払います。
  - 告知時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにこの特約の被保険者がガンと診断確定されたときは、保険契約者に払い戻します。
- 第1項の適用がある場合には、第11条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- この特約がガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
  - 第5条（特約保険金の支払）第1項表中、高度障害保険金の支払事由欄の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
  - 第5条（特約保険金の支払）第4項の適用に際しては、「別表2」を「別表3」と読み替えます。
  - 第7条（特約保険料の払込免除）第1項の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と、「別表3」を「別表4」とそれぞれ読み替えます。
  - 第14条（特約保険料の払込）第5項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- 保険料払込方法（回数）が年払または半年払の特約が、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する主契約の契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応するこの特約の保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応するこの特約の保険料）を保険契約者に払いもどします。ただし、本項の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
  - この特約が消滅したとき。ただし、保険契約者の故意によるこの特約の被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
  - この特約の保険料の払込が免除されたとき
  - この特約の死亡保険金額が減額されたとき
  - 第32条（主契約がガン保険の場合の取扱）第2項第2号の規定により既に払い込まれたこの特約の保険料が払い戻されないとき
- 第18条（死亡保険金額の減額）第2項および第3項の適用に際しては、「疾病入院給付金日額」を「ガン入院給付金日額」と読み替えます。
- 第28条（特約保険金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）の適用に際しては、「疾病入院給付金」を「ガン入院給付金」と読み替えます。

### 第33条（主契約の更新の際にこの特約を付加する場合の取扱）

- 保険契約者は、会社の承諾を得て、主契約の更新の際にこの特約を締結して主契約に付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
  - 保険契約者（告知については被保険者を含みます。）は、主契約の更新日前までに、この特約の付加の申込およびこの特約の被保険者に関する告知を行うことを要します。
  - 会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。
    - この特約の締結を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料を受け取ったときは更新日）
    - この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の締結を承諾した場合

- 第1回保険料相当額を受け取った時（主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取ったときは更新日）  
(3) この特約の保険料は、主契約の更新日における主たる被保険者の年齢を基準にして計算します。  
(4) この特約を付加したときは、保険証券に表示します。
2. 前項の取扱が行われる場合には、第31条（中途付加の場合の取扱）の規定は適用しません。

## 19. 契約内容の登録

### 第34条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
  - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
  - (2) 死亡保険金の金額
  - (3) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じ。）
  - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

**別表1 請求書類**

項 目	提 出 書 類	該当条文
死亡保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）	第5条
高度障害保険金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第5条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条、第6条、 第11条、第13条、 第14条、第16条、 第22条
死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第18条
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第20条
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第21条
保険金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書	第24条
高度障害保険金の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 死亡保険金受取人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 被保険者または死亡保険金受取人の健康保険証の写し	第27条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## 保険料払込免除特約条項

1. 総則	554	別表 1 請求書類	560
第1条 (特約の締結)	554	別表 2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義	560
第2条 (特約の責任開始期)	554	別表 3 対象となる特定障害状態	561
2. 保険料の払込免除	554	備考〔別表 3〕	562
第3条 (保険料の払込免除)	554	別表 4 要介護状態	579
3. 保険料の払込を免除しない場合	554	備考〔別表 4〕	579
第4条 (保険料の払込を免除しない場合)	554	備考 1. 薬物依存	580
第5条 (戦争その他の変乱の場合の特例)	555		
4. この特約を付加した場合の保険料	555		
第6条 (この特約を付加した場合の保険料)	555		
5. 告知義務・告知義務違反による解除	555		
第7条 (告知義務)	555		
第8条 (告知義務違反による解除)	555		
第9条 (特約を解除できない場合)	555		
6. 重大事由による解除	556		
第10条 (重大事由による解除)	556		
7. 特約の失効および消滅	556		
第11条 (特約の失効および消滅)	556		
8. 特約の復活および復旧	556		
第12条 (特約の復活)	556		
第13条 (特約の復旧)	556		
9. 特約の解約	556		
第14条 (特約の解約)	556		
10. 解約返戻金および責任準備金	556		
第15条 (解約返戻金および責任準備金)	556		
11. 契約者配当	557		
第16条 (契約者配当)	557		
12. 請求手続	557		
第17条 (請求手続)	557		
13. 主約款の準用	557		
第18条 (主約款の準用)	557		
14. 特別取扱	557		
第19条 (中途付加の場合の取扱)	557		
第20条 (この特約を付加した場合における主約款に定める保険料の払込免除の請求手続に関する取扱)	557		
第21条 (主契約が収入保障保険等の場合の取扱)	557		
第22条 (主契約が医療保険の場合の取扱)	558		
第23条 (主契約がガン保険の場合の取扱)	558		
第24条 (主契約が新医療保険の場合の取扱)	558		
第25条 (主契約が新ガン保険の場合の取扱)	558		
第26条 (主契約が新医療保険 $\alpha$ の場合の取扱)	558		
第27条 (主契約が新ガン保険 $\alpha$ の場合の取扱)	559		
第28条 (主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱)	559		
第29条 (主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱)	559		
第30条 (主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱)	559		
第31条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	559		
第32条 (主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱)	559		

## 保険料払込免除特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

#### 第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

### 2. 保険料の払込免除

#### 第3条（保険料の払込免除）

- 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、次のいずれかに該当した場合（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに該当した場合には、その払込期月）以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
  - 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行なわれた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）
  - 責任開始期以後に発生した疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき
    - 急性心筋梗塞（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
    - 脳卒中（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を発病し、その疾病を直接の原因として、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
  - 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、特定障害状態（別表3に定める障害状態をい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより特定障害状態に該当したときを含みます。
  - 次の条件をすべて満たすことが医師によって診断確定されたとき
    - 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、要介護状態（別表4に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと
    - 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること
- 被保険者が責任開始期前に発生した傷害もしくは疾病を原因として特定障害状態もしくは要介護状態に該当した場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病した場合でも、その傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しい事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたときは、その傷害または疾病は責任開始期以後に発生したものとみなします。
- 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。
- 第1項の規定にかかるわらず、免除対象特約の保険料が一時払の場合には、免除対象特約の保険料の払込を免除しません。

### 3. 保険料の払込を免除しない場合

#### 第4条（保険料の払込を免除しない場合）

- 被保険者が次のいずれかにより特定障害状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
  - 保険契約者の故意

- (2) 被保険者の故意
2. 被保険者が次のいずれかにより要介護状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - (2) 被保険者の犯罪行為
  - (3) 被保険者の薬物依存(備考1に定めるところによります。)
3. 前条第1項第1号に該当した場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2の表2中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後)、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。

#### 第5条(戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が戦争その他の変乱により特定障害状態または要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により特定障害状態または要介護状態に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

### 4. この特約を付加した場合の保険料

#### 第6条(この特約を付加した場合の保険料)

1. この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。
2. 前項の規定にかかわらず、保険料払込方法が一時払の免除対象特約の場合、この特約を付加した場合の保険料は適用しません。

### 5. 告知義務・告知義務違反による解除

#### 第7条(告知義務)

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活
- (3) 特約の復旧

#### 第8条(告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

#### 第9条(特約を解除できない場合)

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者(保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。)が、保険契約者または被保険者が第7条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき

- (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 6. 重大事由による解除

### 第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 7. 特約の失効および消滅

### 第11条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
  - (1) 主契約が消滅した場合
  - (2) 主契約が払済保険または延長保険へ変更された場合
  - (3) 主契約または免除対象特約の保険期間または保険料払込期間が変更され、会社の定める範囲外となった場合
  - (4) 免除対象特約に自動更新特約が付加された場合

## 8. 特約の復活および復旧

### 第12条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行ないます。

### 第13条（特約の復旧）

1. この特約が第11条（特約の失効および消滅）第2項第2号の規定により消滅した場合で、主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

## 9. 特約の解約

### 第14条（特約の解約）

1. 保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かつてこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 10. 解約返戻金および責任準備金

### 第15条（解約返戻金および責任準備金）

この特約については、解約返戻金および責任準備金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約返戻金および責任準備金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

## 11. 契約者配当

### 第16条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 12. 請求手続

### 第17条（請求手続）

1. この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 保険契約者と被保険者が同一で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、次の者が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができます。
  - (1) 請求時において、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者
    - ① 保険契約者と同居している保険契約者の3親等内の親族
    - ② 保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族
4. 前項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求するときは、特別な事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。

## 13. 主約款の準用

### 第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

## 14. 特別取扱

### 第19条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 責任開始期
 

会社は、次に定める時からこの特約の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。

    - ① 中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合  
会社の定める金額を受け取った時
    - ② 会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合  
会社の定める金額を受け取った時（この特約の被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
  - (2) 保険料の計算
 

この特約を中途付加した場合の主契約および免除対象特約の保険料は、それぞれ会社の定めるところにより計算した保険料に改めます。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

### 第20条（この特約を付加した場合における主約款に定める保険料の払込免除の請求手続に関する取扱）

この特約を付加した保険契約（主契約が新医療保険、新ガン保険、新医療保険αまたは新ガン保険αである場合を除きます。）に主約款に定める保険料の払込免除の事由が生じた場合には、その保険料の払込免除の請求についても第17条（請求手続）第3項および第4項の規定を準用して、保険契約者の代理人が保険料の払込免除の請求をすることができるものとします。

### 第21条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の収入保障年金または高度障害年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅

します。

- (2) 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

## 第22条（主契約が医療保険の場合の取扱）

この特約が医療保険に付加されている場合、この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。

## 第23条（主契約がガン保険の場合の取扱）

この特約がガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 主約款の請求手続に関する規定の第3項に定める指定代理請求人が指定されている場合、第17条（請求手続）第3項の適用に際しては、その指定代理請求人（ただし、主約款の請求手続に関する規定の第4項の定めを満たす者であることを要します。）が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができるものとします。
- (3) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

## 第24条（主契約が新医療保険の場合の取扱）

1. この特約が新医療保険に付加されている場合、第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

### 第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

2. この特約が付加されている新医療保険に、新ガン診断給付特約が同時に付加されている場合、新ガン診断給付特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に関する規定により新ガン診断給付特約が無効となり、保険契約者に新ガン診断給付特約の保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

## 第25条（主契約が新ガン保険の場合の取扱）

この特約が新ガン保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

### 第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

- (2) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

## 第26条（主契約が新医療保険 $\alpha$ の場合の取扱）

1. この特約が新医療保険 $\alpha$ に付加されている場合、第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

### 第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

2. この特約が付加されている新医療保険 $\alpha$ に、ガン診断給付特約 $\alpha$ が同時に付加されている場合、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効に関する規定によりガン診断給付特約 $\alpha$ が無効となり、保険契約者にガン診断給付特約 $\alpha$ の保険料が払い戻されるときは、この特約が付加され

た以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

### 第27条（主契約が新ガン保険αの場合の取扱）

この特約が新ガン保険αに付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第17条（請求手続）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第17条（請求手続）

この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

- (2) 主約款または免除対象特約の特約条項のガン給付責任開始期前のガン診断確定による無効の規定により、主契約または免除対象特約が無効となった場合において、保険契約者に保険料が払い戻されるときは、この特約が付加された以後に払い込まれた保険料については、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料を払い戻すものとします。

### 第28条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合において、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を適用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

### 第29条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合、主約款第1条（積立金および積立利率）に定める積立金の金額はこの特約を付加しない場合と同額とします。

### 第30条（主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に、リビング・ニーズ特約が同時に付加されており、かつ、リビング・ニーズ特約条項の請求手続に関する規定の第2項に定める指定代理請求人が指定されている場合、第17条（請求手続）第3項の適用に際しては、その指定代理請求人（ただし、リビング・ニーズ特約条項の請求手続に関する規定の第3項の定めを満たす者であることを要します。）が保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができるものとします。

### 第31条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合には、次に定めるところによります。

- (1) 契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた悪性新生物を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第1号に定める保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は保険料の払込を免除しません。ただし、その後（特定部位に生じた悪性新生物については特定期間満了後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、新たに罹患した悪性新生物を責任開始期前を含めて初めて罹患したものとみなして、保険料の払込を免除します。
- (2) 契約日からその日を含めて特定期間内に特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限りません。）または疾病（特別条件特約条項別表1に定める特定感染症を除きます。）を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第2号から第4号までに定めるいずれかの保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

### 第32条（主契約が無解約返戻金型遅減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型遅減定期保険に付加されている場合には、保険契約者が被保険者と同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がこの特約の保険料の払込免除を代理請求できるものとします。この場合、第17条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書	第3条
保険料の払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 保険契約者の代理人の戸籍抄本 (5) 保険契約者の代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (7) 会社所定の様式による医師の診断書 (8) 保険契約者または保険契約者の代理人の健康保険証の写し	第17条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

**別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義**

1. 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものとします。

**表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義**

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特長付けられる疾患（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

**表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード**

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物	C 15～C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30～C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物（C 43～C 44）のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64～C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69～C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97
	虚血性心疾患（I 20～I 25）のうち、 ・急性心筋梗塞	I 21
	・再発性心筋梗塞	I 22
	3. 脳卒中	I 60 I 61 I 63

2. 上記1. 表2の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

**別表3 対象となる特定障害状態**

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表（平成13年1月6日現在）の障害等級1級に定める程度の障害の状態（下表）にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

- 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 備考【別表3】

1. 眼の障害（視力障害）
  - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - b. 「両眼の視力の和」とは、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
  - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、特定障害状態に該当したものとは認めません。
2. 耳の障害（聴力障害）
  - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
  - b. 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$1/4(a + 2b + c)$$
の値をいいます。
3. 上肢の障害
  - a. 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節（肩関節・ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
    - (1) 不良肢位で強直しているもの
    - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
    - (3) 筋力が著減または消失しているもの
  - b. 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
  - c. 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。
4. 下肢の障害
  - 「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当するものをいいます。
    - (1) 不良肢位で強直しているもの
    - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
    - (3) 筋力が著減または消失しているもの
5. 体幹の障害
  - a. 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいいます。
  - b. 「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がりせず、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害をいいます。
6. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害
  - 「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
    - (1) 一上肢および一下肢の用を全く廃したもの。「用を全く廃したもの」とは、日常動作のすべてが一人で全くできない場合、またはこれに近い状態をいいます。
    - (2) 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。
7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状
  - 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものをいい、「前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状」を疾患別に例示すると以下のとおりです。なお、以下のc.腎疾患、d.肝疾患、およびe.血液・造血器疾患で使用する〔一般状態区分表〕は、次のとおりです。

#### 〔一般状態区分表〕

- ①無症状で社会活動ができる、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- ②軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- ③歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- ④身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
- ⑤身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

## a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のI型（広汎空洞型）またはII型（非広汎空洞型）であるもの ②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のIII型（不安定非空洞型）で病巣の拡がりが3（大）であるもの
じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とするもの ②下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ.またはオ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%以下のもの ③いかなる負荷にも耐え得ないもの
肺機能障害	①活動能力の程度が下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ.またはオ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a) 予測肺活量一秒率が20%以下のもの (b) 下記の〔動脈血ガス分析値表I〕に示す高度の異常があるもの ②いかなる負荷にも耐え得ないもの
〔呼吸器疾患活動能力区分表〕	
ア. 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる イ. 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる ウ. 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける エ. ゆっくりでも少し歩くと息切れがする オ. 息苦しくて身のまわりのこともできない	
〔動脈血ガス分析値表I〕	
①動脈血O <sub>2</sub> 分圧 55 (mmHg) 以下 ②動脈血CO <sub>2</sub> 分圧 60 (mmHg) 以上	

## b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がオ.またはエ.に該当し、かつ、下記の〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの
〔心臓疾患重症度区分表〕
ア. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの イ. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの ウ. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの エ. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの オ. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの
〔心臓疾患検査所見等表〕
①明らかな器質的雑音が認められるもの ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの ③胸部X線所見で、肺野の高度うつ血所見のあるもの ④心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの ⑤心電図で、脚ブロック所見のあるもの ⑥心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの ⑦心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの ⑧心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの ⑨心電図で、S Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの ⑩心電図で、第III誘導およびV <sub>1</sub> 以外の誘導のTが逆転した所見があるもの ⑪心臓ペースメーカーを装着したもの ⑫人工弁を装着したもの

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの

〔腎疾患臨床所見区分表Ⅰ〕

- ①尿毒症性心包炎
- ②尿毒症性出血傾向
- ③尿毒症性中枢神経症状

〔腎疾患検査所見区分表Ⅰ〕

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ①内因性クレアチニンクリアランス値 | 10 (ml／分) 未満  |
| ②血清クレアチニン濃度       | 8 (mg／dl) 以上  |
| ③血液尿素窒素           | 80 (mg／dl) 以上 |

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの

②下記の〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか2系列以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表Ⅰ〕

- ①高度の腹水が存続するもの
- ②意識障害発作を繰り返すもの
- ③胆道疾患で発熱が頻発するもの

〔肝機能異常度指表Ⅰ〕

検査 系列	検査項目	単位	異常	高度 異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	ICG (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

(注) 1系列の検査成績が異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が異常または高度異常を示すものとし、1系列の検査成績が高度異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が高度異常を示すものとする。

## e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	<p>①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕のア.からエ.までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの</p> <p>②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕のア.に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの</p>
	<p>〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅰ〕</p> <p>①治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</p> <p>②輸血をひんぱんに必要とするもの</p> <p>〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅰ〕</p> <p>ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 血色素量が6.0g/dl未満のもの</p> <p>(b) 赤血球数が200万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 白血球数が1500/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(b) 顆粒球数が500/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 有核細胞が2万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(b) 巨核球数が15/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(c) リンパ球が60%以上のもの</p> <p>(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が10以上のもの</p>
出血傾向群 (注1)	<p>高度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅰ〕のうち、1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの</p>
	<p>〔出血傾向群検査所見区分表Ⅰ〕</p> <p>①出血時間(デューク法)が10分以上のもの</p> <p>②凝固時間(リー・ホワイト法)が30分以上のもの</p> <p>③血小板数が3万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p>
造血器腫瘍群 (注2)	<p>下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅰ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの</p>
	<p>〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅰ〕</p> <p>①発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいものの</p> <p>②輸血をひんぱんに必要とするもの</p> <p>③急性転化の症状を示すもの</p> <p>〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅰ〕</p> <p>①病的細胞が出現しているもの</p> <p>②末梢血液中の赤血球数が200万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>③末梢血液中の血小板数が1万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>⑥C反応性タンパク(CRP)の陽性のもの</p> <p>⑦乳酸脱水素酵素(LDH)の上昇を示すもの</p>

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表I〕の全てに該当しているもの

〔悪性新生物検査所見区分表I〕

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| ①赤血球数    | 250 (万/mm <sup>3</sup> ) 未満 |
| ②血色素量    | 8 (g/dl) 未満                 |
| ③ヘマトクリット | 20%未満                       |
| ④総蛋白     | 4 (g/dl) 未満                 |

g. 高血圧

次の条件をほぼ満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）

- ①高い拡張期性高血圧（通常拡張期血圧が120mm/Hg以上）
- ②眼底所見で、両側性にうつ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す
- ③腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
- ④全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

8. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (1) 精神分裂病によるものにあっては、高度の欠陥状態または高度の病状があるため、高度の人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- (2) そううつ病によるものにあっては、高度の感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- (3) 非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記の(1)、(2)に準ずるもの
- (4) てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または高度の認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- (5) 中毒精神病によるものにあっては、高度の認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- (6) 器質精神病によるものにあっては、高度の認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの
- (7) 知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの

9. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合

a. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害（以下「障害等」といいます。）が2つ併存するとき  
個々の障害等について、下記の表1-1〔併合判定表〕における該当番号を求めた後、当該番号に基づき下記の表1-2〔併合認定表〕による併合番号を求め、その番号が「1号」となる場合を特定障害状態に該当したものとします。

b. 障害等が3つ以上併存するとき

下記の表1-1〔併合判定表〕に該当する障害等を対象とし、次の手順で求めた最終の併合番号が「1号」となる場合は、特定障害状態に該当したものとします。

(1) 表1-1〔併合判定表〕から各障害等についての該当番号を求める。

(2) (1)により求めた番号のうち、最も大きいものとその直近のものについて、表1-2〔併合認定表〕により、併合番号を求め、以下順次、その求めた併合番号と残りのうち最も大きいものとの組合せにより、最終の併合番号を求める。

(注) 障害等の程度が、表1-1〔併合判定表〕に明示されている場合は、上記a. またはb. で求めた併合番号の結果にかかわらず、表1-1〔併合判定表〕に明示されている番号とします。

表1-1 [併合判定表]

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2 号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	平衡機能に著しい障害を有するもの
	3	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
3 号	1	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
	3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの
	5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢をリストラン関節以上で欠くもの
4 号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
	2	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	3	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	5	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	6	一下肢を足関節以上で欠くもの
	7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
5 号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	両耳の聴力レベルが50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
6 号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	そしやく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの
	7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの
7 号	1	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50%以下のもの
	3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	6	一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
	7	両下肢の10趾の用を廃したもの
	8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	9	精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

8 号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
	2	脊柱の機能に障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	5	一下肢が5センチメートル以上短縮したもの
	6	一上肢に偽関節を残すもの
	7	一下肢に偽関節を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの
	10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の3指以上の用を廃したもの
	11	一下肢の5趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	12	精神または神経系統に労働に制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
9 号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
	3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
	5	一耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
	7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
	10	ひとさし指を併せ一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの
	12	一上肢のおや指を併せ2指の用を廃したもの
	13	一下肢の第1趾を併せ2以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	14	一下肢の5趾の用を廃したもの
10 号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	3	一耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	6	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	7	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの
	10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	一上肢のおや指の用を廃したもの
	12	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指の用を廃したもの
	14	一下肢の第1趾又は他の4趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
11 号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	一耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
	7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したもの
	8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したもの

12 号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	5	長管状骨に奇形を残すもの
	6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの
	8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの
	12	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
13 号	1	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	2	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
	3	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
	4	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
	5	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
	7	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	8	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	一下肢の第2趾の用を廃したもの
	10	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
	11	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの
	12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの

表1-2 [併合認定表]

	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
3号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
4号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	4号	4号	4号	4号	4号	4号
5号	1号	1号	1号	3号	4号	4号	5号	5号	5号	5号	5号	5号
6号	2号	2号	2号	4号	4号	4号	6号	6号	6号	6号	6号	6号
7号	2号	2号	2号	4号	4号	6号	7号	7号	7号	7号	7号	7号
8号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	7号	8号	8号	8号
9号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	8号	9号	9号	9号
10号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	8号	9号	10号	10号	10号
11号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	10号	10号
12号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	11号	12号
13号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	12号	12号

(注1) 表頭及び表側(網掛け部分)の「2号」から「13号」までの数字は、表1-1〔併合判定表〕の各番号を示します。

(注2) 表中の数字(「1号」から「12号」まで)は、併合番号を示します。

(注3) 次に掲げる障害をそれぞれ併合した場合及び次の障害と表1-1〔併合判定表〕の「5号」ないし「7号」の障害とを併合した場合は、併合の結果にかかわらず、併合番号「4号」に該当するものとみなします。

- (1) 両上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
- (2) 一上肢のおや指及び中指を基部から欠き、有効長が0のもの
- (3) 一上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

備考〔表1-1〔併合判定表〕〕

1. 眼の障害

a. 視野障害

- (1) 視野狭窄とは、白色視標によって測定された単眼の求心性視野の狭窄をいいます。
- (2) 両眼による視野欠損とは、白色視標による合同視野の欠損、すなわち、両眼で一点を注視しつつ測定した両眼視野の欠損をいいます。

b. 調節機能障害及び輻輳機能障害

「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため、複視、頭痛等の眼精疲労が生じ、読書が続けられない程度のものをいいます。

c. まぶたの欠損障害

「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいいます。

2. 耳の障害（聴力障害）

最良語音明瞭度の算出は、次によるものとします。

- (1) 検査は、録音器またはマイク付オージオメータにより、通常の会話の強さで発声し、オージオメータの音量を適当に強めたり、弱めたりして最も適した状態で行います。
- (2) 検査語は、語音弁別能力測定用語音集により、2秒から3秒に1語の割合で発声し、語音明瞭度を検査します。なお、語音聴力表は「57-A・B」とします。
- (3) 語音明瞭度は、次式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正解語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 \text{ (%)}$$

3. 鼻の障害

「鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻軟骨部の全部または大部分を欠損し、かつ、鼻呼吸障害のあるものをいいます。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- a. 「そしゃく機能に相当程度の障害を残すもの」とは、全粥または軟菜以外は摂取できない程度のものをいいます。
- b. 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、ある程度の常食は摂取できるが、そしゃくが十分でないため、食事が制限される程度のものをいいます。

6. 言語機能の障害

- a. 「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音をいいます。以下同じ。）のうち、2種が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。
- b. 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種が発音不能または極めて不明瞭なため、電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。

7. 上肢の障害

a. 機能障害

- (1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、當時固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいいます。
- (2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。
- (3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動搖関節、習慣性脱臼）をいいます。
- (4) 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (5) 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの
- ②中手指節関節または近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節、その他の指については近位指節間関節以上で欠くものをいいます。

c. 変形障害

- (1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

- (2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に変形を残すもの

②橈骨または尺骨に変形を残すもの

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

8. 下肢の障害

a. 機能障害

- (1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいいます。

- (2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。

- (3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動搖関節、習慣性脱臼）をいいます。

- (4) 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①第1趾は、末節骨の2分の1以上、他の4趾は遠位趾節間関節以上で欠くもの

②中足趾節関節または近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

- (1) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。

- (2) 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節から欠くものをいいます。

c. 変形障害

- (1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

- (2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に変形を残すもの

②脛骨に変形を残すもの（腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当します。）

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

9. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

10. 脊柱の障害

- a. 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されている程度のもの

- (2) コルセットは常時必要としないが、必要に応じて装着しなければ労働に従事することが不能な程度のもの

- b. 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の4分の3以下に制限されている程度のもの
11. 併合判定表 4号-7における「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のものをいい、これに該当する「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状」を例示すると以下のとおりです。

a. 呼吸器疾患

肺結核	<p>①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のI型もしくはII型（浄化空洞例を除く）またはIII型で病巣の拡がりが3（大）であるもの</p> <p>②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のIII型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもの</p>												
じん肺	<p>①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもの</p> <p>②胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの</p> <p>③備考〔別表3〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 a. 呼吸器疾患 に定める〔呼吸器疾患活動能力区分表〕（以下「〔呼吸器疾患活動能力区分表〕」といいます。）のウ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの</p> <p>④2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの</p> <p>⑤2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの</p>												
肺機能障害	<p>①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のウ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの</p> <p>(b) 下記の〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕に示す中程度または軽度の異常があるもの</p> <p>②2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または1段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの</p>												
〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>単位</th><th>軽度異常</th><th>中等度異常</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動脈血O<sub>2</sub>分圧</td><td>mmHg</td><td>75～66</td><td>65～56</td></tr> <tr> <td>動脈血CO<sub>2</sub>分圧</td><td>mmHg</td><td>46～50</td><td>51～59</td></tr> </tbody> </table>		検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	動脈血O <sub>2</sub> 分圧	mmHg	75～66	65～56	動脈血CO <sub>2</sub> 分圧	mmHg	46～50	51～59
検査項目	単位	軽度異常	中等度異常										
動脈血O <sub>2</sub> 分圧	mmHg	75～66	65～56										
動脈血CO <sub>2</sub> 分圧	mmHg	46～50	51～59										

b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、備考〔別表3〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 b. 心疾患 に定める〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がウ.に該当し、かつ、〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

## c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、備考〔別表3〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状に定める〔一般状態区分表〕(以下「〔一般状態区分表〕」といいます。)の③または④に該当するもの

## 〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腎不全に基づく末梢神経症
- ②腎不全に基づく消化器症状
- ③水分電解質異常
- ④腎不全に基づく精神異常
- ⑤X線上における骨異常
- ⑥腎性貧血
- ⑦代謝性アチドーシス
- ⑧重篤な高血圧症
- ⑨腎疾患に直接関連するその他の症状

## 〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| ①内因性クレアチニクリアランス値 | 10 (ml/分) 以上20 (ml/分) 未満   |
| ②血清クレアチニン濃度      | 5 (mg/dl) 以上8 (mg/dl) 未満   |
| ③血液尿素窒素          | 40 (mg/dl) 以上80 (mg/dl) 未満 |

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

## d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、備考〔別表3〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 d. 肝疾患に定める〔肝機能異常度指表Ⅰ〕(以下「〔肝機能異常度指表Ⅰ〕」といいます。)に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの  
 ②〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

## 〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腹水が1ヶ月以上存続するもの
- ②明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- ③高度の腹壁静脈怒張のあるもの

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	<p>①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア.からエ.までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア.に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p>
	<p>〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</p> <p>②輸血を時々必要とするもの</p>
出血傾向群 (注1)	<p>〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 血色素量が6.0g/dl以上9.0g/dl未満のもの</p> <p>(b) 赤血球数が200万/mm<sup>3</sup>以上300万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 白血球数が1500/mm<sup>3</sup>以上3000/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(b) 顆粒球数が500/mm<sup>3</sup>以上1000/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm<sup>3</sup>以上5万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 有核細胞が2万/mm<sup>3</sup>以上5万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(b) 巨核球数が15/mm<sup>3</sup>以上30/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>(c) リンパ球が40%以上60%未満のもの</p> <p>(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が3以上10未満のもの</p>
出血傾向群 (注2)	<p>中度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を時々輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①出血時間(デューク法)が5分以上10分未満のもの</p> <p>②凝固時間(リー・ホワイト法)が20分以上30分未満のもの</p> <p>③血小板数が3万/mm<sup>3</sup>以上5万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p>
造血器腫瘍群 (注2)	<p>下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの</p> <p>②輸血を時々必要とするもの</p> <p>③容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの</p> <p>〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①白血球数が正常化し難いもの</p> <p>②末梢血液中の赤血球数が200万/mm<sup>3</sup>以上300万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>③末梢血液中の血小板数が1万/mm<sup>3</sup>以上5万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm<sup>3</sup>以上1000/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm<sup>3</sup>以上600/mm<sup>3</sup>未満のもの</p>

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

## f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%以上70%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕の全てに該当しているもの

## 〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕

①赤血球数	250 (万/mm <sup>3</sup> ) 以上350 (万/mm <sup>3</sup> ) 未満
②血色素量	8 (g/dl) 以上10 (g/dl) 未満
③ヘマトクリット	20%以上25%未満
④総蛋白	4 (g/dl) 以上5 (g/dl) 未満

## g. 高血圧症

1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

## h. 脊柱の障害

コルセット等の装具を常時必要とし、かつ、身辺の処理等がからうじて可能な程度のもの

## i. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

- ①両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。以下同じ。）
- ②両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ③一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ④四肢の機能に障害を残すもの（「機能障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合をいいます。以下同じ。）

12. 併合判定表4号-8 「精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

- ①精神分裂病によるものにあっては、欠陥状態または病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- ②そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするもの
- ③非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記①、②に準ずるもの
- ④てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- ⑤中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- ⑥器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの
- ⑦知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に遅滞があるもの

13. 併合判定表7号-8 「身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する病状および障害状態を例示すると以下のとおりです。

## a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌がなく、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)胸部X線所見が学会分類のⅡ型（浄化空洞例のもの）のもの</li> <li>(2)胸部X線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもの</li> <li>(3)胸部X線所見が学会分類のⅣ型（安定非空洞型）で抗結核剤による化学療法を施行しているもの</li> </ul>
	②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅣ型であるもの

じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第3型のもの ②〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア.またはイ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が30%を超える40%以下のもの ③2段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの ④2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの
肺機能障害	①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア.またはイ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a)予測肺活量一秒率が30%を超える40%以下のもの (b)下記の〔動脈血ガス分析値表III〕に示す軽度の異常があるもの ②2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
〔動脈血ガス分析値表III〕	
①動脈血O <sub>2</sub> 分圧	75～66 (mmHg)
②動脈血CO <sub>2</sub> 分圧	46～50 (mmHg)

b. 心疾患

浮腫、息切れ等が出没する臨床症状があり、〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がイ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ①〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの
- ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で56%以上のもの
- ③胸部X線所見で、肺野にうっ血所見のあるもの

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表III〕に掲げる臨床症状があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表III〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの
---

〔腎疾患臨床所見区分表III〕

- ①高血圧または浮腫が常時あるもの
- ②病的顯微鏡的血尿または蛋白尿が常時あるもの

〔腎疾患検査所見区分表III〕

- ①内因性クレアチニクリアランス値 20 (ml/分) 以上50 (ml/分) 未満
- ②血清クレアチニン濃度 3 (mg/dl) 以上5 (mg/dl) 未満
- ③血液尿素窒素 25 (mg/dl) 以上40 (mg/dl) 未満

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表III〕に掲げる所見があり、かつ、〔肝機能異常度指表I〕に掲げるうち、A, B又はDのいずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの、又はC系列の検査成績が中等度の異常を示すもので、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの
--

②バイオプシー検査により、明らかな慢性活動性肝炎または肝硬変の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表III〕

- ①食欲不振、恶心、かゆみ、黄疸等の症状または所見が長期間出没するもの
- ②全身倦怠の症状が、長期間出没するもの

## e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	<p>①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ〕のア.からエ.までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p> <p>②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ〕のア.に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p>
	[難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ] <p>①治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</p> <p>②輸血を必要に応じて行うもの</p>
	[難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ] <p>ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 血色素量が9.0g/dl以上10.0g/dl未満のもの</li> <li>(b) 赤血球数が300万/mm<sup>3</sup>以上350万/mm<sup>3</sup>未満のもの</li> </ul> <p>イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 白血球数が3000/mm<sup>3</sup>以上5000/mm<sup>3</sup>未満のもの</li> <li>(b) 顆粒球数が1000/mm<sup>3</sup>以上2000/mm<sup>3</sup>未満のもの</li> </ul> <p>ウ. 末梢血液中の血小板数が5万/mm<sup>3</sup>以上10万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p> <p>エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 有核細胞が5万/mm<sup>3</sup>以上10万/mm<sup>3</sup>未満のもの</li> <li>(b) 巨核球数が30/mm<sup>3</sup>以上50/mm<sup>3</sup>未満のもの</li> <li>(c) リンパ球が20%以上40%未満のもの</li> <li>(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が3未満のもの</li> </ul>
出血傾向群 (注1)	軽度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの
[出血傾向群検査所見区分表Ⅲ] <p>①出血時間(デューク法)が3分以上5分未満のもの</p> <p>②凝固時間(リー・ホワイト法)が10分以上20分未満のもの</p> <p>③血小板数が5万/mm<sup>3</sup>以上10万/mm<sup>3</sup>未満のもの</p>	
造血器腫瘍群 (注2)	次のすべてに該当するもの <p>ア. 治療に反応するが肝脾腫を示しやすいもの</p> <p>イ. 白血球が増加しているもの</p> <p>ウ. 〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p>

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

## f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%以上80%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅲ〕の全てに該当しているもの	悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%以上80%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅲ〕の全てに該当しているもの
	[悪性新生物検査所見区分表Ⅲ] <p>①赤血球数 350(万/mm<sup>3</sup>)以上400(万/mm<sup>3</sup>)未満</p> <p>②血色素量 10(g/dl)以上12(g/dl)未満</p> <p>③ヘマトクリット 25%以上30%未満</p> <p>④総蛋白 5(g/dl)以上6(g/dl)未満</p>

g. 高血圧症

頭痛、めまい、耳鳴、手足のしびれ等の自覚症状があり、1年以上前に一過性脳虚血発作のあつたもの、眼底に著明な動脈硬化の所見を認めるもの

h. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

- ①一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ②一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ③両上肢に機能障害を残すもの
- ④両下肢に機能障害を残すもの
- ⑤一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

14. 併合判定表7号-9「精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

- ①精神分裂病によるものにあっては、欠陥状態または病状があり、人格崩壊の程度は著しくないが、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があり、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返し労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記の①、②に準ずるもの
- ④てんかんによるものにあっては、認知症は著しくないが、性格変化その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑤中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化は著しくないが、その他の異常体験等があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑥器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑦知的障害によるものにあっては、精神能力の発達に遅滞があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの

15. 併合判定表8号-12「精神または神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、以下に示す程度のものをいいます。

- ①認知症のため労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②性格変化が認められ、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③巢症状のため、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ④上記に掲げるもののほか、脳の器質障害により、労働に制限を加えることを必要とするもの

16. 併合判定表10号-15「身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する肢体の障害は、以下に示す程度のものをいいます。

- ①一上肢に機能障害を残すもの
- ②一下肢に機能障害を残すもの

**別表4 要介護状態**

要介護状態とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表の①に該当し、かつ、下表の②～⑤のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- |                           |
|---------------------------|
| ① ベッド周辺の歩行が自分でできない。       |
| ② 衣服の着脱が自分でできない。          |
| ③ 入浴が自分でできない。             |
| ④ 食物の摂取が自分でできない。          |
| ⑤ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分でできない。 |

**備考【別表4】****1. 器質性認知症**

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

**① 「器質性認知症」**

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

**② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」**

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

**2. 意識障害**

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することができる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

### 3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害  
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害  
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害  
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

### 備考1. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11. 2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12. 2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13. 2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14. 2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15. 2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16. 2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18. 2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19. 2

## 代理請求特約条項

---

1. 総則	582
第1条（特約の締結）	582
2. 保険金等の代理請求	582
第2条（保険金等の代理請求）	582
第3条（代理請求できない場合）	583
3. 特約の失効および消滅	583
第4条（特約の失効および消滅）	583
4. 指定代理請求人の変更または解除	583
第5条（指定代理請求人の変更または解除）	583
5. 特約の解約	583
第6条（特約の解約）	583
6. 主約款の準用	583
第7条（主約款の準用）	583
7. 特別取扱	583
第8条（中途付加の場合の取扱）	583
第9条（告知義務違反による解除等の通知）	583
第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）	583
第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）	583
第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）	584
第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	584
第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	584
第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）	584
第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）	584
第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）	584
第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）	585
別表1 請求書類	586

## 代理請求特約条項

### 1. 総則

#### 第1条（特約の締結）

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。ただし、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人であるときは取り扱いません。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

### 2. 保険金等の代理請求

#### 第2条（保険金等の代理請求）

1. この特約を付加した場合、次に定めるところにより代理請求を取り扱います。
  - (1) 被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金、年金、一時金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、その保険金等の受取人が保険金等を請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。
  - (2) 被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、保険契約者の代理人が、保険料の払込免除を請求することができます。
2. 前項の保険金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）は、次の者とします。
  - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
    - ① 次の範囲内の者
      - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
      - イ. 被保険者の直系血族
      - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
      - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
    - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人または保険契約者のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
      - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
      - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
      - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
  - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。
    - ① 死亡保険金（死亡給付金または収入保障年金を含みます。）の受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
    - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
    - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
3. 前2項の規定により、代理請求人が保険金等または保険料の払込免除の請求をするときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める書類を提出してください。
4. 前3項の規定により、保険金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いましたは会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被

保険者の診断を求めたときも同様とします。

### 第3条（代理請求できない場合）

前条の規定にかかわらず、代理請求人の故意により保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、その者は代理請求人としての取扱いを受けることができません。

## 3. 特約の失効および消滅

### 第4条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は同時に消滅します。
  - (1) 主契約が消滅したとき
  - (2) この特約を付加した主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が法人に変更されたとき

## 4. 指定代理請求人の変更または解除

### 第5条（指定代理請求人の変更または解除）

1. 保険契約者は、別表1に定める書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または解除をすることができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
2. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

## 5. 特約の解約

### 第6条（特約の解約）

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 6. 主約款の準用

### 第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めがないときは主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

## 7. 特別取扱

### 第8条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約の締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時以後に請求する保険金等の支払について、この特約の取扱を行います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

### 第9条（告知義務違反による解除等の通知）

この特約が付加されている場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、代理請求人に通知します。

### 第10条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または主契約に付加されている特約の特約条項中、保険金等の受取人または保険契約者の代理人による保険金等または保険料の払込免除の請求に関する規定は適用しません。

### 第11条（主契約が養老保険等の場合の取扱）

この特約が養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）

に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

#### **第12条（主契約が生存給付金付定期保険等の場合の取扱）**

この特約が生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付定期保険に付加されている場合において、生存給付金付定期保険普通保険約款または5年ごと利差配当付生存給付定期保険普通保険約款の婚姻時の特別取扱に関する規定により被保険者が変更されたときは、この特約は消滅するものとします。

#### **第13条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）**

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

#### **第14条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）**

この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

#### **第15条（主契約が医療保険の場合の取扱）**

この特約が医療保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

#### **第16条（主契約がガン保険等の場合の取扱）**

この特約がガン保険またはガン保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「被保険者」を「主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条（特約の締結）および第4条（特約の失効および消滅）第2項第2号の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」を「主契約のガン入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - (1) 主たる被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主たる被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

#### **第17条（主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合の取扱）**

この特約が5年ごと利差配当付こども保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第2号の適用に際しては、「被保険者と保険契約者が同一の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」を「請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保

険契約者が保険料の払込免除を請求することができないとき」と読み替えます。

- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第2項第1号の適用に際しては、「保険契約者が被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」を「保険契約者が次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者」と読み替えます。
- (3) 第2条（保険金等の代理請求）第2項の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (4) 別表1の適用に際しては、「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

#### 第18条（主契約に傷害特約等が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新通院特約（以下「傷害特約等」といいます。）が付加されている場合、第2条（保険金等の代理請求）の適用に際しては、次に定めるところによります。

- (1) 「被保険者」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険金等の代理請求）第1項第1号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - (1) 主契約の被保険者と主契約または主契約に付加されている特約の保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人が同一の場合で、主契約の被保険者が支払事由に該当したときの保険金等について、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、保険金等の受取人が請求することができないときは、保険金等の受取人の代理人が、保険金等を請求することができます。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
保険金等または保険料 払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めたときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 代理請求人の戸籍謄本 (7) 代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第2条
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第5条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

## 特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	587	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	590
第2条（特約による条件）	587	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	590
第3条（普通保険約款の不適用）	588	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	591
第4条（特約の解約）	588	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	591
第5条（解約返戻金）	588	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	591
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	589	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	591
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	589	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	591
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	589	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	592
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	589	第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）	592
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	590	別表1 対象となる特定感染症	593
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	590		
第12条（主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱）	590		

## 特別条件特約条項

### 第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

### 第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方によります。

#### (1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険年度	保険金削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態のうち、次の①から⑤までに定める状態または国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定された状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がいかなる場合であっても、高度障害状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態に該当したことまたは国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定されたことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ⑤ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

### 第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行いません。
  - (1) 払済保険への変更
  - (2) 延長保険への変更
  - (3) 保険契約の更新
2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合  
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。
  - (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合  
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
  - (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合  
保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に取り扱います。

### 第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

### 第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。
2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるとき

はこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。

- (1) 保険料の自動振替貸付
- (2) 契約者貸付

3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

## 第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

## 第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

## 第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。
  - ① 保険料払込中の場合  
保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
  - ② 前①以外の場合  
経過年月数により計算します。
- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

## 第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - ① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合

主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

#### 第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

#### 第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
  - (1) 主契約の低解約返戻金割合が0%の場合  
この特約の解約返戻金はありません。
  - (2) 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の場合  
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。
2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

#### 第12条（主契約が無解約返戻金型遅減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型遅減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

#### 第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

#### 第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

## 第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

## 第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

## 第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特則が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

## 第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 $\alpha$ に付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- (3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 $\alpha$ に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

## 第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

- (1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合

この特約の解約返戻金はありません。

- (2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

2. この特約が低解約返戻金特則が付加された三大疾病給付特約 $\alpha$ 、女性疾病給付特約 $\alpha$ 、先進医療特約 $\alpha$ 、室料差額給付特約 $\alpha$ 、脳卒中治療支援特約 $\alpha$ またはガン診断給付特約 $\alpha$ に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

## 第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

## 第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。

- ① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- ② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。

- (5) 主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

**別表1 対象となる特定感染症**

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の ・腸チフス	A01.0
・パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
・マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
・エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(注) 上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。



## 保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	595	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	596
第2条（保険料の払込）	595	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	597
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	595	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	597
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	595	第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）	597
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	595		
第6条（特約の消滅）	596		
第7条（主約款の準用）	596		

## 保険料口座振替特約条項

### 第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

### 第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

### 第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

### 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
  - (1) 保険料月払契約  
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
  - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約  
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

### 第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知の

うえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

## 第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

## 第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

## 第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

### 第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があつたものとします。
3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があつたものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

### 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があつたものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

#### (1) 保険料月払契約

会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

- (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約  
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

### 第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 $\alpha$ のときは新ガン保険 $\alpha$ 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

### 第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

### 第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日



## クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	599	第6条（主約款の準用）	600
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	599	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	600
第3条（保険料の払込）	599	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	600
第4条（諸変更）	599	第9条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）	600
第5条（特約の消滅）	599		

## クレジットカード扱特約条項

### 第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

### 第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

- 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
- 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

### 第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
  - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

### 第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

### 第5条（特約の消滅）

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
  - 保険契約が消滅または失効したとき
  - 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
  - 主約款の規定により保険料を前納したとき
  - 主約款の規定により契約者が変更されたとき
  - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかつたとき
  - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

#### **第6条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

#### **第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 $\alpha$ のときは新ガン保険 $\alpha$ 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

#### **第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
    - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
      - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
      - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
    - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

#### **第9条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

## 団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	601	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	602
第2条（保険料率）	601	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	602
第3条（保険料の払込）	601	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	602
第4条（保険料の一括払）	602	第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）	603
第5条（保険証券）	602		
第6条（特約の消滅）	602		
第7条（主約款の準用）	602		

## 団体扱特約条項

### 第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
  - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
  - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
  - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
  - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

### 第2条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
  - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
    - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
    - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
    - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
    - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
  - 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

### 第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
  - 保険料月払契約  
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
  - 保険料年払契約および保険料半年払契約  
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

#### **第4条（保険料の一括払）**

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

#### **第5条（保険証券）**

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

#### **第6条（特約の消滅）**

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
  - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
  - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
  - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
  - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
  - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

#### **第7条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

#### **第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）**

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

#### **第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

#### **第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
    - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
      - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
      - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
    - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前にある場合は、前号に規定する日

## **第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日



## 準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	605	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	606
第2条（保険料率）	605	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	606
第3条（保険料の払込）	605	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	606
第4条（保険料の一括払）	605	第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）	606
第5条（保険証券）	606		
第6条（特約の消滅）	606		
第7条（主約款の準用）	606		

## 準団体扱特約条項

### 第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
  - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
  - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
  - 団体において一括集金が可能であること
  - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

### 第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

### 第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
  - 保険料月払契約  
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
  - 保険料年払契約および保険料半年払契約  
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者は領収証を発行しません。

### 第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

## **第5条（保険証券）**

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

## **第6条（特約の消滅）**

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
  - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
  - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
  - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
  - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
  - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

## **第7条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

## **第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）**

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

## **第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 $\alpha$ のときは新ガン保険 $\alpha$ 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

## **第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
    - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
      - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
      - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
    - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

## **第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日



## 集団扱特約条項

第1条（特約の締結）	609	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	610
第2条（保険料率）	609	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	610
第3条（保険料払込方法（回数））	609	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	610
第4条（保険料の払込）	609	第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）	610
第5条（保険証券）	609		
第6条（特約の消滅）	610		
第7条（主約款の準用）	610		

## 集団扱特約条項

### 第1条（特約の締結）

この特約は、官公庁、会社、工場、同業者組合、連合会等の団体（以下「集団」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、集団を通じ申出があるときに締結します。

- (1) 集団もしくはその代表者またはその所属員（所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。）を保険契約者とする保険契約であること
- (2) 集団の所属員（所属員の使用人を含め、所属員が事業者団体の場合はその構成員または構成員の使用人を含めます。以下本号において同じ。）またはその所属員と同居する親族もしくはその所属員の扶養する親族を被保険者とする保険契約であること
- (3) 集団が会社と集団取扱契約を締結していること
- (4) 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること

### 第2条（保険料率）

この保険契約については、集団扱保険料率を適用します。

### 第3条（保険料払込方法（回数））

この保険契約の保険料払込方法（回数）は、集団を通じて同一であることを要します。

### 第4条（保険料の払込）

1. 第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
  - (1) 保険料月払契約  
会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
  - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約  
会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。
3. 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2回以後の保険料は、その払込期間中、集団を経由して払い込んでください。
5. 前4項の場合、集団から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
6. 集団から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を集団に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

### 第5条（保険証券）

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団またはその代表者に発行することができます。

## **第6条（特約の消滅）**

1. 次のいずれかの場合には、この特約は既払込保険料の充当期間が満了した時に消滅します。
  - (1) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき
  - (2) 集団取扱契約が解除されたとき
2. 前項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険料率を将来にわたって更正します。

## **第7条（主約款の準用）**

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

## **第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）**

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から集団を経由して払い込む場合、第4条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、集団を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、集団に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、集団を経由してその保険料を払い込んでください。

## **第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 $\alpha$ のときは新ガン保険 $\alpha$ 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

## **第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
  2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
    - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
      - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
      - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
    - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

## **第11条（ガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合の特則）**

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 $\alpha$ が付加された新医療保険 $\alpha$ に付加した場合には、ガン診断給付特約 $\alpha$ 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
  - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
  - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

## 保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約条項（復活・中途付加・特約更新用）

第1条（特約の目的）	611	第6条（5年ごと利差配当付こども保険の養育年金受取人の変更）	612
第2条（特約の適用）	611	第7条（保険金等の受取人の変更の制限）	613
第3条（会社への通知による死亡保険金等の受取人の変更）	611	第8条（復活の際の保険証券）	613
第4条（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）	611	第9条（その他）	613
第5条（5年ごと利差配当付個人年金保険の年金受取人の変更）	612	別表1 請求書類	614

## 保険法施行に伴う取扱の変更に関する特約条項（復活・中途付加・特約更新用）

### 第1条（特約の目的）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）の施行前に締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約（保険金または給付金等の給付があるものに限ります。以下「主特約」といいます。）が次の各号に該当した場合に、その取扱を、保険法の規定にもとづいて一部変更することを目的としたものです。

- (1) 主契約が復活したとき
- (2) 主契約に主特約が中途付加されたとき
- (3) 主契約に付加されている主特約が更新されたとき

### 第2条（特約の適用）

この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主特約の特約条項における規定にかかわらず、第3条から第8条に定める事項については、この特約条項の規定にもとづいて取り扱うものとします。

### 第3条（会社への通知による死亡保険金等の受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金等（死亡給付金、収入保障年金または満期保険金のことをいいます。以下同じ。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡保険金等の受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社は、その既に支払った死亡保険金等を重複しては支払いません。
3. 死亡保険金等の支払事由の発生以前に死亡保険金等の受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金等の受取人とします。
4. 前項の規定により死亡保険金等の受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡保険金等の受取人になった者のうち生存している他の死亡保険金等の受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡保険金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 本条の規定による死亡保険金等の受取人の変更是、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
7. 死亡保険金等の受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
8. 本条の規定を適用することについて保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、第2項および第7項を除いて、本条の規定を適用しません。

### 第4条（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等の受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金等の受取人の変更是、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡保険金等の受取人の変更是、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 本条の規定による死亡保険金等の受取人の変更是、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
5. 死亡保険金等の受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
6. 保険契約者から、本条の規定を適用しない旨の申出があった場合には、本条の規定を適用しません。

## **第5条（5年ごと利差配当付個人年金保険の年金受取人の変更）**

1. 主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合、会社への通知による年金受取人の変更は次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。また、年金受取人が被保険者と同一の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することはできません。
  - (2) 年金支払開始日以後に、前号の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
  - (3) 第1号の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
  - (4) 年金受取人が変更されたときは、保険証券または年金証書に表示します。
  - (5) 保険契約者が年金受取人である場合、年金支払開始日前に保険契約者が死亡したときは、年金受取人は被保険者に変更されたものとします。この場合、保険証券に表示を受けてください。
  - (6) 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡したときは、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。この場合、年金証書に表示を受けてください。
  - (7) 本項の規定を適用することについて保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、第3号および第4号を除いて、本項の規定を適用しません。
2. 主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合、遺言による年金受取人の変更は次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 被保険者が年金受取人である場合、年金支払開始日前に限り、保険契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人を保険契約者の承継人に変更することができます。
  - (2) 前号の年金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
  - (3) 前2号による遺言による年金受取人の変更是、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - (4) 年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
  - (5) 本項の規定を適用することについて保険契約者からあらかじめ反対の旨の申出があった場合には、本項の規定を適用しません。

## **第6条（5年ごと利差配当付こども保険の養育年金受取人の変更）**

1. 主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合、会社への通知による養育年金受取人の変更は次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、養育年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の養育年金受取人は、主約款第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）に定める範囲内のいずれか1人であることを要します。
  - (2) 前号の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の養育年金受取人に養育年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の養育年金受取人から養育年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った養育年金を重複しては支払いません。
  - (3) 保険契約者の死亡後に、第1号の規定によって養育年金受取人が変更されたときは、変更後の養育年金受取人を保険契約上的一切の権利義務の承継人とします。
  - (4) 養育年金の支払事由の発生以前に養育年金受取人が死亡したときは、被保険者を養育年金受取人とします。
  - (5) 養育年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
  - (6) 本項の規定を適用することについて保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、第2号および第5号を除いて、本項の規定を適用しません。
2. 主契約が5年ごと利差配当付こども保険の場合、遺言による養育年金受取人の変更は次の各号のとおり取り扱います。
  - (1) 前項に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、養育年金受取人を変更することができます。この場合、変更後の養育年金受取人は、主約款第2条（保険契約者・養育年金受取人の範囲）に定める範囲内のいずれか1人であることを要します。
  - (2) 前号の養育年金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
  - (3) 前2号による遺言による養育年金受取人の変更是、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
  - (4) 前3号の規定によって養育年金受取人が変更されたときは、変更後の養育年金受取人を保険契約上の一

切の権利義務の承継人とします。

- (5) 養育年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。
- (6) 本項の規定を適用することについて保険契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本項の規定を適用しません。

#### 第7条（保険金等の受取人の変更の制限）

主契約または主特約の保険金等の受取人が主約款または主特約の特約条項によりあらかじめ定められている場合には、保険金等の受取人はその者以外には変更できません。

#### 第8条（復活の際の保険証券）

主約款の規定により主契約が復活した場合、会社は、保険証券を新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。

#### 第9条（その他）

1. この特約を附加した場合でも、保険証券には記載しません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 主契約が更新された場合、この特約は消滅します。

**別表1 請求書類**

項目	提出書類	該当条文
会社への通知による死亡保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第3条
遺言による死亡保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第4条
会社への通知による年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人代表者選任届 (6) 相続人の印鑑証明書	第5条
遺言による年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第5条
会社への通知による養育年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第6条
遺言による養育年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 被保険者の印鑑証明書	第6条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		



# 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、特約中途付加にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、特約中途付加をお申込みいただくようお願いいたします。

## 特に

しおりの  
ページ

● 個人情報の取扱いについて	6
● 特約中途付加のお申込みについて	9
● お申込内容等を確認させていただく場合があります	10
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	10
● 生命保険募集人について	10

等は、特約中途付加に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、告知および保険料の受領等代理店もしくは社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

**MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社**

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

ご契約内容に関するお問い合わせの際は、プライバシー保護のため、契約者（給付金等請求の場合は受取人）さまご本人からご連絡ください。

お客様  
サービスセンター

**0120-324-386** (無料)

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00  
(日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページ <http://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】